

も昔から採用せられない事であるといふのである。

(天地神の御末なれば云々) わが國は天地開闢の神の御末である事は上來述べた所の如くであるから、何の故にか、後世の吳の太伯の子孫であるべきか。さやうな譯はないといふのである。

(三韓震旦に通じてより以來云々) この事は事實であつて、下にいふ姓氏録を見れば、その數も少くはないと云ふ事を知るのである。秦始皇の末といふのは秦宿禰、秦忌寸などが著しく、又秦川勝などいふ人がある。漢の高祖の子孫といふのは有名な文宿禰、文忌寸で、王仁の子孫がそれである。又後漢の靈帝の子孫も頗る多いが、その子孫中で著しいのが坂上氏で田村麿などがその血統である。高麗王の孫では高麗福信があり、百濟王の子孫では後の大内義隆などがある。

(それならぬ蕃人の子孫も來りて云々) その外の外國人の子孫の事も姓氏録を見れば、古代のさまが一通見らる。姓氏録は嵯峨天皇の弘仁六年に勅命が在つて、萬多親王藤原園人等が撰録し上つた書で、畿内に籍の在つた諸氏をば皇別神別番別の三種に區分してその系統を正し録した書で、三十卷あり、今も傳はつてゐる。この書の序の中に「三韓蕃實稱日本之神胤」といふことがあり、又この撰録は桓武天皇の御志を繼がせられたのであると見ゆる。それは上にあげた延暦十八年十二月の勅に見えた事をさしたるものと思はる。

(それも人民に取ての事なるべし) 三韓震旦等の人々の子孫が日本人のうちに混じてあるといふことは否定の出來ぬことであるが、姓氏録の編纂も起つたのであるが、それらの事も、日本臣民について起つた事で、皇室の御血統に關係していふ事ではないとの意。

(異朝にも人の心區なれば云々) この倭が吳太伯の後といふ事は支那人の云つた事だと撰者は謂つて居らるが、「自謂」とある以上、わが國人のいひ出した事かも知れないことは上に述べた。

(後漢書よりして云々) 支那の正史でわが國の事を記したのは前にもあげた様に、後漢書をはじめとして、殆ど代々の正史に荒々と記してあるが、その内には事實に一致した事もあり、又合點の行かぬ事も在るといふのである。その事實共を一々はこのにあげる事は出來ぬから今は省く。

(唐書には日本の皇代記を神代より光孝の御代まで明にのせたり) 唐書に舊新二書あるが、こゝは新唐書をさす。新唐書は宋代に編纂したもので、本紀、志、表は歐陽修が撰し、列傳は宗祁の撰したものであるが、その東夷列傳中、日本の傳がある。そこに「其王姓阿每氏、自言初主號天御中主、至彦瀲凡三十二世皆以尊爲號居筑紫城。彦瀲子神武立。

更以天皇爲號、徙居大和洲。(中略) 次文德、次清和、次陽成、次光孝直光啓元年」とある。光啓元年は唐の僖宗の世で、わが仁和元年で光孝天皇の即位第二年である。さてこの記事は誤がないとも言はれぬが、大體は事實に合してゐるのである。これらが、前に「符合したる事もあり」といつたうちの最も確かな部分である。それでこれを例にあげられたのであらう。

さても此御時武内大臣筑紫を治めんために彼國に遣はされける比、弟の讒に依りて、既に追討せられしを、大臣の僕眞根子と云ふ人あり。かほ形大臣に似たりければ、相かはりて誅せらる。大臣忍びて都に上りて科なき由を明らめられにき。上古神靈の主猶かかるあやまちましくしかば、末代争かつつしませ給はざるべき。

(さても此御時武内大臣云々科なき由を明らめられにき) この事は日本紀この天皇の九年の紀に記してある事を要をあげたのである。その弟といふのは甘美内宿禰である。眞根子は壹伎直眞根子といふ人であるが、この人は武内宿禰の下僚ではあつたが、僕といふのは稍違つてゐるであらう。

(神靈の主) 神靈にまします主上といふこと。この天皇八幡大神とあらはれましたによつて神靈の主と申したのであらう。(説) この末の上古神靈の主云々とあるのは上古神靈の主でまします天皇にもなほかやうに讒を信じて忠臣を誅せうとせられたやうな御過失があることであるから、これに鑑みて、末代の帝王は慎みたまはずしてはあるべからずと御訓誠にわたることを注意したので、かくの如き所で、著者の用意のある所を窺ふべきである。

「に」底本脱
す、他本によ
りて補ふ、
「か」はりて「底
本」替テ」と
す、他本によ

天皇天下を治め給ふ事、四十一年、百十一歳おはしましき。

(天皇天下を治め給ふ事四十一年) これは日本紀の傳である。

(百十一歳おはしましき) これも日本紀によられたものと思ふが、流布本には「時年一百一十歳」とある。但し永享本にはこの通り百十一歳とあるし、本紀によつて推算してもさうであるから、流布本は誤つてゐるのである。古事記には百三十歳と傳へてゐる。

(説) 以上で應神天皇の御世の記事は終へたのであるが、この天皇が後に八幡大神として現れますよつて、事の次にそれを述べられたのが、次節である。而してそれからそれと、治國の要道にまで話は開展して行く。

「あり」底本
「在」とす
本によりて改む

欽明天皇の御代に初めて神と顯れて、筑紫の肥後國菱形池と云ふ所に顯れ給ふ。我は八皇十六代譽田八幡丸也との給ひき。譽田は本の御名、八幡は垂迹の號也。聖武天皇東大寺建立の後巡禮し給ふべき由詔宣ありき。仍て威儀を調へて迎へ申さる。又神託ありて御出家の儀ありき。聽彼寺に勸請し奉らる。されども猶勅使などは宇佐に參りき。清和の御時大安寺の僧行教字佐に詣でたりしに靈告ありて今の男山石清水に移ります。爾來行幸も奉幣も石清水にあり。一代一度宇佐へも勅使を奉らる。

(欽明天皇の御代に云々) これは、八幡大神の現れ給うたことを記したものであるが、直接に據られた典據を知らない。

扶桑略記にも似た記事が、欽明天皇三十二年の條に出てるが、それには「田彼縁記文」とあるから宇佐八幡縁起によつたと思はるが、これも、さうかも知れぬ。然しながらそれには「我者是禮日本人皇第十六代譽田廣幡八幡」であつて、

(我は八皇十六代譽田八幡丸也) とは見えぬ。二十二社本縁の石清水事のうちに「垂迹之初ハ我並譽田乃八幡丸奉勅之給志與利八幡靈和申也」とあるが、このやうなものからの影響があるのであらう。

(譽田は本の御名、八幡は垂迹の號也) この説明は二十二社本縁の石清水事のうちに「譽田和往昔乃御號八幡和光乃御稱也」とあると同じ。これは八幡といふは神としてあらはれ給ふ方の名であるといふのである。垂迹は本地と對する語で佛教が神道に習合しようとして起した術語である。即ち本地たる佛菩薩が、ある方便の爲に此世に迹を垂れて種々の身相を現するのをいふ。

(聖武天皇東大寺建立の後云々) この事は續日本紀卷十七に天平勝寶元年十一月に「八幡大神託宣向京」とあり、十二月に京に着き給ふとあるが、その時には參議石川朝臣年足、侍從藤原朝臣魚名等を迎神使とし兵士百人以上を以て迎へ奉り、更に京に入りたまふ時には五位十人、散位二十人、六衛府舍人各三十人をして迎へさせられたと見ゆるが「於宮南梨原宮造新殿以爲神宮」と見ゆる。而して東大寺の大佛の造立の成功したのは八幡大神の神助であるといふことは續日本紀その他諸書に見ゆるので、この神と大佛とは深い關係があるのである。

(又神託ありて御出家の儀ありき) これは八幡大神が受戒あらせられた事をいふのであるが、その事は宇佐八幡宮縁起に見えて、天平二十年九月一日に託宣があつたとある。

(聽彼寺に勸請し奉らる) これは東大寺鎮守の八幡宮で今手向山神社と申すのをさすのであるが、これはこの神が最初上京せられた時に梨原宮の南に營まれた神宮といふのがそれであるが、後大佛殿の東南に移り建長二年更に移つて今の處に鎮められたのである。

(されども猶勅使などは宇佐に參りき) この事は有名な和氣清磨が勅使として宇佐神宮に神託を請ひに赴き、復命して皇基を萬世に動きなくした事をはじめ、果代、八幡宮への重大事件の奉告祈念はその本たる宇佐八幡宮に奉られたのである。

(清和の御時、大安寺の僧行教字佐に詣てたりしに云々) これは男山石清水八幡宮の起源を云ふのであるが、その事は石清水八幡宮護國寺略記に見ゆる。

(爾來行幸も奉幣も石清水にあり) 男山への行幸は圓融天皇の天元二年三月廿七日に在つたのが始めて、それから後屢々行幸があつたが、白河天皇の承保三年から毎年三月を以て行幸の期と定められ、恒例となつて、この記の出來た頃までは行はれてゐたのである。又奉幣も歴代頻繁に行はれたが、朱雀天皇の朝、平將門藤原純友の亂ありし時の御祈願によつて、亂平ぎて後天慶五年四月二十七日に臨時祭を行はれたが、圓融天皇の、天祿二年三月八日にその祭を再興せられてからこの臨時祭が毎年の恒例となつて、所謂南祭と云て重大な儀式の一となつた。これは南北朝の戰亂中も絶えなかつたのである。

(二代一度字佐へも勅使を奉らる) この一代一度の字佐勅使は御即位毎に行はれたもので和氣清麿の復奏事件以後恒例となり、主として和氣氏の人を以てその使に充てられた。これが所謂字佐の和氣使であつて、この正統記撰述の時にも勿論行はれた。これは和氣清麿が皇基を安くし奉つた事と深い關係があるので重大な事であるが、中頃絶えたのを文化の頃から再興せられて、六十一年目毎に奉幣せられ、大正十二年は正にその事が在るべきであつて行はれなかつたのは如何なる理由であるか。草莽の間に在るものには窺ひ知る事は出來ぬが、確かに聖代の一不祥事であつて誠に残念な事といはねばならぬ。

(説) 以上八幡神の事實を大略述べたから、これから、その神の誓を述べようとするのである。

昔天孫天下り給ひし時御供の神、八百万在りき。大物主の神隨へて、天へ上れりしも八十萬の神といへり。今までも幣帛を奉らるゝ神三千餘座也。然るに、天照大神宮に並びて、二所の宗廟として八幡を仰ぎ申さるゝこと、いとたふとき御事也。八幡と申す御名は御詫宣に

底本「神」の下に「ラ」あり、行なれば他本に隨ひて省

「とあり」底本「在り」として改む。「者」とす、他本によつて改む。

「うつらせ」底本「寫らせ」他本「うづらせ」他本「うづらせ」にて假名とす。

得道來不動法性、示八正道垂權迹、皆得解脱苦衆生、故號八幡大菩薩。とあり。八正とは内典に、正見、正思惟、正語、正業、正命、正精進、正定、正惠是を八正道と云ふ。凡そ心正なれば、身口は自清まる。三業に邪なくして、内外眞正なるを諸佛出世の本懐とす。神明の垂迹も又是が爲なるべし。又八方に八色の幡を立てる事あり。密教の習、西方阿彌陀の三昧耶形也。其故にや、行教和尚には彌陀三尊の形にて見えさせ給ひけり。光明、袈裟の上。うづらせましくけるを頂戴して、男山には安置し申しけるとぞ。神明の本地を云ふ事は慥かならぬ類多けれども、大菩薩の應迹は昔より明かなる證據おはしますにや。或は又「昔於靈鷲山說妙法花經」こも或は彌勒也とも自在王菩薩也とも詫宣し給ふ。中にも八正の幡を立てて、八方の衆生を濟度し給ふ本誓能々思ひ入て奉るべきにや。

(昔天孫天下り給ひし時御供の神八百万在りき云々今までも幣帛を奉らるゝ神三千餘座也) これはわが國に多くの神々まします事をのべたのである。八百萬神といふ事は、祝詞や古典に屢見ゆる所であるし、大物主神が八十萬神を領して皇孫を守り奉ることも前に述べてある。今まで幣帛を奉らるゝ神といふのは、延喜式の神名帳に登録せられた神がすべて三千一百三十二座であるのをさへられたのである。

(然るに天照大神宮に並びて二所の宗廟とて八幡を申さるゝこといとたふとき御事也) これはその數多い神々のうちで天照大神の絶對至尊でましますことは申すまでもないが、この大神宮に並んでこの八幡大神が二所宗廟と云はれて仰ぎ奉られてゐるといふのは非常な事であるといふので、八幡大神の御事をこれから特に申して見ようとするのである。二所の宗廟といふのは伊勢八幡の二神宮をさすのであるが、伊勢神宮を宗廟といふことは既にあげた。八幡を宗廟といふ事は廿二社本縁中石清水事の條に「清和天皇御宇貞觀年中云々自是擬之天宗廟仁被之官幣乎」といふ所から後漸くに生じた事であらうが、大江匡房の管崎宮記には「本國之宗廟也」とある。二所宗廟と云ふ事は本書の外、拾芥抄に「兼豐注進云宗廟事大神宮石清水御事也」とあるが卜部兼豐は親房卿と略同時の人である。八幡愚童訓には第二宗廟と云つてゐる。

(八幡と申す御名は御陀宣に云々) この託宣は、二十二社本縁にも見ゆるが、宮寺縁事抄によると、光仁天皇の皇子勝尾寺の開基の開成皇子が寫經の時に衣冠の人があらはれたに對して誰人ぞと問奉つた時に偈を以て答へられたといふ、その偈である。その意は「得道してよりこのかた法性を動かさず、八正道を示して權迹を垂れ、皆、苦の衆生を解脱することを得たり。故に八幡大菩薩と號す」といふのであるが、これはもとより垂迹説によつて説くべきもので純神道ではないが、しかし、全く無意味では勿論なく、相當に深い精神がこもつてゐるのである。このうち主要な點は撰者自身の説明があるから、こゝにはいふ必要がないが、要するに八幡の號は八の幡を以てその本懐の標幟としたから起つた名稱で、その八の幡は八正道を示すものであるから、八幡大菩薩といふ號は、八正道の具象化したものといふべきである。それ故に次には八正道を主として説いてゐる。

(八正とは云々是を八正道と云ふ) 八正道とは俱舍論に出てゐる道德修行上の名目である。大藏法數に曰はく「八正道、謂此八法不依偏邪而行故名爲正。復能通至涅槃故名爲道。一、正見、謂人修無漏道見四諦分明、破外道有無等種種邪見是爲正見。二、正思惟、謂人見四諦時、正念思惟、觀察籌量、令觀增長、最爲正思惟。三、正語、謂人

以無漏智慧常攝口業、遠離一切虛妄不實之語、是爲正語。四、正業、謂人以無漏智慧、修攝其心、住於清淨正業、斷除一切邪妄之行、是爲正業。五、正命、謂出家之人、當離五種邪命利養、常以乞食自活其命、是爲正命。六、正精進、不雜名精、無間名進、謂人勤修戒定慧之道、一心專精無有間歇、是名正精進。七、正念、謂人思念戒定慧正道及五停心助道之法、能進至涅槃、是名正念。八、正定、謂人攝諸散亂身心寂靜、正住眞空之理、決定不移是名正定」とある。八正道と名づくるは、この八の法は偏らず、邪ならず、中正にして、之を行へば涅槃に至る道の義で、出家修行の善と世間道德の善とを含んでゐる。本書のは名目が少しくちがふ。次にその要を示す。

- 正見 正善なる見解の義で、苦集滅道の四諦の理、因果應報の理法等を信すること。
- 正思惟 正善なる思慮分別の義、四諦等の理に明かな上に、更によくその義理の存する所を思慮分別すること。
- 正語 正善な言語の義で、惡業となるべき一切の語を發せぬこと。
- 正業 正善なしわざの義で、殺生、偷盜、邪淫等の行爲をせぬこと。
- 正命 正善な道に依つて生活すること。
- 正精進 正業正命を行ふ爲に勇猛心を起して精進すること、即ち未發の惡を防ぎ未生の善を助長すること。
- 正定 心を寂靜の境に止めて亂散せしめぬこと。
- 正惠(慧) 眞智を起して正法を思念すること。

(凡そ心正なれば身口は自清まる) これは上の八正道を要約して云つたものである。この身體と言語と心意とでなす作業を、三業といふ。

(三業に邪なくして内外真正なるを諸佛出世の本懐とす) 一切の諸佛が衆生を教化濟度せむが爲に人間世界に出づるところの本來の目的はこの八正道にあるといふのである。

(神明の垂迹も又是が爲なるべし) 神のこの世にあらはれたまふ本懐もそれと同じであらうといふ。これは即ち本地垂迹説の當然導き至るべき點である。

(又八方に八色の幡を立つる事あり) 佛教の道場、灌頂の戒壇の上に八方に八色の幡を立つる事がある。それは東方に白色東南に紅色、南方に黑色、西南に烟色、西方に赤色、西北方に青色、北方に黄色、東北に赤白色の幡を立つる事になつてゐるが、それらの幡の形は顯教では頭首は三角形であるが、それは佛智を表し、地體は四角形のもの三箇である

が、それは、大定、智、悲の三徳をあらはし、左右に八の手が下つてゐるが、それは八正道をあらはし、その手が各二枚から成つてゐるのは自利利他の二義を表したもので、足が四あるのは四神足をあらはすといつて居る。そこでこれらの幡が、八正道の表示であると見らるる譯になる。

(密教の習、西方阿彌陀の三昧耶形也) 密教は眞言秘密の教にして、それに對して他の宗派を顯教といふ。密教では三昧耶形といふことをいふ。これは佛が衆生化益の爲に種々の本誓を發し、その本誓に依りて各々現する所の諸尊所持の器仗、印契等の形をいふ。その三昧耶形を圖に配した曼荼羅に於いての西方阿彌陀佛の三昧耶形が、幡であるといふのであらう。

(其故にや行教和尚には見えさせ給ひける) 行教は武内宿禰の末裔で紀兼弼の子であつたが出家して大安寺に住してゐた。貞觀元年に宇佐八幡宮に一夏九十日の間、晝夜參籠して祈請した時に八幡宮が阿彌陀如來の形であらはれ給うたといふのであるが、それは二十二社本縁に傳ふる所である。「清和天皇貞觀年中大安寺僧行教參詣^{天彼宮}」一夏九旬乃間叮嚀^{仁奉}法施^{大菩薩感應}天阿彌陀三尊^{乃形仁化現之多摩宇}とある。陀三尊とは本尊阿彌陀如來とその脇侍の觀世音菩薩と大勢至菩薩とを云ふのであるが、これはその祭神が、八幡大菩薩と比賣神と大帶姫との三座であつたからであつて、石清水八幡宮では古はその本地佛を中御前阿彌陀、東御前觀音、西御前勢至と傳へて來たのである。

(光明袈裟の上にうづらせましくけるを云々男山に云々) この事も二十二社本縁に見ゆる。かやうにして男山の石清水八幡宮が出來たのである。

(説) 以上は八幡大神が、宇佐にあらはれたまひ、男山にその別宮が出來るまでの事を叙したのであるが、これからその八幡宮垂迹の本懐を述べて王者の參考に供しようとするのである。

(神明の本地を云ふ事は云々) 本地垂迹の説は元來佛教者が、その布教の方便としてわが神とその佛とを融合せしめようといふ事から起つたものであるから、たしかでないのは當然である。撰者がこれに論及したのは、さすがに佛教心辭家ではないと批評すべきである。しかし、この八幡大菩薩は、元來がわが國の天皇の垂迹であることで他の場合とは異なる譯であるし、又昔から明かな證據がありになるやうだといふのであるが、述者はその證據が何であるかを未だ知らぬ。應述は應現垂迹の約であらう。廣現とは佛菩薩が衆生の幾に應じて身を示現することである。(或は又云々説宣し給ふ) このうち「昔於靈鷲山説妙法花經」といふのは本地が釋迦佛であるといふ事になるのであるが、

宮寺縁事抄に載する正宮碑文に「昔於靈鷲山説妙法花經爲度衆生故、示現大菩薩」とも見え、又正宮柱虫食文にも略同様の文があつて、それは明かに本地が釋迦佛であるといふ事は八幡宇佐宮御託宣集にも見ゆるし、元慶元年十一月十二日の託宣であると載せてゐる。又本地が彌勒であるといふ事の文獻は未だ見ないが、宇佐八幡の神宮寺が神託に依つて彌勒を本尊として彌勒寺と稱し、又各地にも八幡宮に縁故の在る彌勒寺が少くない。それ故に彌勒が本地であるといふ信仰も生じてゐたのであらう。又大自在菩薩といふのは護國靈驗威力神通大菩薩といふ稱號の略であるが、この號は八幡宇佐宮託宣集によると、當初からの御名の様であるが、東大寺要錄卷四に引いてゐる弘仁六年十二月十日の太政官符によれば、これは天應年間に護國靈驗威力神通大菩薩といふ尊號を上られた。これは和氣清曆が豐前守である時に、かの護國の大託宣があつた事によつて上らるるやうに取計つたものと思はるるが、延暦二年五月に託宣があつて昔名は大自在王菩薩云々とあつたによつて奉られたものであることが明に知らるる。

(中にも八正の幡を立て、云々) 上の様に種々の本地説もあり、又神號もあるが、その中にも八幡の號は八正の幡を八方に立て、以て八方の衆生を正しい道に導き給ふといふ本誓をば、國民たる者はよく深く思ひ慮り奉つて、正善の道をふみ違へぬやうにすべきであるといふのである。

(説) 以上八幡宮の事より八幡の名義に及び、轉じて八正道を説き、再轉じて國民の正の道を守るべきを説く。これによつても撰者が佛説に溺るゝ愚人でなく、經世の達人であつた事がよく窺はるる。

さてこれから前に二所の宗廟といつたその因みと、こゝに正道を説いた縁とによりて、天照大神の教を説かうとするのが次節である。

天照大神も只正直をのみぞ御心とし給へる。神鏡を傳へましくし事の起は前にもしるし侍りぬ。又雄略天皇二十二年の冬十一月に伊勢の神宮の新嘗の祭夜深けてかたへの人々退り出でて後、神主物忌等計留りたり

しに、皇大神豊受大神、倭姫命にかゝりて詫宣し給ひしに、人は則ち天
 下の神物也。心神を破る事なけれ。神はたるゝに祈禱を以て前とし、冥
 は加ふるに、正直を以て本とすとあり。同二十三年二月重ねて詫宣し給
 ひしに、日月は四州を廻り、六合を照すと云へとも、正直の頂を照すべ
 しとなり。

「三」底本に
 し「梅」白
 北三本に
 て加ふより

(説) 前にも云つた通り、これから皇大神の教の正直の道を説かうとするのである。

(天照大神も只正直をのみぞ御心とし給へる) この事は次々に説いてゐる。

(神鏡を傳へまし〜し事の起は云々) これは天孫降臨の際の神勅である。

(又雄略天皇二十二年の冬十一月に云々) この事は御鎮座傳記に見えたものである。その文に曰はく「雄略天皇即位廿二

年倭姫命磯宮座。冬十一月新嘗祭之夜深天。雜人等退出之後、神主部物忌部等宣々、吾今夜承皇大神及止由氣皇大神勅

所託宣。汝正明開給傳、人乃天下乃神物也。莫傷心神、神垂以祈禱爲先、冥加以正直爲本、皆令得大道云々」とある。「神主」は禰宜祝部等の稱。「物忌」は神に奉仕する童男童女の總稱で、名義は忌み清まりて奉仕する意。伊勢

神宮のが最もよく知られてゐるが、賀茂、春日、平野、香取、鹿島にもおかれてゐた。

(人は則ち天下の神物なり云々) これ度會神道家の説く所の神道の要旨である。「人間は心中に神性を具足してゐる。従

つて人の精神は神と本質を同じくするもの故に、これを損ひ破つてはならぬ。神は祈禱するといふ事に於いて幸を垂

れ下し給ふによつて、祈禱を先とすべきものである。又幽冥即ち神は正直な者を加護し給ふ」といふのである。

(同二十三年二月重ねて詫宣し給ひしに日月は四州を廻り云々) これは倭姫命世記に出てゐる事である。曰はく「天皇即

位廿三年己未三月倭姫命召集於宮人及物部八十氏等宣々、云々心神則天地之本基、身體則五行之化生矣肆元元入元初、本本任本心、神垂以祈禱爲先、冥加以正直爲本利、夫尊天事地、崇神敬祖、則不絶宗廟經綸天業、又屏佛法息奉再拜神祇、日月廻四洲、雖照六合、須照正直頭、正詔命明矣。云々」とある。このうちの一節をこゝにあげられたのである。「四州」は印度でいふ四大洲のこと、「六合」は上下四方のこと。これは日月は四大洲又上下四方を普く照すものなれど、わけても正直の者を照し護るといふ意。

(説) 以上天照大神の教の一斑をあげたから、これから二所宗廟の教を總合して論ぜうとする。

されば、二所の宗廟の御心をしらんと思はば、只正直を前とすべき也。
 大方天地の間、ありとある人陰陽の氣を受けたり。不正にしては立つべ
 からず。殊更に此國は神國なれば、神道に違ひては一日も日月を戴くま
 じき謂れ也。倭姫の命人に教へ給ひけるは、黒心なくして、丹心を持ち
 て清潔く齋慎め、左の物を右に移さず、右の物を左に移さずして、左を
 左とし、右を右とし、左にかへり、右に廻る事もなく、万事違ふ事なく
 して大神に事れ、元を元とし、本を本とする故也となん。誠に君につか
 へ、神につかへ、國を治め、人を教へん事もかゝるべしとぞ覺え侍る。

「されば」底
 本、本文に「ケ
 レハ」とし「サ
 レハ」とし「サ
 し、梅、白、群
 三本は「大方」
 とし「北本」さ
 れば」とす
 今「されば」を
 「あり」とある
 底本「在ト在
 ル」とす、他本
 によりて假名
 とす
 「丹」底本「キ
 ヨキ」と訓す
 れど「アカ
 キ」なること
 明かなれば訂

少の事も心にゆるす所あれば、大に誤まる本と成る。周易に霜を履で堅氷に至ると云ふ事を孔子釋しての給はく、積善の家に餘慶あり。積不善の家には餘殃あり。君を殺し、父を殺す事も一朝一夕の故に非ずと云へり。毫釐も君をいらかせにする心をきざす物は必亂臣となる。芥蒂も親をおろかにする形在る物は果して賊子となる。此故に、古の聖人、道は須臾も放るべからず、離るべきは道に非ずと説けり。但、其末を學びて源を明めざれば、事に望みて覺えざる誤あり。其源と云ふは、心に一物を貯へざるを云ふ。然も虚无の内に留るべからず。天地あり、君親あり。善惡の報影響の如し。己が欲をすて、人を利するを前として、境に對する事鏡の物を照すが如く、明々として迷はざらんを誠の正道と云ふべきにや。代下れりて、自賤むべからず。天地の初は今日を初とする理あり。如之ず、君も臣も神を去る事遠からず。常に冥の知見を顧み、神の本誓

「親」梅本「臣」

を覺りて正に居せん事を志し、邪なからん事を思ひ給ふべし。

「思ひ給ふべし」底本「可」

(されば二所の宗廟の御心を云々) 以上云つた通りで、八幡大神の教も「正」といふことに歸し、天照太神の教も「正直」といふことであるから二所の宗廟の御心を知らうと思はゞ、只正直を第一とすべきであるといふのである。

(天地の間ありとある人云々) 「ありとある」とはある限りの意。

(不正にしては立つべからず) これは千古にわたる金言である。

(殊更に此國は神國なれば、神道に違ひては一日も日月を戴くまじき謂れ也) 神道は正直を根本とするがこの神道に違つては日本人として一日も生存し得ぬ道理があるといふのは神國の本質をやぶるものであるからである。

(倭姫の命人に教へ給ひけるは黒心なくして丹心を持ちて云々) これは倭姫命世記に出てある事である。曰はく(崇神)六十年の條に或る童女にあひて御供して神に仕奉るかと思ひ給うた時仕へ奉りませうと申し上げた時に教へ給うた語である。その文に曰はく「無黒心、志以丹心、天清潔、齋慎、美左物、不移、右物、不移、左志、左左右右、左歸右廻、事毛萬事、違事、奈久志、太神、爾奉仕、元元本本、本故也」とあつて、この文のまゝにあげられたのである。その意明白で、語を加ふる必要はないが、その事は道理至極してゐる。神道の教の極致はこゝにあるのであらう。それ故に、次に

(誠に君に仕へ神につかへ國を治め、人を教へん事もかゝるべしとぞ覺ゆる) といはれたので、これも亦別に語を加ふるまでもない。

(説) 以上の事に引つゞいてこゝに正直の道を修むるについての心得を説いてある。その言また誠に至言である。

(少の事も心にゆるす所あれば大に誤まる本となる) 「ゆるす」は「縦す」といふ文字にあつて、油斷することである。これは大學の「誠意」といふ教、又中庸の「其の獨を慎む」といふ事を誠を養ふ道とした事を基にしたものと考へらる。以下はその説明である。

(周易) 周の文王が編して周公がこれを述べ、孔子がその義を敷衍したもので、陰陽消長の理を説いたものである。

(霜を履で堅氷に至る) これは周易の坤の卦の初六の爻辭に「履霜、堅氷至」とあるのをさす。これはその象傳にこれを説いて「履霜、陰始凝也。馴致其道、至堅冰也」とあるやうに、ある事柄の生起するのは、その萌しが先づあつて、はじめは何でもない様に見ゆるが、漸次にそれが、進んで後には容易ならぬ事になるといふ道理を示したものである。

(孔子釋しての給はく積善の家に餘慶あり云々) これは孔子が周易の意を敷衍した十翼中の文言傳の坤の説明中の語である。その語は「積善之家必有余慶積不善之家必有余殃臣弑其君子弑其父一朝一夕之故」とあるのをそのままあげたのである。善事を引つゞいて行ふ時にはたとひその善事が極めて小で目に見えぬというても、積もりては大なる功德となるが故に、その徳の餘が、その家門にも及んで慶となり、又たとひその不善事が極めて小で、さし當り大なる都合が無いというても、積もりては大なる罪障となるが故に、その罪障がその家にも及んで、殃となるといふことを言つたものであるが、なほ君を弑し、父を弑すといふやうな最大悪事なども遽に起るものではなくてその悪事の行はるるやうに至るまでにはその源がある筈で、よく調ぶると、やはり、そのはじめは極めて些細と思はるるやうな事から出立してゐるといふのである。

(蓋も君をいかにせしむる心をきざす物は必ず亂臣となる、云々) 蓋といふは度に於いて一尺の千分一を蓋といひ萬分一を毫といふ如くに極めて微細なことをいふ。芥蒂もその義に近い。さてこれは禮記に「君子は始を慎む。差毫釐の若くにして繆千里を以てす」と云つてゐる精神で、この語を云はれたものである。亂臣と賊子とは亂賊の臣子といふべきを文章の上で二に分けて對語にしたもので、國家を亂り君父をそこなふ者をいふ。「果して」は「終に」といふ程の意。(此故に古の聖人道は須べも放るべからず云々) これは中庸に「道也者不可須臾離也。可離非道也」とあるのをさゝれたのであるが、中庸は孔子の孫子思が孔子の意に基づいて誠の道を説いた書である。道とは天地の理によつて人性に備はつたすぢみちであつて、人たるものゝしばらくも離るることの出来ぬものである。もししばらくでも離れてよいといふ事ならば、それは道ではないといふ意である。

(但其末を擧げて源を明めざれば事に望みて覺えざる誤あり) これは大學に「其本亂而末治者否矣」と云つてゐると同じ精神である。

(其源と云ふは心に一物を貯へざるを云ふ。然も虚无の内に留るべからず) これはその道の源たるものを説明したのであるが、その源といふは人その心に一毫の私心のないのをいふのであつて、それを心に一物を貯へないと云つた。しかし一物を貯へないと云ふのは虚无といふ事ではないといふのである。虚无といふのは種々の意味もある様であるが、ここは消極的否定主義をさしたものであらうが、こゝにいふ事はさやうな虚无の内に留るやうな事をいふのでなく明鏡止水の如き清朗で、しかも曇の無い絶大の積極的な不偏の心的態度をさしたものである。

(天地あり、君親あり) これは人はその本づく所を見れば、自然界にして見れば天と地とが在つてはじめて人があるのである、人間界にして見れば、君と親とが在つてはじめて我があるのであるから、その本源を忘れてはならぬことをさとらせようとしての言である。

(善惡の報影響の如し) 身口意三業の善惡に應じてそれ〴〵の報のあることは形に應じて影があり、聲に従つて響があるやうに必然的であつて離れ得ないものであるといふのであるが、これは明鏡の外物を照す作用を以て比喩的に知る事が出来る。そこでなほ次の説を下した。

(己が欲をすて、人を利するを前として境に對する事鏡の物を照すが如く云々) 境とは己が遭遇する外界をさす。己が欲をすて公平無私の心を以て、人を利し世を濟ふ精神を第一として外界の境遇に對する事が、平にして曇のない鏡が物を照すが如くであることを眞實の正道と云ふべきであらうと思はるといふのであるが、こゝに

(正道) といふ一語を以て、神道の正直の道と佛教の八正道と、中庸の誠の道とを統一して説かうとした點に著しい特色をみる。學者の活眼を開いて見るを要する點である。

(代下れりとして自ら賤むべからず) この一句は、時弊に對する一大警告である。支那でも天竺でもすべて古代を以て完全な理想時代として、年數を経るに従つて世は次第に衰へ、人も亦次第に劣るものとした風があつて、末世とか澆季とかいふ語が盛んに行はれ、佛教では正像末の三時説さへある位であつて、鎌倉時代は既にその末法濁惡の時代に入つたと信ぜられてゐたのである。それらが人心の糜亂を導いてかの南北朝のやうな大亂を惹き起したものと自分は常に思ふのであるが、そのやうな渦の中に立つて敢然としてこのやうに喝破して世人の迷夢をさまさうとした撰者は眞に絶世の偉人といはねばならぬ。しかしこの撰者の懐く思想は日本の生命たる中心思想であつて、太古から日本人の中心には絶えず傳はつてゐたもので、これがあるによつて天壤無窮の皇運も萬世一系の皇統も維持せられて來たものである。今こゝにこれを委しく述ぶる邊をもたないが、特に一言しておく。

(天地の初は今日を初とする理あり) この語は上にいたつた日本の中心思想からは導かれ得べき思想であるが、これが基づく所あつて、それに據つたものか撰者の獨特の思想であるかは未だ知らぬが、實に偉大な思想である。これは尋常平凡者流のかけても思得ない思想である。而してこの思想が建武の中興の際に發揮してゐるのを見る。

(加之、君も臣も神を去る事遠からず) わが皇室も臣下も神の血統を受けて、しかも神をさほど遠く離れては居ない。

然らば神代とてもさほどに違いとはいはれぬといふのである。

(常に冥の知見を顧み云々) 冥の知見とは神明の幽冥界から照覧あること。神の本誓は神の根本の誓願が正といふ事にあること。かくて、その神の本誓に随つて、正の地位に止まつて動かず、邪道に陥らぬやうに思ひ給へといふのである。

(説) 正道を説くこと到れりと評すべきである。而してこれ王者治國の要道を説いたものである。最後に「思ひ給ふべし」といふ語を用ゐてゐるのを見ても、本書の目的那邊にあるかを察する事が出来よう。

第十七代、仁徳天皇は應神第一の子。御母仲姫命、五百城入彦の皇子景行の御子の女也。大鷦鷯尊と申す。

(仁徳天皇は應神第一の子) これは日本紀には「譽田天皇之第四子也」とあつて一致しない。舊事紀にも第四子とある。

何か據があるのか、思ひ誤りかを詳にしない。

(御母仲姫命云々) これは日本紀にも古事記にも一致する。

(大鷦鷯尊) これは仁徳天皇の御諱である。

應神の御時、菟道稚皇子と申すは最末の御子にてましくしをうつくしみ給ひて、太子に立てんと思召しけり。兄の御子達うけがひ給はざりしを此天皇獨りうけがひ申し給ひしに依りて、應神悦びまして、菟道稚を太子として此尊を輔佐になん定め給ひける。應神隠れまし、かば御兄達

「なん」底本
「ナシ」に作
りて改む本によ

太子を失はんとせられしを、此尊覺りて太子と心を一にして彼を誅せられにき。爰に太子天位を尊に譲り給ひ、尊固くいなみ給ふ。三年に成るまで、互に譲りて位を空くす。太子は山城の宇治にます。尊は攝津の難波にましけり。國々の御調物もあなたこなたに請取らずして、民の憂へとなりしかば、太子自失せ給ひぬ。尊おどろきなげき給ふ事限なし。され共遁れますべき道ならねば、癸酉の年即位。攝津國高津宮にまします。

(應神の御時菟道稚皇子と申すは云々) 菟道稚皇子とは、菟道稚郎子と日本紀にある皇子である。この皇子が皇太子に立ち給ふやうになつた事情は、日本紀の應神天皇四十年の條に見ゆるが、本書はそれによつたものであらう。古事記にも同じ趣に見ゆる。

(應神隠れまししかば、御兄達云々) こゝに兄達とはあるが、日本紀にも舊事紀にも古事記にも大山守命一人としてゐる。それが正しいのである。

(爰に太子天位を尊に譲り給ひ、云々) この太子と仁徳との互に譲られた事は日本紀にも舊事紀にも古事記にも見てゐるが、本書はその要をとつてあげてゐる。

(尊おどろきなげき給ふ事限なし。され共遁れますべき道ならねば云々) 菟道稚郎子命が自殺せられて仁徳はいたく驚き嘆き給うたが、さて皇位は空しくしておくべき事でないから仁徳天皇が即位あつたといふのである。三年の癸酉といふことは日本紀によつたものであるが、應神崩御の第四年目に當る。

(攝津國高津宮) これは、名高い宮で日本紀古事記はすべて同じ傳であるが、その舊地は大體今の大阪城の邊にあたる。

いはれてある。確かな事は分らない。

「止め」底本
「留め」とす
梅本による。

「宮人」底本
「宮ノ人」と
す、梅群北
三本によりて
改む。

日嗣を受け給ひしより國をしづめ、民を哀み給ふ事ためしも希なりし御事にや。民間のまづしき事をおぼして、三年御調を止められぬ。高殿に上りて見給へば、にぎは、しく見えけるに依りて、高き屋にのぼりて見れば、烟たつ民のかまどはにぎはひにけり。とぞ讀ませましくける。さて猶三年をゆるされければ、宮の中破れて、雨露もたまらず。宮人の衣やつれて其粧も全からず。御門は之を樂となん思召しける。かくて六年ご云ふに、國々の民各参り集て大宮作り、色の御調を備へけるとぞ。有難かりし御政なるべし。

(説) この仁政の御事は日本紀四年の條と七年の條と十年の條とに見ゆるのを略取して記されたものである。その七年の條の末に「故於今稱『聖帝』也」とあり又古事記には本文に「故稱『其御世』謂『聖帝世』也」といひ序文にも「望烟而撫黎元於今傳『聖帝』」ともあり、その後かやうな讚辭は絶えないのである。さてこゝにある

〔高き屋にのぼりて見れば云々〕の歌は日本紀にも古事記にもその他一切の古典には見えぬ。日本紀竟實和歌に左大臣藤原時平が、この天皇の事を詠じた歌に「高殿にのぼりて見れば天の下四方にけぶりて今ぞ當みぬ」といふ歌がある。これをつくりかへて御製と誤り傳へたのであらうといふ説があるが、果して如何であるか。この説には必ずしも賛成しかぬる。いづれにしても後人が、天皇の御製に準へて御心裏を忖度し奉つたものであらうとは思はる。この歌の物に見えたはじめは和漢朗詠集の刺史の條にあげたのであるらしい、次には新古今集に載せてある。いづれもこの天皇の御製としてゐる。

天下を治め給ふ事八十七年。百十歳御座しき。

(天下を治め給ふ事八十七年) 此れは日本紀の傳である。
(百十歳御座しき) 此れは日本紀には明記してない。古事記には八十三歳とある。本書と同じく百十歳としたのは水鏡、皇代記、皇年代略記等である。

第十八代、履中天皇は仁徳の太子。御母磐余姫命、高城襲津彦の女也。庚子の年即位。又大倭の磐余稚櫻宮に御座す。後の稚櫻宮と申す。天下を治め給ふ事六年。六十七歳御座しき。

(履中天皇は仁徳の太子) 此れは日本紀古事記共に同じである。
(御母磐余姫命云々) 盤余姫は磐之媛の誤で、高城襲津彦は葛城襲津彦の誤である。この誤を正せば日本紀古事記に一致する。

(庚子の年即位) これは日本紀の傳であるが、仁徳崩御の翌年の即位である。
(大倭の磐余稚櫻宮) 磐余稚櫻宮は神功皇后の時にも同じ名の宮がある。そこで、これを後の稚櫻宮とも稱するが、その

底本「代」を脱
す。他本によ
りて補ふ。

宮地は大體同じ地であつたらうといふ。古語拾遺には神功皇后の御世を「磐余稚櫻朝」といひ、この御世を「後磐余稚櫻朝」と云つてゐる。

(天下を治め給ふ事六年) これは日本紀の傳である。
(六十七歳御座しき) 日本紀には「時年七十」と注してゐるし、古事記には六十四歳とある。本書のやうに六十七歳にしてゐるのは水鏡である。

第十九代、反正天皇は仁徳第三の子、履中同母弟也。丙午の年即位。河内國丹比柴籬宮に御座す。天下を治め給ふ事、六年。六十歳御座しき。

(反正天皇は仁徳第三の子云々) 日本紀には履仲の同母弟とあるだけで仁徳の第三子といふことは明かでない。

(丙午の年即位) 丙午は日本紀の傳であるが、反正崩御の翌年の即位である。

(河内國丹比柴籬宮) 日本紀古事記同じ傳であるが河内國丹比郡(今中河内郡)松原村大子植田といふ所がその舊地であるといふ。

(天下を治め給ふ事六年) これは流布の日本紀の説である。然るに舊事記類聚國史には五年とある。これは日本紀の干支の計算を誤つた爲であるとして大日本史は五年を正しとしてゐる。

(六十歳御座しき) 日本紀には御齡を記さない。古事記には六十歳とある。本書は舊事記によつたものであらう。

第二十代、允恭天皇は仁徳第四の子、反正同母の弟也。壬子の年即位。大倭の遠明日香の宮に御座す。

(允恭天皇は仁徳第四の子云々) これも日本紀には前帝の同母弟とあるだけである。

(壬子の年即位) 日本紀によられたのであらうが、反正崩御の翌年の即位である。但し反正の崩御を五年とすれば中一年空しくなる。

(大倭遠明日香の宮) この都の事は日本紀には見えぬ。古事記には「遠飛鳥宮」とある。この宮の跡は大和國高市郡飛鳥村大字飛鳥宇大垣内にあるといふ。これを「遠飛鳥宮」といふのは後の顯宗天皇の飛鳥八釣宮に對しての名稱である。

此御時までは三韓の御調年々にははらざりしに、是より後には少々おこたりけりとなん。

(釋) この事は日本紀この天皇四十二年の條に出でゐるが、この天皇崩御の時新羅より例の通り朝貢したが、その使の語を誤解して大泊瀬皇子(雄略天皇)が推問せられたのを恨んで、それを口實として貢上の品物の種類及び船の數を減じたといふのであるが、これは皇威の稍衰へたことを物語つて居るのである。

八年己未に當れりし年、唐の晉滅びて、南北朝と成る。宋、齊、梁、陳相次でおこる也、是を南朝と云ひ、後魏、北齊、後周次々起れりしを北朝と云ふ。百七十餘年は並びて立ちたりき。

(釋) これは上神功皇后の條に、支那の世代の事をいつて、晉の世に移つた事まであげてあるから、それを受けて、こゝに又そのつゞきを述べようとするのである。この天皇の八年己未に亡びたのは東晉であつて、晉の元の朝廷は仁徳四

「比」底本「北」に誤る、他本「す」によつて訂正す。
底本「治事」とあり、他本によつて補ふ。

「後」底本「漢」に誤る、梅、他諸本によりて改む。

年に當る丙子の年に一たび亡び、晋の王族が、江東の建業に在つて帝位について元帝と稱したが、その勢は一局部に偏在した。これを東晋と云つて、その他の地には群雄が割據してゐた。それが百年許つゞいて、この時にはその東晋も亡びて所謂南北朝の並立となる。その南朝は主として漢人系統の政府であり、北朝は概して外から侵入した種族、北胡、西羌などの政府であつた。それが隋によつて統一せらるるまで百七十餘年、似た様な有様でつゞくのである。

此天皇天下を治め給ふ事四十二年。八十歳御座しき。

(此天皇天下を治め給ふ事四十二年) これは日本紀の傳である。
(八十歳御座しき) 日本紀には御年を記さぬ。古事記には七十八歳とある。八十歳とあるのは扶桑略記、二代要記、帝王編年記等である。

第二十一代。安康天皇は允恭第二の子。御母忍坂大中姫、稚野毛二派皇子子應神の女也。甲午の年即位。大倭の穴穗の宮に御座す。大草香皇子を殺して、其妻を取りて、皇后とす。彼皇子の子眉輪王をさなくて母に隨ひて宮中に入しけり。天皇高樓の上に醉臥し給ひけるを窺ひて指殺して大臣葛城圓が家ににげこもりぬ。此天皇天下を治め給ふ事三年。五十六歳おはしましき。

「給ひし」底本に「脱せり」とす。他本によつて補ふ

(安康天皇は允恭第二の子) これは日本紀によつたのである。
(御母忍坂大中姫云々) これも日本紀の文によつたものである。

(甲午の年即位) これは日本紀の傳によつたものである。

(大倭の穴穗の宮) 古事記には「石上之穴穗宮」とある。日本紀にも「遷都于石上是謂穴穗宮」とある。この宮址は山邊郡丹波市町大字田村にある。

(大草香皇子を殺して云々大臣葛城圓が家ににげこもりぬ) この時の事、日本紀にも古事記にも出でゐる。その要をこゝにあげたのであるが、その事のはじめを略してあるから一言する。天皇が御叔父の大草香皇子の妹の幡梭皇女(古事記には若草香女王)を皇弟大泊瀬皇子(雄略)に妻はせようと思召して根臣といふ者を使として請はせられたが、大草香皇子が甚だ喜ばれて禮物として押木玉綬を奉つたのを根臣が、その玉綬を私に竊んで大草香皇子が妹を奉ることはいやだと云つて悪口を申しましたと讒言を申した。天皇がそれを信じ怒り賜うて、兵を遣はされたのである。さて幡梭皇女を弟の妃とし、大草香皇子の妻中蒂姫を納れて皇后とせられて、その子眉輪王も母に従つて宮中に入れられたが、いつしかその父が天皇に殺された事を聞き知つて父の讐を報ゆるとして天皇を弑し奉つた。古事記によるとこの時に眉輪王は年七歳であつたといふ。

(天下を治め給ふこと三年) 日本紀の傳である。

(五十六歳おはしましき) 日本紀に御年を載せぬ。古事記舊事紀に五十六歳とあつて本書に同じい。
(説) この天皇の事國家の大變であつた。そのはじめは讒言から起つたのである。はじめを慎むべき事はこゝにも考へさせらるる。

第二十二代。雄略天皇は允恭第五の子、安康同母の弟也。大泊瀬の尊と申す。安康殺され給ひし時、眉輪の王及圓の大臣を誅せらる。剩へ其事

「給ひし」底本に「給ひ」とす。

他本による。

にくみせられざりし市邊押羽の皇子をさへに殺して位に即き給ふ。今年丁酉年也。大倭泊瀬朝倉の宮に御座す。此天皇性猛くましくけれども、神に通じ給へりとぞ。

(雄略天皇は云々大泊瀬の尊と申す) この天皇の名は、安康天皇の條に云つた。允恭第五の子といふ事は日本紀の傳である。

(安康殺され給ひし時云々位に即き給ふ) この時の事日本紀にも古事記にも見ゆる。市邊押羽の皇子は後の顯宗仁賢二帝の御父である。この皇子はこの眉輪の事には無關係であつたにも關せず、殺されたのは苛刻といふべきである。その精神を知らする爲に「さへ」といふ語を加へて示した。

(今年丁酉年也) この即位の年が丁酉の年であるといふのであるが、それは日本紀の傳である。

(大倭泊瀬朝倉の宮) これは日本紀によつてかゝられたのであるが、古事記には「長谷朝倉宮」とある。文字が少し違ふだけで同じ所である。その宮址は磯城郡朝倉村大字黒崎に在て宇天森がその一部であるといはれてゐる。

(此天皇性猛くましくけれども云々) この天皇の性猛くましましたことは日本紀古事記に直筆してゐるからそれによくわかるから一々あげぬ。神に通じ給ふといふ事は四年二月に天皇が葛城山で一言主神と共に遊獵し給ひ、還幸の時一言主神が天皇を來目河まで送られた事が日本紀に見ゆるのをさした(古事記にも見ゆるが、話が少し違ふ)のであらう。このやうに兩極端を持つてゐられた天皇であつた。それで、日本紀を見ると、「天下誹謗して言はく大惡天皇也」と申し上げたとあるが、又一方では「百姓咸く言はく有徳天皇也」とある。しかも諫を聞いてはよく納れられた。これらは皆日本紀に直筆してある。「雄略」の御證は頗る意義が在るやうに思はれる。この御世の事はわが國史の上に重大な轉機であつたと思ふが、それは議論にわたるからこゝにはいはぬ。

「皇」底本「三」とす。他本によりて訂す。

二十一年丁巳冬十月に伊勢の皇大神、大倭姫命に教へて、丹波國與佐の眞井の原よりして豊受大神を迎へ奉らる。大倭姫命奏聞し給ひしに依りて明年戊午の秋七月に勅使を立て、迎へ奉る。九月に度會郡山田原の新宮にしづまり給ふ。垂仁天皇の御代に、皇大神五十鈴の宮に移らしめ給ひしより四百八十四年になん成りにける。神武の始よりは既に千百餘年に成りたるにや。又是まで、大倭姫命存生し給ひしかば、内外宮の作も日小宮の圖形文形に依りてなさせ給ひけりとぞ。

(丹波國與佐の眞井の原よりして云々) 延暦の儀式帳には「丹波國比治乃眞奈井爾坐云々」とある。この地は延喜式の神名帳に丹後國丹波郡の神社に「比沼麻奈爲神社」とあるが、その舊地に近いあたりであらう。

(二十一年丁巳冬十月に伊勢の皇大神云々) これは倭姫命世記によつたものであらう。それには「泊瀬朝倉宮大泊瀬稚武天皇即位廿一年丁巳冬十月倭姫命夢教覺給久皇太神吾一所不在波御饌毛安不開食一丹波國與佐之小見比沼之魚井原坐道主子八乎止女齋奉御饌都神止由居太神我坐國欲止誨覺給後」とある。しかし延暦の儀式帳には雄略天皇の御夢に皇大神の教へ覺し給うたとある。御饌座本記には一層委しく出てゐる。一事二傳であるが、撰者は倭姫命世記御饌座本記によられたのであらう。

(大倭姫命奏聞し給ひしに依りて云々) これは倭姫命世記に前の文に引つゞいて、「爾時大若子命差使朝廷仁令參上」天御夢狀令申給ま云々而明年戊午秋七月七日以大佐々命天從丹波國余佐郡真井原志美奉迎止由氣皇太神云々」とある。御鎮座本記は一層委しい。それらに據つたのであらう。

(九月に度會郡山田原の新宮にしづまり給ふ) 以上の様に、倭姫命世記豊受宮儀式帳共に山田原鎮座の事を述べてゐるが、「九月」といふ月を明言しては居ない。御鎮座本記には「戊午秋九月望從離宮遷奉山田原之新殿奉鎮御船代御槌代之内云々」とある。これに據つたものであらう。

(垂仁天皇の御代に云々) これはいふまでもない。雄略天皇の二十二年は紀元一千一百三十八年になる。

(又是まで大倭姫命存生し給ひしかば云々) 大倭姫命この世まで生き永らへさせ給うたとすれば、四百歳以上の年齢である筈である。然るに、倭姫命世記には景行天皇二十二年に倭姫は老耆仕ふること能はず、とて五百野皇女久須姫命にその職を譲りまして宇治磯殿乃磯宮に居給へり」とある。しかもこの世記には垂仁天皇廿三年に石隠りましき(薨去のこと)と記してゐる。この説頗る異なる事であるが、今傳のまゝにあぐる。さてこのやうに倭姫命がこれまで存生であつたから内宮外宮の作りもその傳へられた高天原の目小宮の圖形によりてそれによられたであらうといふのである。

(内外宮) 内宮は皇大神宮、外宮は豊受大神宮、この稱は村上天皇の御世にはじまると神名秘書に見ゆる。しかし古事記に既に外宮の名稱がある。

(日小宮の圖形文形) これは上に見えた(四六頁)天宮の圖形文形といふのをさす。
(説) 以上外宮の由來を説いたから、これから、その祭神についての異論をあぐる。

抑此神の御事異説まします。外宮には天祖天御中主の神と申し傳へたり。されば、皇大神の詫宣にて此宮の祭を前にせらる。神ををがみ奉るも先此宮を前にす。天孫瓊々杵尊此宮の相殿にまします。依りて天兒屋命、

「天太主命」の「命」底本「尊」とす、他本「尊」とす、他本「尊」とす、よりて改む。「あり」底本「在」とす、他本「在」とす、よりて改む。

天太玉命も天孫に付き申して相殿にます也。是より二所大神宮と申す。丹波より移され給ひける事は昔豊鋤入姫命天照大神を頂戴して丹波の吉佐宮に移り給ひける比此神天下りて、一所におはします。四年ありて、天照大神は又大倭に歸らせ給ふ。それより此神は丹波に留らせ給ひしを道主命と云ふ人いつき申しけり。

(抑此神の御事異説まします。外宮には天祖天御中主の神と申し傳へたり) 豊受大神宮の祭神は延暦儀式帳に天照大神の神勅として「我御饌都神等由氣大神」とあるからして、豊受大神であることは明であるし、古事記に「登由宇氣神此者坐外宮之度相神者也」とも見えて古來一定の説となつてゐたものである。然るに、鎌倉時代に行はれた伊勢の神道家の間では、外宮の祭神が天御中主神であるといふ説が起つてゐた。その説の起原は今こゝに述ぶる違もないが、それらの神道家は大抵外宮の神官の家から出てゐるのは注意すべき現象である。而してそれら神道家の經典とするものは神道五部書である。今この五部書について、外宮の祭神を如何に説いてゐるかを見るに、御鎮座次第記に「天照坐止由氣太神一座」と題目をあげて、「名曰天御中主神、故千變萬化受一水之德、生續命之術、故名亦曰御饌都神也」といひ、御鎮座傳記には「豊受皇太神一座」と題目をあげて、「天地開闢之初於高天原成神也」といひ、「御饌都神天御中主尊」といつてゐる。御鎮座本記は悉くは豊受皇太神宮御鎮座本記と云ふので、専ら外宮の事を記したものであるが、「名號天御中主神」亦因以日豊受皇太神也」といひ、倭姫命世記には「豊受大神一座」の下に注する言の中に、「御饌都神亦名倉稻魂是也」といひ、又「天御中主尊」とある。然るに、鎌倉時代の末に出た度會家行の類聚神祇本源には、「天御中主尊」に注して「神風伊勢百船度會山田原之大神坐」といひ、又「亦名御氣都神」と説いてゐる。この家行の神

道説はこの書の撰者に影響してゐることは親房卿が類聚神祇本源を手寫してゐる事や、元々集が類聚神祇本源に基づいてゐるといふ事實で明かに考へらるる。

(されば皇大神の託宣にて此宮の祭を前にせらる) この託宣といふのは御鎮座傳記に「皇大神託宣、吾祭奉仕之時先須祭止由氣大神也、然後我宮祭神可勤仕也、故則諸祭事以止由氣宮爲先也」と見え、又御鎮座本紀、倭姫命世記にも同文が見ゆる。さてこの祭祀に外宮を先にして後内宮に及ぼすことは延暦の儀式帳及び延喜式にも明かに見ゆるからその由来は古い事である。

(神をぞがみ奉るも先此宮を前にす) これは公私の奉幣の時も外宮を前にすることをいつたのである。

(天孫瓊々杵尊云々相殿にます也) 主なる神の副として同じ神殿に鎮ります神を相殿の神といふ。延喜式神名帳に「度會宮四座」とあつて、「豐受大神一座、相殿神三座」とあり、延暦儀式帳にも同殿坐神三座とある。その相殿神は「左一座天津彦彦火瓊々杵尊右二座天兒屋命太玉命」と倭姫命世記にある。本書はこれによつたものであらう。二十二社本縁にもこの三神を相殿としてあげてゐる。

(是より二所大神宮と申す) この雄略の御世に外宮御鎮座あつてから二所大神宮と申すことになつたといふのである。この語の古く見たのは延暦の皇大神宮儀式帳である。二十二社本縁にも見ゆる。

(丹波より移され給ひける事は昔豐勳入姫命云々) この事は御鎮座次第記に見え、又御鎮座傳記、御鎮座本紀、倭姫命世記等に見ゆるが、正史には所見がない。しかし豐受大神の元おはしました地は今の與謝郡切戸であるといふ。(この頃には丹後國を分けられぬ前であるからすべて丹波國であつた。)

(道主命と云ふ人いつき申しけり) これは四道將軍の一である所の丹波道主命であるが、この事も上の御鎮座傳記に見るところである。

古は此宮にて御饌を調へて内宮へも毎日を送り奉りしを、神龜年中より外宮に御饌殿を立て、内宮のをも一所にて奉るとなん。かやうの事に依

「と申す」底本よりて補ふ。
「義」底本「儀」とす他本に「よりて改む」

りて御饌の神と申す説あれども、御饌と御氣との兩義在り。陰陽元初の御氣なれば、天狹霧國狹霧と申す御名もあれば、猶前の説を正とすべしとぞ。天孫さへ相殿にましますれば、御饌の神と云ふ説は用ゐがたき事

(古は此宮にて御饌を調へて内宮へも毎日を送り奉りしを神龜年中より云々) 伊勢神宮には日別朝夕大御饌を奉らる儀があつて毎日朝夕に豐受大神宮の御饌殿で兩宮の大御神に大御饌を奉ることが、昔から今に至るまで嚴重に行はれてゐる。元來豐受大神鎮座の本旨はこの御饌にあつたのであるから、この儀がその御鎮座の當初からの重大事であつた事は疑がない。而してその御饌の調進ははじめ外宮の内で行はれたのであるといふのがこの書の説である。今その當否を知らないが、後に御饌殿を別に建て、そこに内外二宮の御饌を調進せらるる事になつた。その御饌殿の出來たのは神龜年中と云つてゐるが、神宮諸雜事記によると、聖武天皇神龜六年に御饌物に不淨の事があつた爲にその御意の爲に勅あつて御饌殿をば創立せられたとある。

(かやうの事に依りて云々御饌の神と云ふ説は用ゐがたき事にや) 豐受大神が御饌の神にましますことは古典の明かに傳ふる所でこれは動かす事が出来ぬことである。然るに撰者がこの説をなすのは、これは前にも云つた通り外宮を中心として起つた度會家神道の説に従つたからである。次にその説を紹介する。

(御饌と御氣との兩義在り) 御饌の神といふのは古來からの古典の説であるが、御氣の神といふのは類聚神祇本源に「御氣津神」と書いてそれは「水徳號也」といひ、又「御氣津古語也水者略語也」といつて、水を以て道の源流萬物の父母とする一種の哲學に據つてゐるのである。

(陰陽元初の御氣なれば云々) これは神皇實錄といふものに「天御中主神」の下に「天地開闢之始含精氣而應化之」と

いひ、又「亦曰天狹霧國狹霧」といひ、又類聚神祇本源に「亦名天讓日國讓月天狹霧國狹霧尊也」ともあるなどを云つたものであらう。

(説) 以上説明の委しいのは、豊受大神が伊勢神宮の外宮として尊崇極めて厚いのであるから、その由来とその祭神とを明かにすることは、又神皇正統記の本旨として重要な事であると思ふからである。

此天皇天下を治め給ふ事二十三年。八十歳御座しき。

(此天皇天下を治め給ふ事二十三年) これは日本紀の傳である。
(八十歳御座しき) 日本紀に御壽を記さぬ。古事記舊事紀共に百二十四とある。その他諸書區々であるが、本書と一致するのを見ない。本書は何によられたのか未だ知らない。

「御座しき」底本「御座しき」に作る、他本によりて改む

第二十三代、清寧天皇は雄略第三の子。御母韓姫、葛城の圓大臣の女也。庚申の年即位。大倭の磐余瓊栗の宮に御座す。誕生の始より白髪おはしければ、しらかの天皇とぞ申しける。

(清寧天皇は雄略第三の子) これは日本紀によつたものである。
(御母韓姫葛城の圓大臣の女也) これは日本紀、古事記共に同じ傳である。
(庚申の年即位) これは日本紀の傳であるが、雄略崩御の翌年の即位である。

「誕生」底本「誕生」に作る、他本によりて改む

(大倭の磐余瓊栗の宮) これは日本紀、古事記共に同じ傳である。この宮の舊址は磯城郡安倍村大字池内の御厨子といふ邊であるといふ。

(誕生の始より云々) この事は日本紀の傳である。御名を「しらか」と申し奉ることは古事記も同様で「白髮命」とも「白髮大倭根子命」ともある。日本紀では「白髮武廣國押稚日本根子天皇」とある。

御子のなかりしかば、皇胤の絶えぬべき事を歎き給ひて、國々へ勅使を遣して皇胤を求めらる。市邊の押羽の皇子、雄略に殺され給ひし時、皇女一人、皇子二人御座しけるが、丹波國に隠れ給ひけるを求め出して、御子にして養ひ給ひけり。

(釋) この際の事は日本紀古事記に委しく出でゐる。本書は日本紀の傳によつてその要をとつてこゝに述べられたのである。古事記では天皇崩御の後に、飯豊青尊が攝位し給ひて皇胤をば求められたとある。

天下を治め給ふ事五年。三十九歳御座しき。

(天下を治め給ふ事五年) これは日本紀の傳である。
(三十九歳御座しき) 日本紀にも古事記にも御齡の傳は無い。水鏡、一代要記等は四十一歳といひ、歴代皇紀には四十二歳

「二人」の「人」底本脱す。他本によりて補ふ

とあるが、本書と同じ傳は未だ見ない。本書は何によられたかわからぬ。

第二十四代、顯宗天皇は市邊の押羽の皇子の第三の子、履中天皇の孫也。御母、弟媛、蟻の臣の女也。御兄仁賢先位に即き給ふべかりしを、相共に譲りましうしかば、同母の御姉飯豐尊暫く位に居給ひき。されども、顯宗定り御座しに依りて飯豐天皇をば日嗣にはかぞへ奉らぬ也。乙丑の年即位。大和の近明日香八鈞の宮に御座す。天下を治め給ふ事三年。四十八歳御座しき。

(顯宗天皇は市邊の押羽の皇子の第三の子云々) これは日本紀の傳によつたものである。但し御父の名は日本紀には市邊押磐皇子とあり、古事記には市邊忍齒別王とある。

(御母弟媛云々) 弟媛は類從本以外に皆この通になつてゐるが、それは「蕨姫」の誤である。恐らくはこれは原本に正しく書いて在つたのを「蕨」といふ字は見馴れないので、寫し傳ふる間に「弟」の字に誤つたものであらう。さてこれは日本紀の傳によつたものであらう。蟻臣は葦田宿禰の子で葛城の襲津彦の孫である。

(御兄仁賢先位に即き給ふべかりし云々) この事は日本紀によつて書かれたものである。古事記では飯豐尊は顯宗仁賢の御叔母で、清寧崩御後一時皇位を攝行してこの二帝を尊ね求められたとある。但し兄弟相譲られた事は同じ様に傳へてゐる。

(顯宗定り御座しに依りて云々) 仁賢天皇は、二皇子龍潛の時に、その皇胤たる事をあらはされたのは弟皇子の御力であるからと云つて固辭せられた爲に弟皇子が終に先だつて皇位につかれたのである。飯豐天皇が一時皇位に居られた事は、日本紀古事記共に同じく傳へてゐるが、歴代にかぞへ奉らぬといふのである。これは如何いふ理由であるか、自分には分らぬ。水鏡には明かに一代としてかぞへ奉つてある。

(乙丑の年即位) これは日本紀の傳である。清寧崩御の翌年の即位である。

(大和の近明日香八鈞宮) 日本紀には近飛鳥八鈞宮と書き、古事記には近飛鳥宮と書く、同じ所である。この宮址は高市郡飛鳥村大字八鈞字宮下にある。「近飛鳥」と名づけたのは古の飛鳥宮(允恭)に對して云つた名である。

(天下を治め給ふ事三年) これは日本紀の傳である。古事記には八歳とある。

(四十八歳御座しき) 日本紀には御齡を載せない。古事記水鏡には三十八歳とある。四十八歳とあるのは一代要記、歴代皇紀等である。

第二十五代、仁賢天皇は顯宗同母の御兄也。雄略の我父の皇子を殺し給ひし事を恨みて、御陵を掘りて御屍をはづかしめんと宣ひしを、顯宗諫め御座しに依りて徳の及ばざることを恥ぢて顯宗をさきだて給ひけり。戊申の年即位。大倭の石上廣高の宮に御座す。天下を治め給ふ事十一年。五十歳御座しき。

(仁賢天皇は云々) この事異傳が無い。

「さきだて」底本に「先ツ立」に作る他本むによりて改む。

(雄略の我父の皇子を殺し給ひし事を恨みて云々) この事は日本紀古事記共に略同じ様に傳へてゐる。但しこの事は顯宗

即位の後の事と傳へてゐるから徳の及ばぬ事を恥じて顯宗をさぎたてられたといふ事は事實にあはぬ様である。

(戊申の年即位) 日本紀には戊辰とある。申は辰の誤であらう。顯宗崩御の翌年の即位である。

(大倭の石上廣高の宮) 日本紀、古事記共に同じ傳である。この宮の址は山邊郡二階堂村大字嘉幡字都田の地であるといふ。

(天下を治め給ふ事十一年) これは日本紀の傳である。

(五十歳御座しき) 日本紀古事記共に御齡を記さない。水鏡、歷代皇紀、愚管抄等は本書と同じ傳で、一代要記、帝王編

年記には五十一歳とある。

第二十六代、武烈天皇は仁賢の太子。御母大娘の皇女、雄略の御女也。已卯の年即位。大和の泊瀬列城の宮に御座す。

(武烈天皇は仁賢の太子) これは日本紀の文によつたものである。仁賢の男皇子は一方のみである。

(御母大娘の皇女云々) 春日大娘皇女が正しい御名である。本書は略して書いてある。これは日本紀古事記共に同じである。

(已卯の年即位) これは日本紀の傳である。仁賢崩御の翌年である。

(大和の泊瀬列城の宮) 日本紀の文字によつたのである。古事記には長谷之列木宮とある。所は同じである。この宮の址は今磯城郡初瀬町宇出雲十二神地の地であるといふ。

性さがなくまして、惡としてなさずと云ふ事なし。仍りて天祚も久しからず。仁徳さしも聖徳御座しか共、此皇胤爰に絶えにき。聖徳は必ず百

「祚」底本「祖」とす、他本によりて訂す。

「おほれず」底本「ヲホサレヌ」とす、他本によりて訂す。

代にまつらる。ところを見えたれ共、不徳の子孫あらば、其宗を滅すべき先蹤甚多し。されば上古の聖賢は子なれ共慈愛にはおほれず、器に非ざれば傳ふる事なし。堯の子丹朱不肖なりしかば、舜にさづけ、舜の子商均又不肖にして、夏の禹にゆづられしが如し。堯舜より此方には猶天下を私にする故にや、必ず子孫に傳ふる事に成りにしが、禹の後に、桀暴虐にして、國を失ひ、殷の湯聖徳ありしか共紂が时无道にして、永く亡びにき。天竺にも沸滅度百年の後阿育と云ふ王あり。姓は孔雀氏。王位に即きし日鐵輪飛び降る。轉輪の威徳を得て、閻浮提を統領す。剩へ諸の鬼神を隨へたり。正法を以て天下を治め、佛理に通じて、三寶をさがむ。八万四千の塔を立て、舍利を安置し、九十六億千の金を捨て、功德に施する人也き。其三世の孫、弗沙密多羅王の時惡臣の勸に依りて、祖王の立てたりし塔婆を破壊せん云ふ惡念を發し諸の寺を破り、比丘

「徳」底本「惠」に作る、他諸本によりて改む。

を殺害す。阿育王のあがめし雞雀寺の佛牙齒の塔をこぼたむとせしに護法神ハツジンの種タネ永く絶えにき。先祖大なる徳ありとも、不徳の子孫宗廟の祭をたゝん事疑ひなし。

(性さがなくまして悪としてなざすと云ふ事なし) 「さがなく」とは善からぬことである。この天皇の悪行の事、日本紀に直筆してある。但しこれについて多少議論も史家の間にあるが、今それを論ぜぬ。

(仍りて天祚も久しからず) 天祚は天皇の位にゐたまふことをいふ。この天皇の御在位の少かつたのはその悪行の報であると撰者が観たのである。

(仁徳さしも聖徳御座しか共云々) 仁徳天皇から、この天皇まで五世である。この天皇御子が無くて仁徳の御血統の皇統を受けらるることがこゝに絶えた。

(聖徳は必ず百代にまつらる云々) この語は「春秋に見ゆ」とあるが、春秋の經文には見えぬ。左傳昭公八年の傳に、晋侯が史趙に「陳は遂に亡びんか」と問うた時に史趙が、陳は急には及ぶまいと答へたその言の中にある語である。

曰はく「臣聞盛徳必百世祀」と云つた。これは陳は虞舜の後であるによつて言つたのである。それによるとこゝに「聖徳」とあるのは「盛徳」の誤である。

(説) 「盛徳は必ず百代にまつらる云々」からは人主たるものゝ鑑識とすべき議論であつて、祖先に盛徳があつても、其子孫に徳がなくばこれを受けつぐことの出来ぬものであることを論じて、自ら徳を修めてその祖先の盛徳を繼ぎその迹を傳ふる責任のある事を論じたものである。

(されば上りの聖賢は子なれ共慈愛にはおほれず云々) これは堯舜の事を主として述べたものである。堯がその子丹朱に

位を傳へずして、舜にさづけ、舜が又その子商均に傳へずして禹に譲つたのはいづれもその子が父の後を受けて帝業を全くする器でなかつたからであつたからであるが、この事は史記にある。

(舜舜より此方には猶天下を私にする故にや云々) これは夏の禹が、子孫に傳へ、殷の湯も亦子孫に傳へた事をいつたのであるが、禹の末の桀王、湯の末の紂王いづれも暴虐無道で亡びたといふのであるが、これその始祖が有徳で天子の位を得、子孫が無道でこれを亡つた事を謂つたのである。

(説) 以上は支那での事であるが、次には印度の事を説いてゐる。

(天然にも佛滅度百年の後阿育と云ふ王あり云々) これは佛祖統記に出てゐる。周の厲王三十三、佛滅後百年中天竺華氏城阿育王遣使白毬毛(優波毬多である)欲來問訊。毬多往至王所摩頂說偈指示如來往昔行住之處悉令起塔。

後於洹河龍宮取闍王所藏釋迦舍利作八萬四千寶塔勸諸鬼神於閻浮提城郭滿一億家爲立一塔云々初佛在王舍城乞食有童子(中略)世尊微笑答阿難曰我滅百年此童子統領一方爲轉輪王。姓孔雀氏、名阿育。正法治化廣布我舍利造八萬四千法王之塔」と見ゆる。委しくは阿育王經、阿育王傳を見よ。

(其三世の孫弗沙蜜多羅王の時云々) これは雜阿含經に載する阿育王施半麻勒果因緣經に出でた譚であるが、弗沙蜜多羅は阿育王の血統ではない。阿育王の没後群臣が法益といふものゝ子三波提を立て、王とした、それより子孫相つぎ四世の王が弗沙蜜多羅である。

(祖王の立てたりし塔婆を破壞せんと云ふ惡念を發し、云々) これは雜阿含經によるに時に弗沙蜜多羅が諸臣に問うて如何なる事をせば、わが名徳を存すべきかと曰うた時に善臣は阿育王のわざに倣へと云つたが、阿育王には大威徳有つてよく此事を行つたが、自己にはそれは行ひ得ないから、他の事を考へて見よと云つた。その時に惡臣が王に啓していふに、「世間二種法、傳世不滅、一者作善、二者作惡。大王阿育作諸善行。今當行惡行打壞八萬四千塔。」そこで

(諸の寺を破り比丘を殺害す)となつたのである。雜阿含經前文について曰はく「時王用佞臣語即令四兵衆往詣寺舍壞諸塔寺。王先往雞雀寺中。寺門前有石師子、即作師子吼。王聞之即大驚怖。非生獸之類而能吼鳴。還入城中。如是再三欲壞彼寺」とあり、なほその次に「時王呼諸比丘來、云々。時王殺害比丘及壞塔寺如是漸漸至婆伽羅國」とある。

(阿育王のあがめし雞雀寺) 雞雀寺は天竺摩揭陀國波吒釐子城に在つて、阿育王の建立する所であるが、その寺の門前の石の獅子が吼えたので、かの寺を壞たうとした事は上文に見ゆる。

(佛牙齒の塔をこぼたむとせしに) この文ではその塔に釋迦佛の牙齒を納めてあるやうに考へらる。然るに、雜阿舍經の文では「如是漸進至佛塔門邊。彼所塔中有二鬼神。止住其中。守護佛塔。名曰「牙齒」。とあつて牙齒といふのは雜雀寺の塔の守護神の名である。編者か又は編者の據とした本に誤解して記したものであらう。

(護法神いかりをなし、大山を化して、王及四兵の衆を擧殺す。是より孔雀の種永く絶えにき) 護法神は即ち上にいふ牙齒といふ名の鬼神である。雜阿舍經上文のつゞきに曰はく「彼鬼神作是念。我是佛弟子、受持禁戒、不殺害衆生、我今不能殺害於王。又復作念有一神名曰爲蟲、行諸惡行、兇暴勇健、來索我女。我不與之。今者爲護正法。故當丁嫁。與彼令其守護佛法。即呼彼神語言、我今嫁女與汝、然共立約誓。汝要當降伏此王。勿使與諸惡行。壞滅正法。時王所有一大鬼神名曰烏荼。威德具足、故彼神不祭王行。時牙齒神作方便、今日王威勢自然由此鬼神。我今誘誑共作親厚。如是與彼神作知識。極作知識。己。即將此神至於南方大海中。時彼鬼神排擲大山推送王上、及四兵衆無不死盡。衆人唱言快哉快哉。是世人相傳名爲快哉。彼王終亡、孔雀苗裔於此永終」とある。四兵の衆とは轉輪王出遊する時に隨ひて護衛する象兵、馬兵、車兵、歩兵の四種の兵衆をいふ。

(先祖大なる徳ありとも不徳の子孫宗廟の祭をたたん事疑なし) この斷案を示して、有徳の君の子孫のますく徳を磨くべきを示す。

此天皇天下を治め給ふ事八年。十八歳御座しき。

(此天皇天下を治め給ふ事八年) これは日本紀も古事記も同じ様に傳へてゐる。

(十八歳御座しき) この天皇の御齡日本紀古事記共に載せぬ。十八歳といふは水鏡にも見ゆる。歷代皇紀、皇年代略記等は五十七歳としてゐる。しかもいづれも理に合はず信ぜられぬことは大日本史に論じてゐる。

第二十七代、第二十世、繼體天皇は應神五世の御孫也。應神第八の御子

「ちかき」底本「遣キ」とす他本みな上の如し。

隼總別の皇子、其子大迹の王、其子私斐の王、其子彦主人の王、其子男大迹の王と申すは此天皇に御座す。御母振媛、垂仁七世の御孫也。越前國に御座しける。武烈隠れ給ひて、皇胤絶えにしかば、群臣愁へ歎きて國々に廻り、ちかき皇胤を求め奉りけるに、此天皇、王者の大度まして潜龍の威世に聞え給ひけるにや、群臣相議して迎へ奉る。三度まで謙讓し給ひけれども、終に位に即き給ふ。ことし丁亥年也。大倭の磐余玉穗の宮に御座す。仁賢の御女手白香の皇女を皇后とす。即位し給ひしより誠に賢王に御座しき。

(第二十七代第二十世繼體天皇は應神五世の御孫也) 代と世と記しわけられたのは仲哀天皇からで、その次には應神天皇であるが、それから下武烈天皇まではなくてこゝに又書いてあるのは、前にも言つた様に、後代につゞく繼體の次第を知らうとする爲である。

(應神第八の御子隼總別の皇子云々) 繼體天皇が應神第五世の孫であることは古典のすべてが傳ふる所で、古事記では「品太天皇五世之孫」と記し、日本紀には「譽田天皇五世孫、彦主人王子也」と記してゐる。しかし、その御系統は明記してはない。釋日本紀には上宮記を引いて、
應神一若野毛二俣王一太郎子一汗斯王一繼體

とし、なほ「繼體天皇之祖考上宮記之外更無所見」と言つてゐる。本書の傳は古典に見えぬが、何によつたものであるか明かでない。水鏡に載する所は本書と同じである。然れば、中古からかういふ一の傳があつたのであらう。

(御母振媛云々) これは日本紀の傳であるが上宮記の傳と合ふ。

(越前國に御座しける) この天皇の御父彦主人の王は近江國に住まれたのであるが、御母の故郷は越前國三國であつた。天皇は幼にして孤となられて御母が故郷に伴つて育て奉られたのである。

(武烈隠れ給ひて皇胤絶えにしかば云々) この即位までの事情は日本紀に委しく書いてあるのをこゝに要をとつて記されたのである。

(潜龍のいきほひ) 潜龍は易の乾卦の辭にある語で、龍は天子の象であるが、天子の徳を備へながら潛み隠れてその威の未だ見れぬをいふ。

(ことし丁亥の年也云々) ことしは即位の年をさす。これは日本紀の傳である。武烈崩じての翌年の即位である。こゝに三年とあるのは誤算であらう。

(大倭の磐余玉穗の宮) この天皇の宮城ははじめ山城の筒城(綴喜郡)にあり、次に弟國(乙訓郡)にうつされ、最後に磐余玉穗宮にうつされた事が日本紀に見ゆる。古事記には「伊波禮之玉穗宮」とある。この宮の址は詳かでないが、磯城郡安倍村池の内の邊であらうといはれてゐる。

(仁賢の御女手白香の皇女を皇后とす) この事は日本紀古事記共に同じである。(即位し給ひしより誠に賢王に御座しき) この事は日本紀に委しい。本書はその要をあげたのみである。

應神、御子多く聞え給ひしに、仁徳賢王にて傳へまししかども、御末絶にき。隼總別の御末かく世をたもたせ給ふ事、いかなる故にかとおぼつかなし。仁徳をば大鷦鷯尊と申す。第八の皇子をば隼總別と申す。仁徳の

「隼」底本なし、梅北三本によりて補ふ。
「の」底本なし、他本によりて補ふ。
「擇」底本はよる、底本「撰」に作る。
「皇」他本により、底本「王」とす。

御代に兄弟戯れて、鷦鷯は小鳥也、隼は大鳥也と争ひ給ふ事ありき。隼の名に勝ちて末の世を請次ぎ給ひけるにや。もろこしにもかゝる様あり。左傳に「名を付くる事も慎み重くすべき事にや。それも自天の命也」と云ふは凡慮の及ぶべきに非ず。此天皇の立ち給ひし事を思ひの外なる御運と見え侍る。但皇胤絶えぬべかりし時、群臣擇び求め奉りて、賢名に依りて天位を傳へ給へり。天照大神の御本意にこそと見えたり。皇統に其人おしまさん時は賢き諸王おはすとも争か望を成し給ふべき。皇胤絶え給はんに取りては、賢にて天日嗣にそなはり給はん事則又天のゆるす所也。此天皇をば我國中興の祖宗と仰ぎ奉るべき者哉。

(説) これは仁徳の御末が絶えてこの天皇が繼體しまし、したについての論であるが、隼總別皇子の御末といふ事は誤傳であるから、それに基づいての論はしたかふべきでない。
(もろこしにもかかるためしあり) この左傳に見ゆといふのは桓公二年の傳に「初晉穆侯之夫人姜氏以條之役生二大子一命一之曰仇、其弟以千畝之戰生、命之曰成師。師服曰異哉君之名子也、其名以制義、義以出禮、禮以體政、政以正民、是以政成、而民聽、易則生亂、嘉耦曰妃、怨耦曰仇、古之命也。今君命二大子曰仇、弟曰成師、始兆亂矣、兄其替乎」

と果してその言く如くになつたといふことをさすのである。

(皇統に其人ましまさん時云々) こゝの皇統といふのは現在の天皇の御血統即ち御子孫といふ意で、汎くいふ皇統の意ではない。従つて諸王といふのは旁系の末々の皇族をさしたのである。即ち現在の天皇の御血統がまします場合には賢き皇族が他におはしましても天位に望をかけ給ふべき道理は無い。但し、皇胤が將に絶えようといふ場合に末々の皇統の中から選ばれたまふ様な場合には賢徳がましますといふ事が条件となつて皇位に備り給ふ事はこれは天の許す所であるといふのである。

(説) 親房卿の皇位に関する主義は血統を根柢として、それに内容的条件として徳の存すべきことを要求してゐる。その論をここに述べたので、これは本書の君徳に関する議論を一貫してゐる主義である。そこでこの天皇が今のこの論に全く一致せらるる賢王であつて繼體せられたので、かやうに繼體あらせられたのが、天照大神の思召によるといふことに歸する。

(此天皇をば云々) 皇統と皇徳とが危殆に瀕したのが、この天皇の出現によつて皇統も永くつたはり、皇徳も完くなつて、こゝに皇位が形式内容共に整うたことになるから中興の祖宗と仰ぎ奉るべき者であると云つて不都合はない。撰者のこの議論は古來何人もいはぬやうだが、確に卓説である。而して「繼體」といふ御諡號も、亦よくその意をあらはしたものである。「繼體」といふ語は史記の外戚世家に「自古受命帝王及繼體守文之君、非獨内徳茂也、蓋亦有外戚之助焉」といふ文から出たのであるが、その注には「秦隱曰繼體謂非創業之主而是嫡子繼先帝之正體而立者也」とある。

天下を治め給ふ事、二十五年、八十二歳御座しき。

(天下を治め給ふ事二十五年) これは日本紀の傳である。
(八十二歳御座しき) これは日本紀の傳である。古事記には四十三歳とある。この古事記の傳は道理に合はぬ。

第二十八代、安閑天皇は繼體の太子。御母は目子姫、尾張の草香の連の女也。甲寅の年即位。大倭の勾の金橋の宮に御座す。天下を治め給ふ事二年。七十歳御座しき。

「寅」底本「刀」とす「ドラ」の宛字なり。今他本により正字を用ゐる以下同じ。

(安閑天皇は繼體の太子) これは古典に異説が無い。
(御母は目子姫云々) これは日本紀の傳である。古事記には尾張連等之祖凡連之妹目子郎女とある。
(甲寅の年即位) これは日本紀の傳である。然しながら、この傳によりて干支からいへば繼體天皇崩御の後第三年目の即位になる。然るに日本紀では繼體天皇がこの天皇に御讓位があつて即日崩御になり、翌年に御即位が在ることになつてゐる。然らすれば、この即位の年の傳が誤か、若くは繼體天皇崩御の年の傳が誤つてゐるかのいづれかであるであらう。

(大倭の勾の金橋の宮) これは日本紀古事記共に同じであるが、古事記には金箸宮とある。この宮の址は高市郡金橋村大字曲川にある。
(天下を治め給ふ事二年) これは日本紀の傳である。
(七十歳御座しき) これも日本紀の傳である。古事記には御齡を記さない。

第二十九代、宣化天皇は繼體第二の子、安閑同母の弟也。丙辰の年即位、大倭の檜隈廬入野の宮に御座す。天下を治め給ふ事四年。七十三歳御座しき。

(宣化天皇は繼體第二の子云々) これは日本紀の文によつたのだが、古事記も趣旨は同じい。

(丙辰の年即位) これは日本紀の傳である。安閑崩御の翌年の即位である。

(大倭の檜隈廬入野の宮) これは日本紀も古事記も同じ傳である。この宮の址は高市郡坂合村大字檜前の地であらうと思はる。

(天下を治め給ふ事四年) これは日本紀の傳である。

(七十三歳御座しき) これも日本紀の傳である。古事記には御齡を記さない。

第三十代、第二十一世欽明天皇は繼體第三の子。御母皇后手白香の皇女、

仁賢天皇の女也。兩兄ましくし共、此天皇の御末世を持ち給ふ。御

母方も仁徳の流に御座せば、猶も其遺徳盡すしてかく定り給ひけるにや。

庚申年即位。大倭の磯城嶋の金刺の宮に御座す。

「を」底本「伐」とす。蓋「淺」を楷書の如くせるなり。他本「か」を「な

(第三十代、第二十一世) これも前に云つた譯で世代をわけて示してある。

(欽明天皇は繼體第三の御子) 日本紀には「男大迹天皇嫡子也」とある。本書に第三の子とあるのは御兄安閑宣化の二天

皇まします故に云つたのであるが、日本紀に嫡子とあるのは二柱の兄天皇は皇后の所出でなく、この天皇が皇后の所出であるからである。

(御母云々) この事は日本紀、古事記共に異論がない。

(兩兄ましく共云々) 安閑宣化の二天皇皇位に即かせられたけれども、御後は皇統をうけられず、この天皇の御末が、皇統をうけ傳へらるる事になつたのは、御母が仁徳天皇の御血統である爲に、その遺徳が盡きないで、かやうに定まら

れたのであらうといふのである。

(庚申年即位) これは日本紀の傳である。宣化天皇崩御の翌年である。

(大倭の磯城嶋の金刺の宮) これは日本紀によつたのである。古事記には師木島大宮とある。しかし所は一つである。この宮の址は磯城郡三輪町大字金屋、山崎の内、そこになさしといふ地名が昔の名残を止めてゐる。

(説) これからこの御世の大事件たる佛法傳來の事を述ぶる。

十三年壬申十月に百濟國より佛法僧を渡しけり。此國に傳來の始也。釋迦

迦如來滅後一千十六年に當れる年、唐の後漢の明帝永平十年に佛法始め

て、彼國に傳る。それより此壬申の年まで、四百八十八年。唐には北朝

の齊の文宣帝即位三年、南朝の梁の簡文帝にも即位三年也。簡文帝の父

をば武帝と申しき。大に佛法を崇められき。此御代の始つ方は武帝同時

也。此法始めて傳來せし時、他國の神をあがめ給はん事我國の神慮に違

ふべき由群臣固く諫め申しけるに依りて捨てられにき。され共此國に三

寶の名を聞く事は此時に始まる。又私にあがめ奉る人も在りき。天皇聖

德御座して、三寶を感ぜられけるにこそ。群臣の諫に依りて其法を立て

「八」他本により補ふ。

「月」底本「内」とす。他本による。

「者」底本「物」とす。他本によりて改む。

られずと云へ共、天皇の叡志には非るにや。昔佛在世に、天竺の月蓋長者、鑄奉し彌陀の三尊の金像を傳へ渡し奉りける、難波の堀江に捨てられたりしを善光と云ふ者、取り奉りて信濃國に安置し申しき。今の善光寺是也。

(十三年壬申十月に百濟國より佛法僧を渡しけり。此國に傳來の始也) これはこゝにいふ如く佛教がわが國に傳來した始めを云つたものである。この事は日本紀のこの天皇の十三年の紀に委しく出てゐる。

(佛法僧) この三を總稱して三寶といふのであるが、この時には佛金銅像一軀と經論若干とを奉獻したので、佛と法(經論)とは見るが僧は見えない。しかし、後間もなく僧も入朝したのである。

(説) こゝで佛教渡來につれて支那に佛教が渡つてからの事を略説するのである。
(釋迦如來滅後一千六百年に當れる年云々) 佛法の支那に入つたのは後漢の明帝の永平十年で、(わが垂仁の九十六年に當る) 蔡愔等が、迦葉摩騰、竺法蘭と云ふ者を伴つて佛像梵經を齎し歸つたのがはじめであるといはれる。その佛教が支那から三韓に入り、轉じてわが國に傳つたのであるが、その永平十年から、この欽明天皇の十三年まで四百八十八年ではじめてわが國に入つたといふのである。

(唐には北朝の齊の文宣帝云々) こゝにわが國に佛法傳來した年を支那の年代に比較して示してゐるのであるが、その序に梁武帝の事を一言した。それは梁の武帝は支那でも有名な崇佛家で、菩提達磨に歸依し、自ら三寶の奴と稱して、堂塔を盛に建築して終に國庫の空乏を來し、梁の滅亡を招いた人である。

(此法始めて傳來せし時云々) この時の事は日本紀に委しく記してある。
(此國に三寶の名を聞く事は此時に始まる) 以上の如く一旦は佛法をすてられたが、しかし日本で佛法僧の名をきくこと

はこの時にはじまるといふのであるが、こゝにかやうな事を云つたのは佛法には未だ歸依せずともその名を聞くだけでも功德があるといふ佛説を下にかまへていはれた語である。

(又私にあがめ奉る人も在りき) これは蘇我稻目その子馬子等をさすのである。

(天皇聖德御座して三寶を感ぜられるにこそ云々) 佛法の傳來はこの天皇の聖德の致す所といひ、又群臣の諫めによつて佛法を採用せられぬのは天皇の御本志ではあるまいといふのである。

(昔佛在世に天竺の月蓋長者鑄奉し云々) これは善光寺緣起の文に據つたものである。
(難波の堀江) これは日本紀、仁徳天皇の巻に見え、その御世に營まれた運河である。こゝにかの佛像を棄てられたのである。然るに別に佛像を棄てられた難波堀江といふのは大和高市郡飛鳥川の西、豊浦寺の東にあつたといふ説が、鎌倉時代に既に生じてゐた。

(善光と云ふ者) これは俗説では本多善光といふ者が、その佛像を負うて信濃に至つて佛堂をつくりて崇めたのがはじめだとあるが、確かであるとは思はれない。扶桑略記に引いた或記には推古天皇の時壬戌年四月秦巨勢夫夫といふものが信濃に送り奉つたとある。同書に引く善光寺緣起も同様である。

此御時八幡大菩薩始めて垂迹します。

(説) この事は既に應神天皇の條にあげてある。

天下を治め給ふ事三十二年。八十一歳御座しき。

(天下を治め給ふ事三十二年) これは日本紀の傳である。

（八十一歳御座しき）日本紀にも古事記にも御齡は記してない。一代要記、皇年代略記には六十二とあり、水鏡、皇代記には六十三とある。本書の記載は據を知らぬ。

「第二十二世」の「第一」底本脱す、他本によりて補ふ。

第三十一代、第二十二世、敏達天皇は欽明第二の子。御母石媛の皇女、宣化天皇の女也。壬辰の年即位、大倭磐余譯語田の宮に御座す。

（第三十一代、第二十二世）この天皇の御末が、後の繼體の君にましますことは前の通り。

（敏達天皇は欽明第二の子）これは日本紀の傳であるが、古事記も同じ趣である。

（御母石媛の皇女云々）これは日本紀、古事記共に同じである。

（壬辰の年即位）これは日本紀の傳であるが、欽明天皇崩御の翌年である。

（大倭磐余譯語田の宮）日本紀には「宮を譯語田に營みたまひ是を幸玉宮と云ふ」とあり、古事記には他田宮とある。扶桑略記等には本書と同じ名をあげてあるが、所は同じである。その址は磯城郡城島村大字戒重にある。

「たゞ人」底本「直也人」とす、他本によりて改む。

二年癸巳の年、天皇の御弟、豊日皇子の妃御子を誕生す。厩戸の皇子に御座す。生れ給ひしよりさまぐの奇瑞あり。たゞ人には御座さず。御手をにぎり給ひしが、二歳にて東方に向きて南無佛とて開き給ひしかば、一の舍利在りき。佛法流布のために權化し給へる事疑なし。此佛舍利は

今に大倭の法隆寺に崇め奉る。

（二年癸巳の年天皇の御弟豊日皇子の妃云々）これは聖德太子の御誕生を記したのである。豊日皇子は後の用明天皇である。正月一日にこの皇子は誕生あつたのである。これらの事は聖德太子傳曆によつたものである。

（生れ給ひしよりさまぐの奇瑞あり云々）これらの事も聖德太子傳曆によつたものである。

（此佛舍利は云々）舍利は佛骨である。この舍利を納めたといふのが法隆寺の舍利殿である。

天下を治め給ふ事十四年。六十一歳御座しき。

（天下を治め給ふ事十四年）これは日本紀にも古事記にも同じく傳へてゐる。

（六十一歳御座しき）これは日本紀にも古事記にも傳がない。皇代記、皇年代略記等は四十八歳としてゐる。如是院年代記は本書と同じ傳である。

第三十二代、用明天皇は欽明第四の子。御母堅鹽媛、蘇我稻目の大臣の女也。豊日尊と申す。厩戸の皇子の父に御座す。丙午の年即位。大倭池邊列槻の宮に御座す。

（用明天皇は欽明第四の子）これは日本紀の傳である。

(御母堅瓊媛云々) これは日本紀も古事記も同じ傳である。厩戸皇子の父におはしますことは上にも見ゆる。
 (丙午の年即位) これは日本紀の傳である。敏達崩御の翌年である。
 (大倭池邊列槻の宮) これは日本紀の傳である。古事記には池邊宮とあるが同じ所である。この宮の址は高市郡安倍村大字阿倍の内長門といふ所にある。

佛法をあげて、我國に流布せんとし給ひけるを、弓削の守屋の大連傾
 け申す。終に叛逆に及びぬ。厩戸皇子、蘇我大臣と心を一にして誅戮せ
 らる。則佛法を弘められにけり。

(佛法をあげて我國に流布せんとし給ひけるを云々) この事は日本紀に見ゆるが、天皇病を得て佛に歸依せうと思召し
 て群臣に議せられたのであつた。大連物部守屋と中臣勝海連とは國神に背いて他神を敬ぶ道理が無いとて諫めたが、
 大臣蘇我馬子は天皇の御意を賛し、兩者相譲らずして終に戦に及ぼうとし、その間に天皇崩御になり、御葬儀を餘所
 にしてこの戦亂があり、守屋の一派が滅されて、崇佛黨が勝を制して一段落がついて、さて天皇を葬り奉つたのであ
 る。誠にあさましく厭ふべき世であつて、皇威の衰へたことを見るべきである。

天下を治め給ふ事二年。四十一歳御座しき。

(天下を治め給ふ事二年) これは日本紀の傳であるが、古事記には三年とある。これは實際の即位は丙午の前年であつた

からそれからいへば古事記の通りになる。
 (四十一歳御座しき) 御年は日本紀にも古事記にも見えぬ。四十一歳といふ事は如是院年代記にもある。皇代略記皇年代
 略記には六十九歳とある。

第三十三代崇峻天皇は欽明第十二の子。御母は小姉君娘、これも稻目の
 大臣の女也。戊申の年即位。大倭倉橋の宮に御座す。天皇横死の相見え
 給ふ、慎みますべき由を厩戸の皇子奏し給ひけりとぞ。天下を治め給ふ
 事五年。七十二歳御座しき。或人云はく、外舅蘇我の馬子の大臣と御中
 あしくて彼大臣のために殺され給ひきとも云へり。

(崇峻天皇は欽明第十二の子) これは日本紀の傳である。古事記ではその順序の次第はわからぬ。
 (御母は小姉君娘云々) これは日本紀の傳である。
 (戊申の年即位) これは日本紀の傳であるが、用明天皇崩御の翌年である。
 (大倭倉橋の宮) これは日本紀によつたものである。古事記には倉橋柴垣宮とある。この宮の址は磯城郡多武峯村大字倉
 橋宇天皇屋敷である。
 (天皇横死の相見え給ふ云々) この事は聖德太子傳曆に見ゆる。
 (天下を治め給ふ事五年) これは日本紀の傳である。古事記には四歳とある。
 (七十二歳御座しき) 御年は日本紀古事記共に記さない。一代要記、皇代記、如是院年代記、水鏡、扶桑略記等は本書と

「娘」底本「媛」とす、他本に
 よる。

「と底本」に
 とす、他本に
 よりて改む。

同じ傳である。
(或人云はく云々) 蘇我馬子の弑逆を行つた事は日本紀に明記してある。本書は憚かつてわざとおぼめかして書いたのであらう。

第三十四代、推古天皇は欽明の御女、用明同母の御妹也。御食炊屋姫尊と申しき。敏達天皇皇后とし給ふ。仁徳も異母の妹を妃とし給ふ事ありき。崇峻隠れ給ひしかば、癸丑の年即位。大倭の小墾田の宮に御座す。

(推古天皇は欽明の御女云々) この事は日本紀、古事記共に同じである。

(御食炊屋姫尊) 日本紀に豊御食炊屋姫天皇とある。古事記も同様である。本書は豊の語を略してゐる。

(敏達天皇皇后とし給ふ云々) これは日本紀、古事記共に同じ傳である。注は御妹を皇后とせられた事についての注意である。わが國の古風は同母の兄弟姉妹の婚姻は嚴禁せられたが、異母の間柄は禁ぜられなかつた。これは太古の母系時代の風習のなごりであらう。仁徳の異母妹とあるのは八田皇女を皇后とせられたのをさす。

(癸丑の年即位) これは日本紀の傳であるが、崇峻崩御の翌年である。

(大倭の小墾田の宮) これは日本紀も古事記も同じ傳であるが、古事記は小治田宮と書いてゐる。この宮の址はよくは分らぬが、後の飛鳥地方が古小墾田といはれたのであらうといふ。

昔神功皇后六十餘年天下を治め給ひしか共、攝政と申して天皇とは號し

奉らざるにや。此御門は正位に即き給ひにけるにこそ。

(説) これはこの天皇がわが國の女帝のはじめであることを説いたものである。神功皇后はその實際に於いては天皇の事を行はれたが、日本紀に明記してある通り攝政であつて天皇では無かつた。こゝに時世の變化をも示してゐるといふべきである。

即既戸皇子を皇太子として萬機の政を任せ、攝政と申しき。太子の監國と云ふ事も在れ共、それは暫の事也。是は偏に天下を治め給ひけり。太子聖徳ましくしかば、天下の人つく事日の如く、仰ぐ事雲の如し。太子未皇子にてましし時、逆臣守屋を誅し給ひしより佛法始めて流布しき。まして政をしらせ給へば、三寶を敬ひ、正法を弘め給ふ事佛世にも異ならず。又神通自在にましき。御自も法服を著して、經を講じ給ひしかば、天より花をふらし、放光動地の瑞在りき。天皇群臣たふとみあがめ奉る事佛の如し。伽藍を立てらるゝ事、四十餘ヶ所に及べり。又此國

「さたする」他本「さたむる」に作る。

には昔より人すなほにして法令なども定らず。十二年甲子に始めて冠位と云ふ事を定め、冠のしなによりて上下をさたするに十二階あり。十七年己巳に憲法十七條を作りて奏し給ふ。内外典の深き道を搜りてむねを約にして作り給へる也。天皇喜びて天下に施行せしめ給ひき。

(即藤原皇子を皇太子として萬機の政を任せ攝政と申しき) この事は日本紀に明記してある。神功皇后は事實攝政であつたが、當時攝政といふ語は出来てゐなかつたと思はる。まさしく攝政といふ語はこの時からはじめられたと思はる。しかしこの時またその後に見ゆる攝政といふのは後世の藤原氏の攝政とは違つて、一定の職名では無く、それに伴ふ一定の事實はあるが、たゞその事實をいひ表はす爲の語にすぎなかつたであらう。この皇太子の攝政の事は日本紀用明天皇條に「總攝萬機二行天皇事」とある通り天皇に代りて、天下の政事をすべ持ちて行ふことをいふ。攝とは説文に「引持也」と注してある。而して攝政は天皇幼冲で政を執り給ふ事が出来ぬか、又は御病久しくて政を執り給ふ事が出来ぬ時に止むを得ず置かる臨時應急の方法である。然るにこの時には女帝を立て、皇太子が天皇の事を代り行はるゝといふ事であつて、わが國の政治の上には甚しい變態である。何故にかやうな變態の政治が行はるやうになつたか大に考ふべく鑑みるべきであるが、今それを論ずる邊をもたない。

(太子の監國と云ふ事も在れ共云々) 皇太子の監國の事は令に見えてゐるが、義解には「謂天子巡行、太子留守是爲監國」とあつて、儀制令、公式令にその監國に際しての政務の取扱方の規定が少しく見ゆる。この監國といふ語は左傳閔公二年冬十二月に「晋侯使太子申生伐東山臯落氏。里克諫白、太子奉冢社稷之粢盛以朝夕視君膳者也。故曰冢子。君行則守有守則從。從曰撫軍、守曰監國古之制也」とあるのからとつたのであらう。語の意味は君に代りて國に監臨するといふ義であるが、政治上の取扱として一時限りの小事件を處理するに止まつたものであるらしい。

(是は偏に天下を治め給ひけり) 太子の監國とは違ひ、又天子幼冲の爲の一時の攝政とは違ひ、道理上筋道の立ちがたいものである。とにかくに、古來かつて無かつた新儀であつて、後の中大兄皇太子の行はれた事の根本がこゝにある。

(太子聖德まししかは、云々) これらの事は聖德太子傳曆一部がこれを傳へてゐる。

(又神通自在にましき) これも太子傳曆にさまゝの事が出でゐる。たとへば甲斐の黒駒に乗つて雲を踏んで富士山に至り三日目にして信濃より三載(越前、越中、越後の總稱)を経て歸りたまうたといふ如きことである。

(御自も法服を著して云々) 日本紀によるに、十四年七月に聖德太子が天皇の請によつて勝鬘經を説かれた事があり、又その年法華經を岡本宮で講ぜられた事がある。その勝鬘經を講ぜられた時の事を上宮法王帝説には「其儀如僧」と書し、太子傳曆にもその通りあつて、なほ「講竟之夜蓮花零、花長二三寸、而溢方三四丈之説場」とある。かやうの事をさしたのであらう。

(伽藍を立てらるる事四十餘ヶ所に及べり) 伽藍は梵語で、僧侶の集りて道を修むる所をいふ。日本紀にはこの御世に寺四十六所僧八百六十六人尼五百六十九人あつたと見ゆる。

(又此國には昔より人すなほにして法令なども定らず云々) これは昔はわが國は血統の政治、不文律の政治をとつたのであるが、この時代より支那に倣つて官職の政治、成文法の政治に改めようとせられたので、それが爲に冠位十二階を定め憲法十七條を作られた。この冠位と憲法との事は日本紀に明かに見ゆるが、冠位を定められたのは十一年で、憲法を作られたのは十二年である。本書にいふ所は年代の相違がある。本書の年代は何によつたか明かでない。

(内外典の深き道を搜りて云々) これは憲法の編纂についての説明であるが、これが佛教及び儒教、老莊思想等に基づく所の少くないのは明かである。

(天皇喜びて天下に施行せしめ給ひき) この事は日本紀には明記してをらぬ。

此比ほひは唐には隋の世也。南北朝相分れしが、南は正統をうけ、北は戎狄より發りしが共、中國をば、北朝にぞ治めける。隋は北朝の後周と

「侯」の下青白
群北四本「王」
あり底本及
梅本なし。
「祿」底本「録」
とす他本に
よりてむ改。

云ひしが、讓を受けたりき。後に南朝の陳を打平けて、一統の世となれり。此天皇の元年癸丑は文帝一統の後四年也。十三年乙丑は煬帝の即位元年に當れり。彼國より始めて使を送り好を通じけり。隋帝の書に皇帝恭問「倭皇」と在りしを是唐の天子の諸侯に遣す禮儀也。さて、群臣あやしみ申しけるを太子の給ひけるは皇の字はたやすく用ゐざる言なればとて、返報をもかゝせ給ひ、さまざま饗祿を給ひて、使を返し遣はされ、此國よりも常に使を遣はさる。其使をば、遣隋大使となん名づけられしに、二十七年己卯の年、隋滅びて唐の世に移りぬ。

(説) こゝに前の允恭の下に支那の南北朝に分れた事を云つたに引つゞいてその後の沿革を略説して、隋の世に及んだのであるが、目的は隋と直接に國交を修められた事をいはうとするにある。
(此比ほは唐には隋の世也云々此天皇の元年癸丑は文帝一統の四年也) 支那の南北朝を合せ一統の天下を創めたのは隋の文帝であるが、その開皇九年に天下を一統したのであつて、それより四年過ぎて、推古天皇の元年になる。
(十三年乙丑は煬帝の即位元年に當れり) 煬帝はその文帝の子で、即位元年は乙丑で大業と改元したのである。
(此國より始めて使を送り云々) これは十五年に小野妹子を隋に遣はされたのに對して、翌十六年に隋の使臣裴世清以下十二人が、答禮使として來朝したのをさした。

(隋帝の書に「皇帝恭問倭皇」と在りしを云々) その文は日本紀及太子傳には「皇帝問倭皇云々」とあつて「恭」の字が無く「倭皇」とだけある。この時にこの國書の文句についてわが朝廷に議論が起つたとあるが、この事は日本紀には見えぬ。太子傳には「天皇問太子曰此書如何。太子奏曰、天子賜諸侯王書式也。然皇帝之字天下第一耳。而用倭皇字、彼有其禮。應恭而修、天皇善之」とある。さうして、返書を送られた事は、日本紀にも太子傳にも見え、又支那の正史たる隋書にも見ゆる。

(其使をば遣隋大使となん名づけられしに) 遣隋大使といふ名稱は本書以外には未だ見ない。
(二十七年己卯の年云々) これはその隋がまもなく亡びて唐になつた事を云つたのであるが、唐との交通が引つゞいて起るから先づその國の興起を示したのである。

二十九年辛巳の年、太子隠れ給ふ。御年四十九。天皇を始め奉りて、天下の人悲み惜み申す事父母を喪するが如し。皇位をも次ぎましますべかりしか共、權化の御事なれば、定めて故ありけんかし。御謚を聖徳名
け奉る。

(二十九年辛巳の年太子隠れ給ふ) これは日本紀の傳である。上宮法王帝説の説では三十年に當る。
(天皇を始め奉りて天下の人悲み惜み云々) 日本紀には「是時諸王諸臣及天下百姓悉、長老如失愛兒、而嘯醉之味在口不嘗、幼者如亡慈父母、以哭泣之聲滿於行路。乃耕夫止耜、春女不杵、皆曰日月失輝、天地既崩、自今以後誰恃哉」とある。太子傳には「是時大臣已下群臣百官天下衆生、悉如亡父母、哭泣之聲滿行路、天皇聞之舉音大哭、車駕臨宮失聲叫躍。大臣已下復大擗踊、相謂曰、日月失輝天地既沒」とあるのをさしたのである。

(皇位をも次ぎますすべかりしか共云々) 皇太子にましましたのであるから天皇の位に即きたまふべきかと思はれたのにその事の無かつたは如何なる故か凡人にはわからぬが、何か深い譯があつたであらうといふのである。「權化」とは「權現於化身」の意で、佛菩薩が衆生濟度の爲に化身を現はすをいふ。後世よりはこの太子は觀音の化身と信ぜられてゐる。かやうに權化の御身だから皇位に即くべくして即かれなかつたのも理由があつたのであらうといふのである。(御謚を聖德と名け奉る) 聖德の御名は日本紀には生前に既に記してあつて御謚といふ事は見えぬ。

此天皇天下を治め給ふ事三十六年。七十歳御座しき。

(此天皇天下を治め給ふ事三十六年) 日本紀の傳である。古事記には三十七歳とある。これは例の如く計へ方の差である。(七十歳座しき) 日本紀には七十五歳とある。一代要記、皇代略記、皇年代略記、水鏡等は七十三歳とある。本書は何によつたのか分らぬ。

「を」他本によりて補ふ。

第三十五代、第二十四世、舒明天皇は忍坂大兄の皇子の子、敏達の御孫也。御母糠手姫、是も敏達の御女也。推古天皇は聖德太子の御子に傳へ奉らんと思召しけるにや。され共正しき敏達の御孫、欽明の嫡曾孫に御座す。又太子御病に臥し給ひし時、天皇此皇子を使こして訪ひまししに、天下の事を太子の申付け給へりけるとぞ。癸丑の年即位。大倭の高市郡

「を」白、群、北三本によりて補ふ。他本によりて補ふ。

岡本の宮に御座す。此即位の年はもろこしの唐の太宗の始、貞觀三年に當れり。天下を治め給ふ事十三年。四十九歳御座しき。

(第三十五代、第二十四世) 世代を記す理由は上に述べた通りである。

(舒明天皇は云々) これまでは日本紀と古事記との傳があつて往々相違したから一々出典をあげたが、これからは日本紀だけが正しい出典であつて、本書は専らそれに據つたものであるから、日本紀と違はぬものは一々あげない。

(推古天皇は聖德太子の御子に傳へ奉らんと思しけるにや) この事は日本紀には見えぬ。日本紀には推古天皇病甚しくなりました際に田村皇子(即ちこの天皇)を召して「昇天位而經綸鴻基、馭萬機以亨育黎元、本非輒言、恒之所重。故汝慎以察之、不可輒言」と仰せられ、山背大兄(聖德太子の子)を召しては「汝肝稚之、若雖心望而勿諠言、必待群言以宜從」と仰せられたとある。これらの事をさしたものであらうか。しかもこれだけでは本書に云ふ所と全く同じだとはいはれない。

(又太子御病に臥し給ひし時云々) 太子は聖德太子である。この事は太子傳曆の二十七年冬十月の條に太子の疾に罹り給うた時に勅あつてその疾を訪ひ、且所思あらば、奏せよと仰せられた時に四條の願を申し出でられた時に御使となられたのが、(この天皇即) 田村皇子であつた。この事はこの天皇を推古天皇の重んじてゐられた事を物語つてゐるといふべきである。

(癸丑の年即位) これより後は日本紀の傳だけであるから一々いはぬ。推古天皇崩御の翌年である。

(大倭の高市郡岡本の宮) 日本紀には「遷於飛鳥岡傍」是謂岡本宮」とある。その址は今の岡寺の地であるといふのが舊時からの説である。

(もろこしの唐の太宗の貞觀三年云々) この天皇の即位元年は實に唐の貞觀三年に當るのであるが、特にこゝにことわつたのは唐太宗といふ人も貞觀といふ年號も日本人には甚だ親しく知られてゐるからである。(天下を治め給ふこと云々) この治世も御齡も日本紀によつたものであるから、異論が無い限りこれからはいいはない。

「皇后」の「皇」
底本なし。梅
青、群三本に
よりに補ふ。
「寅」例により
訂正す。

第三十六代、皇極天皇は茅渟王の女、忍坂大兄の皇子の孫、敏達の曾孫也。御母、吉備姫の女王と申しき。舒明天皇皇后とし給ふ。天智、天武の御母也。舒明隠れまして、皇子をさなくおはしまししかば、壬寅の年即位。大倭の明日香河原の宮に御座す。

(忍坂大兄の皇子) 日本紀には押坂彦人大兄皇子とある、これを略稱したのである。

(吉備姫の女王) 日本紀には吉備姫王とあり、又二年の條には吉備島皇祖母命とも見ゆる。

(壬寅の年即位) 舒明崩御の翌年である。推古天皇に女帝の例開けて、間一代を隔て、又女帝の立ち給ふ。これこの時勢の變である。

(大倭の明日香河原の宮) 日本紀にこの天皇の皇居は飛鳥板蓋宮であつて、重祚して齊明天皇と申し上げた時代に一時飛鳥川原宮に遷りましたとある。本書はそれを混同してゐる。しかしこれは撰者にはじまつたものでなく、一代要記にはこの御代の條に「都明日香川原宮」とあつて本書と同じである。又太子傳には「明日香川原板蓋宮」とあつて二者を一にしてゐる。實際この二の宮は紛らしいのである。高市郡高市村大字川原宮山は村社板蓋宮の一局部に當るといふが、川原宮もその川原に在つたのであらうといふ。

此時、蘇我蝦夷大臣、并に其子入鹿、朝權を專にして皇家をないがしるにする心あり。其家を宮門と云ひ、諸子を王子となん云ひける。上

古よりの國記重寶皆私の家に運びおきてけり。中にも入鹿悖逆の心甚し。聖德太子の御子達の科なく御座ししをもほろぼし奉る。

(説) こゝに蘇我氏の専恣を説いた。蘇我は皇胤の末で、武内宿禰の餘薫に依り、累代大政に參して權威を有したが、佛教を崇め聖德太子之に加擔してより、益その勢と位と富とを有してまさに皇室を凌がうとするやうになつて終に亡ぶるに至つた。こゝに先づその専横を叙した。

(此時、蘇我蝦夷大臣并に其子入鹿云々) この専恣の事は日本紀に記してある。即ち蝦夷がその子入鹿に私に紫冠(推古の朝所定の第一位の冠)を授けて大臣の位に擬へ、その弟をば物部大臣(蝦夷の祖母は物部守屋の妹であるから)とよび、家を甘樞岡に雙べ建て、蝦夷の家を上宮門といひ、入鹿が家を谷宮門と稱へ、己等の諸子を王子と曰ひ、家の外に城柵を構へ、門の傍に兵庫を作り、更に畝傍山の東に家を建て、池を穿りて城となし、兵庫を建て、兵器を備へ氏氏の人をして其の門に侍らしめて祖子孺者と名づけ、恒に五十人の兵士を將ゐて身を護衛せしめて出入し、その從者を東方僭從者と曰つた。なほこの外に全國の民を徴發して預め雙の墓をつくつて一を蝦夷の墓と定め、これを大陵といひ、一を入鹿の墓と定めこれを小陵と云つた。なほ甚しいのは、蝦夷が己が祖廟を葛城の高宮に建て、八條の舞をしした事である。八條の舞とは八人一列で八行につらなつて舞ふ(舞人六十四人)支那風の舞で、天子にあらずば行はないのである。(諸侯は六條(三十六人)の舞である)。

(上古よりの國記重寶皆私の家に運びおきてけり) この事も日本紀に明記してある。こゝに國記重寶とあるが、日本紀には天皇記國記珍寶と書いてある。この天皇記國記といふのは、推古天皇の御世に、聖德太子と蘇我馬子と相議して「録

中にも入鹿悖逆の心甚し云々」こゝに山背大兄王以下聖德太子の御子孫が悉く蘇我氏に亡ぼされて残なくなつた事を記した。これも日本紀に記してある。而してその事を決行したのは入鹿であつて父の蝦夷がこれを聞いて嘖り罵つた事が日本紀に見ゆる。なほその外に入鹿のわがまゝの事が日本紀に見ゆる。

爰に皇子、中の大兄と申すは舒明の御子、應此天皇の御所生也。中臣鎌足の連と云ふ人と心を一にして、入鹿を殺しつ。父蝦夷も家に火を付けて失せぬ。國記重寶皆焼けにけり。蘇我の一門久しく權をとりりしか共、積惡の故にや皆滅びぬ。山田石川丸と云ふ人ぞ皇子と心をかよはし申しければ、滅びざりける。

(説) 前に蘇我氏專横の事を叙しておいて、こゝにその誅を叙した。

(皇子中の大兄と申すは云々) 中大兄は後に天智天皇となるる御方であるが、その御血統はこゝに叙してある。

(中臣鎌足の連と云ふ人と心を一にして入鹿を殺しつ) この間の事は日本紀に委しい。この際の事は鎌足が主動者で事を擧ぐるに有力な皇子と共にしたいと考へて中大兄皇子に接近した事情が日本紀にかなり委しく記されてある。即ち四年六月十二日に三韓が調を遣る日に大極殿の内へ入鹿を殺した。この事に直接關係したのは、中大兄皇子、中臣鎌足、蘇我倉山田石川麿、佐伯子麿、葛城稚犬養綱田等である。

(父蝦夷も家に火を付けて失せぬ。國記重寶皆焼けにけり) 國記は前にあげた如く、天皇記國記等の朝廷重要の記録である。それらが、蘇我が私にその家に取り籠めて置いた爲に皆焼けた。わが國文獻の大災厄であつた。この時に船史惠尺が、その焼かれた國記の幾部分をとりに中大兄皇子に献上したとある。その外皆焼け失せた。今ある舊事本紀といふものは、その序で見ると聖德太子馬子共撰の天皇記國記等の様になつてゐるが、あれは中古の僞撰で、正しい書でない事は今は誰でも知つてゐる。この時に焼けた書が後に傳はつてゐる筈が無い。次に船史惠尺が火中から取り出して奉つた國記の殘缺といふものは何であるか、それも今にしては明かでない。たゞ今の舊事本紀中の國造本紀や、尾

張氏纂記などは古い本を基にしたものらしいといふ事であるが、その古い部分がこの時のものかも知れぬ。しかし今の姿は決して古のまゝではない。國記の外に朝廷の重い寶が焼失したのであるが、誠に残念の事であつたといふべきである。

(山田石川丸と云ふ人ぞ云々) 山田石川丸は日本紀皇極卷には蘇我倉山田石川麻呂とあり、孝德卷には蘇我倉山田石川麻呂とある。蘇我馬子の子雄正子といふ人の子である。この人剛毅果敢で、入鹿と相容れなかつたので、中臣鎌足が、その黨に勤め入れて、その少女を中大兄皇子に奉り婚姻を結んで赤心を表した。この人が、忠誠の人であつた事は、孝德天皇の時その異母弟日向に讒せられて毫も朝廷を恨み奉らずして忠誠を誓つて自ら死んだ事を見ても知らるる。

此鎌足大臣は天兒屋命二十一世の孫也。昔、天孫天下り給ひし時、諸神の上首にて、此命殊に天照大神の勅を受けて、輔佐の神に御座す。中臣と云ふ事も二神の御中にて、神の御心をやはらげ申し給ひける故とぞ。其孫天種子命神武の御代に政を司る。上古は神と皇と一に御座ししかば、祭を司るは即政をとれる也。其後天照大神始めて伊勢國にしづまりまし、時、種子命の末大鹿島命祭官に在りて、鎌足大臣の父、御食子までも其官にて仕へたり。鎌足に至りて大勲をたて、世に寵せられしに依りて、祖業を發し、先烈をさかやかされける、無止き事也。且は

「種」底本「權」に作る。他本「む」によりて改む。

「て」底本「天」

神代よりの餘風なれば、然るべき理とこそ覺え侍れ。後に内臣に任じ、大臣に轉じ、大織冠となる。又中臣を改めて藤原の姓を給らる。

内臣に任ぜらるゝ事此御代に非ず、事の次に注しす。

「然るべき」底本「可然」とす
 「侍れ」底本「侍ル」とす
 他本によりて改む
 「給らる」梅青二本による
 底本「給へル」とす

(説)

上に蘇我氏誅滅の事を叙したが、その大事の決行せられたのは中臣鎌足の力である。而してその結果は、一面に於いて大化の改新といふ本朝史上の一大革新の局面を展開し、一面は藤原氏といふ一大貴族が出現して、後に攝關政治といふ弊態を誘起する遠因をなしてゐる。されば、この鎌足が中心となつて演じたこの一舉はわが國史の上に實に重大な多くの事件を誘起したといふべきであると共に中臣鎌足といふ一人物の出現は國史上甚だ影響の大なるものであるといふべきである。それでこゝにこの人の系統と事歴とを述べてゐる。藤原氏の祖であるから委しくするといふやうな事大的精神から詳説してゐるのではないことを注意しておく。

(此鎌足大臣は天兒屋命二十一世の孫也) 鎌足は皇極紀及孝徳紀四年までは中臣鎌子連とある。同五年には中臣鎌足連と見ゆる。而してこの頃にはまだ大臣ではないから、鎌子連といふべきであるが、後の稱を前に廻して書かれたのであらう。次に天兒屋命二十一世の孫とあるのは何によつたのであるか。姓氏録には「藤原朝臣、天兒屋根命二十三世孫内大臣大織冠中臣連鎌子、古記云鎌足」とあり、公卿補任には「二十二世孫」とある。尊卑分脈の中臣系圖によると二十三世になる。

(昔、天孫天下り給ひし時、諸神の上首にて此命云々) この命とは天兒屋命である。この神が天孫降臨の際に、諸神の上首として天孫を輔佐し奉つたといふ事は事實であらう。日本紀でも古事記でもいつも、この神を最初に記してゐる。
 (中臣と云ふ事も二神の御中にて神の御心をやはらけ申し給ひける故とぞ) 二神といふのは明かには分らぬが、天照大神と瓊々杵尊とをさすのであらう。中臣の名義は、大織冠傳に「世掌天地之祭相和人神之間仍命其氏曰中臣」とある。「ナカツオミ」が約まつて「ナカトミ」といふ語に成つたのである。
 (其孫天種子命云々) この事は神武の條に既に述べてある。

(上古は神と皇と一に御座ししかば云々) 太古は神と天皇とは一に御座したから、神に奉仕することと天皇に奉仕することとは同じ事であつたことは疑がない。そこで神に奉仕することを「まつり」といひ、天皇に服事することを「まつるふ」といつた。その「まつるふ」といふのは「まつる」といふ事の繼續状態をいふ語で、その源は「まつる」である。それが神に奉仕する事には「祭」の字を用ひ、天皇に奉仕する事には「奉」の字を用ひるが、それは漢字の差だけである。それ故に政を「まつりこと」とよむが、その意は「祭事」と同じである。これは太古祭政一致の政體の然らしめた所である。

(其後、天照大神始めて伊勢國にしづまりましし時種子命の末大鹿島命云々) 伊勢の神宮の出來た時に大鹿島命が祭主に任ぜられた事は垂仁天皇の條に述べてある。鎌足の父御食子は日本紀に彌氣とある人であつて、推古天皇の朝に樞機に參してゐた。但小徳冠(第二の位)といふ事は日本紀に見えぬ。藤原氏系圖の傳である。

(鎌足に至りて大勳を立て世に寵せられしによりて祖業を發し) 「祖業を發し」とは祖先の遺業を發揚すること、「先烈をさかやかす」とは祖先の功業をします。名譽あらしむること。こゝにいふ事は祭政一致の世に於いて祭を司るは即ち大政を司ることである。鎌足が、世の濁亂を救ひ、天下を革正した事はこれ、その祖先以來の傳統的職分たる大政翼賛の本旨を發揚し祖先の事業を繼ぎ、以て大功を立て、祖先の名譽をも高めた事であつて、誠に貴むべき事であるといふ。

(且は神代よりの餘風なれば云々) 餘風とは遺風といふ程のこと。中臣氏が大政を司るは神代からの遺風である故に、鎌足が大勳を立て、世に重く用ひられ、天下の大政に參與するやうになつたのも然るべき道理と思はるといふのである。

(後に内臣に任じ云々) 注にもある如く内臣に任ぜられたのは孝徳天皇の御世のはじめである。又天智天皇八年十月にその病重つた時に、大織冠と内大臣と授け、姓を賜ひて藤原氏とせられたのである。この時の内大臣は後世の内大臣とは違つて左右大臣の上に位したのである。又大織冠といふのは、大化新政の冠位で第一位にあるものである。それ故にこゝに正一位の名也とある。これは後の正一位に同じといふ意である。

此天皇天下を給め給ふ事三年在りて、同母の御弟輕王に譲り給ふ。御名を皇祖母の尊とぞ申しける。

二二〇

(天下を治め給ふ事三年在りて) これは前の例によれば、四年とあるべきであるが、在位年数は三年六ヶ月である。されば三年あつて四年目に讓位あつたといふ事である。六月十二日に蘇我を滅ぼされ、同月十四日讓位が在つたのである。(同母の御弟輕王に譲り給ふ) 輕王は輕皇子とかくべきである。即ち孝徳天皇である。こゝに讓位の事が見ゆるが、本朝で讓位といふ事はこの時にはじまつたのである。

(御名を皇祖母の尊とぞ申しける) これは孝徳天皇御即位の際に奉られた尊號である。後世の太上天皇と同じといふ説があるけれどもさうではない。既に前にもあげたやうに皇極天皇の時に御母を吉備皇祖母命と申し奉つたのである。(命と尊との字の違ひは日本紀の記載法の差で、「ミコト」といふ國語にかはりはない) それ故にこれは天皇の御親といふ意義だけの尊號である。(祖母はただ「オヤ」といふだけの國語にあつるので、これも二世の意の祖母の意ではない) 續日本紀に聖武天皇の御母皇太夫人を國語でかやうに申し上げよと詔あつた事を載せてゐる。

第三十七代孝徳天皇は皇極同母の弟也。乙巳の年即位。攝津國長柄豐崎の宮に御座す。

(攝津國長柄豐崎の宮) この宮の址は明かでないが、西成郡豐崎村の大字南長柄(今大阪市内)に在つたものであることは疑ふべきでない。

此御時始めて大臣を左右にわかたる。大臣は成務の御時武内の宿禰始めて是に任ず。仲哀の御代に又大連の官をおかる。大臣大連並びて政をしり。此御時大連をやめて左右の大臣とす。又八省百官を定めらる。中臣鎌足を内臣になし給ふ。

「やめて」底本
「體」に作る、
他本によりて
改む

(説) これは所謂大化元年の改新の事をいふべき所であるが、その説極めて大まかで、これではその改新の有様を想像することも出来ない。何故にこの様に疎略にしたのであるかと考ふるに、これにもおのづから理由があるやうに考へらる。第一の理由は本書は、皇位の正統を論ずるが主眼で、しかも簡単にする必要が在つて詳かに説く餘裕が無かつた爲であらう。次には大化の改新の主義理想は、この著の時代には現實の政治の主義理想であつて、次下に時を見ては撰者がより、論じて行く所であるから、こゝに一時に説く必要がなかつたのである。然らば、こゝに説いてあるのは何の目的であるかといふに、こゝにはたゞ大臣の官職に關しての點だけを説いてある。これは大臣の官を正しい人に正しく任命せらるれば、天下は治まるにきまつてゐるのであるから、天皇としての第一の要はこの大臣の官を知りたまふ點にあり、又本書もはじめから後まで執政の臣に重きをおいてゐるからして、この點だけは逸する事をしなかつたと考へらるる。

(此御時始めて大臣を左右にわかたる云々) 大臣の名の出來たのは成務の御時であつた事は本書にも既に述べてゐる。大連は日本紀では何時に始まつたか明かでないが、垂仁の二十六年の條に物部十根大連といふ名が見ゆる。然るにここに仲哀の御代に大連の官を置かれたといふのは何に據つたのかと見ると、延喜式の前につけてある歴史記に「仲哀天皇始置大連」とあるのによつたものと思はる。しかし「大臣大連並びて政をしれり」といふ事は當初よりの事とは思はれぬ。初は大臣だけの事もあり、大連だけの事も在つたであらう。大臣大連を並べおかれたのは雄略天皇即位の

時からのやうに思はる。而して大臣は皇別出身の大官の名となり、大連は神別出身の大官の名となつたと考へらるるが、大化改新の時に全く官職名として、大臣の名だけを存して大連といふ名稱を廢し、左右大臣を置かるやうになつたと思はる。これが、今日までつゞいてゐる大臣の官名の源である。

(又八省百官を定めらる) これは日本紀大化五年二月に冠位十九階を定められ、なほ「置八省百官」と記してあるのによつたものである。八省は、大寶令によれば、中務、式部、治部、民部、兵部、刑部、大藏、宮内の八であるが、この時に既にこの通りの名稱であつたかどうかは明かに分らない。百官の百は實際の數ではなくて多數の意である。これは八省の部屬たる職、寮、司の類、又彈正臺、地方官、武官等の多くの官を總稱したものである。

(中臣鎌足を内臣になし給ふ) この事は上に述べてある。

天下を治め給ふ事十年。五十九歳御座しき。

(天下を治め給ふ事十年) この御世に年號を定められたが、御宇は大化が五年、白雉が五年である。
(五十九歳御座しき) 御齡は日本紀には明記してない。如是院年代記には本書と同じ傳である。他には所見がない。

「あやまち」底本「誤」とす。他本によりて假名とす。

第三十八代、齊明天皇は皇極の重祚也。重祚と云ふ事は本朝には是に始り。異朝には殷の太甲不明なりしかば、伊尹是を桐宮に退けて、三年政をとれり。され共帝位を捨つるまではなきにや。太甲あやまちを悔いて、徳を治めしかば、本の如く天子とす。晉の世に桓玄と云ひし者、安

「議」梅本による底本「儀」とし、他本「義」とす。

帝の位を奪ひて八十日在りて、義兵のために殺されしかば、安帝位に歸り給ふ。唐の代と成りて、則天后世を亂られし時、所生の子なりしかども、中宗をすて、廬陵王とす。同じ御子豫王を立てられしをも、又すて、自位に居給ふ。後に中宗位に歸りて唐の祚たえず。豫王も又重祚あり。是を睿宗と云ふ。是ぞまさしき重祚なれど二代にはたてず。中宗睿宗とぞ連ねたる。我朝に皇極の重祚を齊明と號し、孝謙の重祚を稱徳と號す。異朝にかはれり。是天日嗣を重くする故歟。先賢の議定めて由在るにや。

(齊明天皇は皇極天皇の重祚云々) 重祚とは一旦位を退いた天子が再び踐祚するのをいふ。皇極天皇は孝徳天皇に位を譲られたが、孝徳天皇が崩御あつて再び天皇の位に即かれたのである。そこで、前の御治世の時の御稱號を皇極天皇と申し、後の御治世の時の御稱號を齊明天皇と申すのであるが、この事については本書、下に説がある。
(重祚と云ふ事は本朝には是に始れり云々) 本朝には重祚と云ふ事は以前は無かつた事であつて、此時に起つた新儀である。(異朝には云々) これから支那での重祚の事實を参考の爲にあげてゐる。殷の太甲は伊尹が代りて政をとつたといふだけで、王位を捨てたのでないから重祚といふべきものでない事は著者のいふ通である。東晋の安帝の世に桓玄といふ者權を恣にし帝に迫つて位を譲らしめたが、劉裕、何無忌、劉毅等が義兵を起してこれを殺したから安帝が位に復した。

これは元興三年、わが履仲五年の事である。これも變亂によつたもので正しい重祚とはいはれぬ。唐の則天皇后は武氏であるから武后ともいふ。高宗の皇后である。高宗崩じて中宗位に即く。それは武后の生んだ子であるが、武后はそれを廢してその子睿宗を立てた。しかもそれも間もなく廢して武后自ら帝位に上り國號を改めて周と號し、則天皇帝と稱した。その後武后が死して中宗が位に復し、國號も唐に復した。武后の權を專にした事は前後二十一年であつた。中宗が位に復して五年在つて又睿宗に傳へ、睿宗位に復して三年在つて玄宗に傳へた。この中宗睿宗の事はまさしく重祚といふべきであるが、二代には立てないといふのである。しかしこの武后の僭態はわが天武天皇の御世であるからこの時より後の事である。

(我朝に云々) これは本朝に於いて重祚の天皇を一代毎に異なる稱號で稱へ奉る制度になつてゐる事についての説明であるが、これについては古來學者の間に多少の議論もある。しかし本書の論が最も當を得てゐると思はれる。久米幹文曰はく、「我が天皇の重祚の外國と異なるはげに天つ日嗣をおもくせらるゝがためなりとは實によくいはれたり。支那など國こそ大なれ、昔より君臣の名分さだまらぬ國なれば、かしこき我朝廷の比例に引出べき管にはあらぬを、中古よりみだりに彼風を慕ふ卑屈心の徒多くして准后の卓見にてすら此弊を免れざるはなげかはしき事なり」とあり。この論前半はわが意を得てゐる。しかも、後半は苛刻の論である。著者のこゝの意見は重祚といふ事實は支那にもあるが、それとわが國とは制度上の取扱方が違ふといふことを明かにして以てわが國體の特異な事を識別せよとした點に重きを置いて見るべきを氣づかぬのであらう。實際、わが國では天皇の御一身といふよりも皇位及びその繼承といふ事が重い事であると考ふるのであるから、御一身の上では前後同じ御身であつても、皇位繼承の順序を正すときは是非とも、このやうな取扱になるべきは明かな事であらう。

乙卯の年即位。此度は大倭の岡本に御座す。後の岡本の宮と申す。

(乙卯の年即位) 孝德崩御の翌年である。

(後の岡本の宮) 飛鳥板蓋宮で御即位あり、その年の冬飛鳥川原宮にまし、次いで飛鳥岡本を宮地とせられたのである。それは舒明天皇の舊地を修められたのである。(舒明天皇岡本宮は舒明の八年に火災が在つたのである)。

此御世はもろこしの唐の高宗の時に當れり。高麗を責めしに依りてすくひの兵を申うけしかば、天皇并に皇太子筑紫まで向はせ給ふ。されども三韓終に唐に屬せしかば、軍をかへされぬ。其後も三韓好を忘るまではなかりけり。

「すくひ」底本「數輩」に作りて改む。「皇太子」の「皇」青群北三本によりて補ふ。

(此御世はもろこしの唐の高宗の時に當れり) 此天皇の元年は高宗の永徽六年で、崩御の年は同じ帝の龍朔元年である。(高麗を責めしに依りて) これは唐の高宗が高麗を責めてこれを亡ぼした事をあげて、それが爲にわが國の三韓政策に大變革を生じた事を略説した。これは元來新羅の策動から起つた事で、新羅は日本の勢力を朝鮮から除いて自ら朝鮮を一統しようとして先づ任那を亡し、百濟を責めたので、高麗と百濟とが新羅を侵した。そこで新羅は唐に援を求めた事に基づくのである。高麗はその將を遣して、百濟を討ちて滅しわが援軍をも殆ど全滅せしめ、高麗をも亡した。その百濟を亡したのは顯慶五年(齊明天皇白雉六年)で、高麗日本の援師を破つたのは龍朔三年(天智天皇二年)で高麗を平げたのは總章元年(天智天皇七年)である。

(すくひの兵を申うけしかば云々) この事は日本紀に見えてゐるが、天皇は六年西征の準備を命ぜられ、七年正月に皇太子中大兄と共に西征の途に上られ三月に筑紫に至り、五月に朝倉宮にましましたが、七月に朝倉宮で崩御になつた。

(されども三韓終に唐に屬せしかば、軍をかへされぬ) さて齊明天皇の崩御があつたけれども、中大兄皇太子が軍事を統督して高麗百濟を救はせられたが、時不利にして遂に二國が亡びて、三韓の地は新羅と唐とに屬してしまつた。而して

その新羅は元來唐に臣屬の禮をとつてゐたから、朝鮮はすべて唐に屬してしまつた。そこで天智天皇は方針を改めて、兵を本國に召還し同時に内政に力をそゞぎ又新羅唐の來攻に備ふる爲に兵備を嚴重にせられた。こゝに至つて神功皇后の遺業が終に亡びたのである。わが國威の縮小はこの時に極まつたのである。

(其後三韓好を忘るるまではなかりけり) こゝに三韓とあるけれど、實際は新羅一國である。その新羅は上の如くわが國に反抗して朝鮮を統一して自己のものとしてしまつたが、なほ昔の好を忘れずして、朝貢の禮を修めて奈良朝に及んでゐる。その事實をこゝに云つたのであらう。

(説) 三韓の背叛は雄略天皇の朝にきざし、欽明天皇の朝に著しくなつて、任那の日本府が亡び、遂にこの天皇の朝に百濟の滅亡を見た。高麗の滅亡はこの後の事だけれど、序を以てこゝに述べたのである。

皇太子と申すは中大兄の皇子の御事也。孝徳の御代より太子に立ち給ふ。攝政し給ふと見えたり。

(説) こゝに皇太子と申すのは中大兄皇子のことである。この皇子は孝徳天皇の即位の時に皇太子に立ち給ひ、爾後齊明天皇の朝にも同じく皇太子でゐらせられたのである。攝政したまふといふ事は明かに正史には見えないが、大織冠傳には「悉此以庶務委皇太子」とあるから事實は攝政したまうたと見ゆる。

天下を治め給ふ事七年。六十八歳御座しき。

(六十八歳御座しき) 日本紀には御年を記さない。一代要記、水鏡、皇年代略記、扶桑略記等は本書と同じ傳である。

第三十九代、第二十五世天智天皇は舒明の御子。御母皇極天皇也。壬戌の年即位。近江國大津宮に御座す。

(壬戌の年即位) 壬戌の年は齊明天皇崩御の翌年である。日本紀にはこの年の即位とは傳へない。即ち齊明天皇崩御の時直に「素服稱制」と記してあつて、その翌年が壬戌で、これを元年とし、七年に即位あつたとしてゐる。しかし、扶桑略記、太子傳曆、如是院年代記等は元年壬戌としてゐる。本書もこれらの説によつたものであらう。
(近江國大津宮) 天皇は皇太子として先帝崩御後なほ筑紫の長津宮にましまして、新羅討伐、高麗百濟救援の軍事を督勵せられ、六年三月に都を近江に遷されたのである。そこでこの宮を大津宮と名づけられたのは、筑前の那大津の名をうつされたといふ説がある。如何にもさうかと思はる。この宮の址は滋賀郡錦織村に御所内と稱ふる所がある。それであるといふ。

即位四年八月に内臣鎌足を内大臣大織冠とす。又藤原の朝臣の姓を賜ふ。昔の大勲を賞し給ひければ、朝獎雙びなし。先後封を給ふ事一万五千戸也。病の間にも行幸して訪ひ給ひけるとぞ。

(即位四年八月に内臣鎌足を内大臣大織冠とす云々) この事のあつたのは前に記したやうに、日本紀には八年十月の事としてゐる。然るにこゝに四年八月とあるのは年も月も一致せぬ。日本紀の七年即位の年からかぞふれば、又二年十月とならねばならぬ。大織冠傳は正にその通になつてゐる。それ故に本書の傳は日本紀以外のものによつたものであらうと

「臣」底本「巨」とす、他本によりて改む。
「行幸」梅本による、底本「御行」につくる。

考へらるる。而して、他の多くの書は以上の二の傳以外のものは殆ど無い。たゞ一つ、如是院年代記を見ると、「乙丑四」の下に「八月以内臣鎌足爲内大臣號大織冠大織冠者正一位也、賜姓曰藤原」とある。本書の依つたものはこの年代記と源を同じくするものであつたであらう。

（昔の大勳を賞し給ひければ、朝獎雙びなし云々）朝獎雙びなかつた事は、その官位を見てもわかるが、天皇親臨して病を訪ひ賜ひ薨後も亦親臨して恩詔を賜はつたこと、日本紀及大織冠傳を見て知らるる。先後封を給ふ事一萬五千戸といふ事は日本紀には載せてないが、大織冠傳には大化のはじめ内大臣の位を授けられた時に二千戸を賜ひ、白鳳五年の秋優詔あつて、八千戸を増し封じ給ひ、後更に五千戸を増され前後併せて一萬五千戸とある。

此天皇中興の祖に御座す。光仁の御祖也。國忌は時に隨ひてあらたまれども、是は長くかはらぬ事に成りにき。天下を治め給ふ事十年。五十八歳御座しき。

（此天皇中興の祖に御座す云々）光仁天皇の御父は施基皇子で、その御父が天智天皇である。それで、後の皇胤の基づく所であるから尊崇あるのも最もであるが、決してそれに止まらぬので、事實上皇室の危殆に瀕したのを救ひ、又政治上の革新を遂げて後世の模範となられたから、中興の祖として尊崇せらるるのである。三善清行が昌泰四年に上つた革命勘文の中に「遠履大祖神武之遺蹤近襲中宗天智之基業當創此更始期彼中興二建元號於風曆施作解於雷散」とある。又續日本紀にある宣命にも「近江大津宮御宇大倭根子天皇乃與天地共長與日月共遠不改常典立賜地敷賜置法乎云々」といふやうな語が屢々あらはれて、國家法制の基づく所がこの天皇にあることを宣べられてある。これ即ち中興の祖たる事實がこゝに存するのである。

（國忌は時に隨ひてあらたまれども云々）國忌とは國家の忌日の義で、先皇、祖皇、母后等の忌日に齋會を行はるのである。これは持統天皇の時文武天皇の爲に修せられたのが國史上の初見であるが、二年二月の詔によつて永世の則となつた。大寶令及び延喜式等にはその規定がある。この國忌の制は元來支那風のもので、支那では七廟の制があつて、大祖の外は六廟、その時代によりて古きを除き今上に近きを加ふるのであるが、國忌もそれに同じく後に至るにつれて古きを除いて今上に近きを加へらるゝ規定であるが、この天皇の國忌日だけは永く除かることがない事になつてゐた。延喜式の治部式に國忌の條にはその第一に「天智天皇十二月六日忌崇福寺」とある。

（天下を治め給ふ事十年）壬戌より十年であるが、七年即位より四年である。

（五十八歳御座しき）御齡日本紀には載せぬ。皇年代略記、興福寺年代記、如是院年代記等は本書と同じである。

第四十代、文武天皇は天智同母の弟也。皇太子に立ちて大倭に御座しき。天智は近江に御座す。御病在りしに太子を喚び申し給ひけるを近江の朝廷の臣の中に告げ知らせ申す人在りければ、御門の御意の趣にや在りけん、太子の位を自退きて、天智の御子、太政大臣大友の皇子に譲りて、芳野宮に入り給ふ。

「在りし」底本「在ル」に作る。他諸本によりて改む。

（皇太子に立ちて）日本紀卷二十八には天智天皇元年に東宮に立ちたまふ由見ゆる。
（大倭に御座しき）大倭國吉野宮にましましたのである。
（御病在りしに太子を喚び申し給ひけるを云々）天智天皇御病重らせ給ひて、この東宮を呼び、後事をのたまはうとせられた時に、こゝにあるやうに固辭して大友皇子に譲つて出家して芳野に入られたのである。この時の事は日本紀に出てゐる。

るが、その事を知らせた人は蘇我臣安麻侶といふ人である。

「高市」底本脱し「高市ニイ」と注す。他本に「よりて補ふ。」

「のぞみ」底本「望」とす。他本によりて假名とす。

天智隠れ給ひて後、大友の皇子猶危まれけるにや、軍を召して、芳野を襲はむとはかり給ひける。天皇密に芳野を出でて伊勢にこえ、飯高の郡に至りて大神宮を遙に拜し、美濃へかゝりて東國の軍を召す。皇子高市、参り給ひしを大將軍として美濃の不破の關を守らしめ、天皇は尾張國にぞ越え給ひける。國々皆隨ひ申ししかば、不破の關の軍に打ち勝ち、則勢多にのぞみて合戦あり。皇子の軍破れて、皇子殺され給ひぬ。大臣以下或は誅に伏し、或は遠流せらる。軍に隨ひ申す輩、品々に依りて其賞を行はる。

(天智隠れ給ひて後云々) 天智天皇崩御の後、大友皇太子即位せられた。これは日本紀には記していないが、扶桑略記、水鏡、年中行事秘抄等に十二月五日即位の由に見え、大鏡亦即位の事をいつてゐる。本書にこれを認めないのは通行の説に従つたものである。さてこゝに大津の朝廷から芳野のこの天皇の宮を襲はうと謀られたといふ事は明かでないが、この天皇の御方にはさやうに信じたのでそれで兵を擧げらる事となつたのであらう。

(天皇密に芳野を出て云々) これ以下の壬申亂の事は日本紀卷廿八の一卷が詳に述べてゐる。今これを一々述べぬ。本書に就いて見るべきである。

(皇子の軍破れて皇子殺され給ひぬ云々) 弘文天皇の崩御になつたのは壬申の年の七月二十三日である。去年十二月五日に即位あつてより八ヶ月である。

(説) 弘文天皇即位の事實は日本紀には認めてゐないが、上記の外にも明かな證據があるのである。それ故に、大日本史がこれを特筆して本紀を立てたのは條理に叶ひ名分を明かにしたので國體上重大な事である。明治五年に大友帝に弘文天皇といふ謚を奉られたのはこれを確認せられたのである。本書がこれに論及せぬは通行の説によつたとはいへ、惜むべき事である。

壬申の年即位。大倭飛鳥淨御原の宮に御座す。朝廷の法度多く定められにけり。上下うるしぬりの頭巾をきる事も此御時より始まる。天下を治め給ふ事十五年。七十三歳御座しき。

(壬申の年即位) 壬申の年はかの大亂の年でその亂後直ちに天皇の實を備へられたのであるが、日本紀にはこの年を元年とし翌二年癸酉の年の即位と記してゐる。

(大倭飛鳥淨御原の宮) この宮の址は高市郡飛鳥村大字上居ともいひ、又高市村大字阪田字都にあるともいはれてゐる。(朝廷の法度多く定められにけり) この事のうち、著しいのは、十年に律令を定め法式を改めむとして、これを修めしめられ、又帝紀及上古の諸事を記し定めしめられ、又禮儀を改定せられ、諸氏の族姓の制度を改定せられ、位階の制定を改めて、諸王已上の位十二階、諸臣の位四十八階を定められた等甚だ多い。委しい事は日本紀に見ゆる。

(上下うるしぬりの頭巾をきる事も此御時より始まる) この御世には結髪衣服等にもさまゝの制を定められた。そのう

ちに本文の事もあつたのである。これは十一年に「男夫始結髮仍着漆紗冠」とあるのをさす。漆紗冠は紗でつくり漆を塗つたかぶりものである。これを頭巾と云つてゐるのは衣服令に「禮服曰冠朝服曰頭巾」とあるのもわかるが、古來これをウルシヌリノウスハタノカブリと訓んで來た。即ち後世烏帽子といふものゝ源である。
(七十三歳御座しき) 日本紀に御齡を記さぬ。一代要記、皇胤紹運錄には六十五とある。如是院年代記は本書と同じである。何によつたものかは詳かでないが、この如是院年代記が一番に近い。

「娘」底本「姫」
に作る、他本
による。

「のぞみ」底本
「望ミ」とす、
他本による。

第四十一代、持統天皇は天智の御女也。御母越智娘、蘇我の山田石川丸の大臣の女也。天武天皇、太子にましくしより妃とし給ふ。後に皇后とす。皇子草壁若く御座ししかば、皇后朝にのぞみ給ふ。戊子の年也。庚寅の春正月一日即位。大和藤原の宮に御座す。

(天智の御女也云々) 日本紀に見えて、異傳がない。

(皇子草壁若く御座ししかば云々) 草壁皇子は天武の御子で、この天皇の所生である。天智天皇元年大津宮で誕生あつた事が日本紀に見ゆる。而して天武天皇十年二月に皇太子に立ちたまふと日本紀に見えてゐる。されば、この天武天皇崩御の時は、十九歳でゐられたのである。

(戊子の年也) 日本紀によれば「皇后臨朝稱制」せられたのは丙戌の年であつて戊子はその後二年である。これは何によられたかと考ふるに、如是院年代記に同様にある。これであるから前にも云つたやうに、この年代記の源になつた書がこの書の據る所になつたと思はる。
(庚寅の春正月一日即位) 庚寅は日本紀に所謂四年で記事は一致する。この前年に草壁皇太子の薨去があつて、即位を決

行せられたのであらう。

(大和藤原の宮) この宮址は高市郡鴨村大字高殿字宮所字大宮字京殿字南京殿字北京殿等がその一部にあたる。

草壁の皇子は太子に立ち給ひしが、世を早くし給ふ。仍りて、其御子輕の王を皇太子とす。文武に御座す。前の太子は後に追號在りて、長岡の天皇と申す。

(草壁の皇子云々) 前に云つた。

(其御子輕の王を皇太子とす) 輕の王は草壁皇太子の第二子、天皇の御嫡孫で、文武天皇である。この立太子の事は日本紀に缺けてゐるが、十一年二月に東宮大傳、春宮大夫等の任命があり、釋日本紀に私記に王子枝別記を引いた文があるが、それには「持統天皇十一年春二月丁卯朔壬午立爲皇太子」とある。

(前の太子は後に追號在りて云々) 前の太子即ち草壁皇太子は生前に皇位には即き給はなかつたが、その御子孫が、奈良朝の諸天皇にまします。そこで天平寶字二年八月に淳仁天皇の詔ありて岡宮御宇天皇と追尊せられた。長岡天皇といふ稱號はいつ奉られたか不明であるが、本書の外に二所大神宮例文、釋日本紀の帝系系圖、皇胤紹運錄、帝王編年記、如是院年代記等にも見ゆる。

此天皇天下を治め給ふ事十年、位を太子に譲りて太上天皇と申しき。太上天皇云ふ事は異朝に漢の高祖の父を太公と云ふ。尊號在りて太上天皇と號す。其後は後魏の顯祖、唐の高祖、睿宗、玄宗等也。本朝には昔

は其例なし。皇極天皇位を遁れ給ひしも、皇祖母の尊と申しき。此天皇より太上天皇の名は侍りける。五十八歳御座しき。

(天下を治め給ふ事十年) 日本紀には十一年とある。しかし、その讓位の年を文武の御宇とすれば十年ともいひうる。

(位を太子に讓りて太上天皇と申しき) 御讓位は十一年八月朔日である。

(太上天皇と云ふ事は云々) これは太上天皇の御尊號についての由來をいつたものだ。支那では秦始皇が莊襄王を追尊して太上皇といひ、漢高祖が帝位に即いてから父の太公を尊んで太上皇と云つた。それがはじめである。本書に太公を太上皇と云つたといふのは少しく誤つてゐる。其の後の後魏の顯祖、唐の高祖、高宗、玄宗は一度帝位に即いて遜位の後の尊號であるから太公の場合とは趣が違ふ。しかしそれも太上皇といつたが太上天皇といはぬ。太上天皇といふのは本朝特別の語である。

(本朝には昔は其例なし。云々) これは太上天皇の本朝にてのはじめを云つたのだが、讓位の事は皇極天皇からはじまつたが、その御遜位後は皇祖母尊と云つたので太上天皇とは申さぬ。この天皇御遜位の後太上天皇と申し上げたのが我國でこの尊號のはじめである。儀制令には「太上天皇」の目があつて、その義解に「讓位帝所稱」とある。この規定によつて、持統天皇御遜位の後は特に尊號を奉るといはなくとも、當然太上天皇と申し奉つたのであらう。それで續日本紀にも、萬葉集にも太上天皇といふ名稱でこの天皇を申し上げてゐるのである。

(五十八歳御座しき) この天皇は大寶二年の崩御であるが、續日本紀には御壽を記さぬ。皇胤紹運録、歷代要記等は本書と同じである。

「女」底本「母」とす、他本によりて改む。

第四十二代、文武天皇は草壁太子第二の子、天武の嫡孫也。御母阿閉の皇女、天智の御女也。後に元明天皇と申す。丁酉年即位。猶藤原の宮に御座す。

(文武天皇は云々) これは續日本紀によつたものである。以下光仁天皇までは續日本紀によつたものであるらしいが、それと異なる點が無い時には注せぬ。

(丁酉の年即位) これも上と同様である。

(猶藤原の宮に御座す) 持統天皇までは代毎に宮城を改められたが、この天皇は持統天皇の管まれた藤原宮にそのまま居られて一代の間かへられなかつた。これは後世遷都の容易に行はれぬ様になつた端緒を開かれたものと見らるるが、かやうになつたのは一は皇位繼承の方法が御讓位であつたのと、一はその宮城が大規模になつて變更せらるることが容易でなくなつた爲であらう。

「文武」底本「文武」とす、他本によりて改む。
「王」底本「皇」とす、他本によりて改む。

此御時唐國の禮を移して宮室を作り、文武官の衣服の色までも定められき。又即位五年辛丑より始めて年號あり。大寶と云ふ。是より前に孝徳の御代に大化、白雉、天智の御時、白鳳、天武の御代に朱雀、朱鳥などを年號の始とする也。又皇子を親王と云ふ事此時に始まる。又藤原の内大臣鎌足の子不比等の大官、執政の臣にて律令なども擇び定められき。

(此御時唐國の禮を移して宮室を作り、文武官の衣服の色までも定められき) 支那の制度を採用せらるる端緒はいつにあつたかは明かでないが、聖德太子の攝政の時には大分その兆があらはれ、大化の改新ではそれが一新の根柢になつた。

爾來その主義が、段々に進んで来て、此の天皇の時に確定不動のものとなつた。それ故にこゝにこれを述べられたのであらう。續日本紀を見ると、即位二年八月に朝儀の禮を定められ、大寶元年正月元日に大極殿に御して朝賀を受けたまふ事が記してあるが、それには「其儀於正門樹鳥形幢、左日像、青龍、朱雀幡、右月像、玄武、白虎幡、蕃夷使者陳列左右、文物之儀於是備矣」とある。これは支那の禮をうつされたので、後世まで元日の朝賀及び即位の禮の基づく所である。又位階の制度をも改められ、従前はその位階相當の冠を賜はつたのを位記を賜はることに改められ、同時に、禮服朝服の制を立て、位階によつて服色を一定せられた。これを委しく示したのが衣服令の規定である。これらの事は大寶元年の記事に見ゆる。たゞ「宮室を作り」とあるのは如何いふ意味か明かでない。藤原宮は前代に出来たもので、この御代には遷都はなかつたのであるし、遷都の事でないのは明かである。然らば著者の勝手な語かといふに左様な事は有るまい。如是院年代記には「依唐制禮作宮室、定文武官僚服色、皇子曰親王、始於此時」とあつて本書と殆ど同じである。恐らくはさやうな傳が在つたのであらう。そこで宮室を作るといふのは太極殿等を唐風の建築に改められた事を云つたのであらう。

(又即位五年辛丑より始めて年號あり云々) この天皇即位あつてはじめての四年間は年號が無かつた。第五年目の辛丑の年三月に大寶と改元せられたのである。年號は本文に云つてゐる様にこの時にはじまつたのではなく、孝徳天皇の御世に創められて大化といひ、それから白雉とか白鳳とか朱鳥とか云ふ年號が建てられたが、それらはその時々事であつて、永く續かなかつた。年號が永世の制度となつたのはこの大寶からであつて爾來今日に至るまで年號の無い時が無いと云ふ事になつた。大寶を年號のはじめと云ふのはこの意味で云ふのである。如是院年代記にも「大寶元」の下に「年號始於此」と云つてゐる。皆この意味で云ふのである。

(又皇子を親王と云ふ事此時に始まる) この事は如是院年代記にも注記してゐるが、その初見は日本紀の天武天皇八年の條でその後屢見らるるのであるが、その後も皇子と書いたものも多いのを見ると定まつた制度ではなかつたのであらう。然るに續日本紀の文武天皇四年六月以降はすべて親王の文字に一定してゐるから、その頃に定められたのであらう。令の制では「凡皇兄弟皇子皆爲親王」とある。

(又藤原の内大臣鎌足の子不比等の大臣、執政の臣にて律令なども撰び定められき) 不比等は鎌足の第二子である。大寶の律令撰定は文武天皇四年六月に勅を下され、翌大寶元年八月に出来上つたのであるが、その時の委員長は刑部親王で、委員の筆頭に不比等が居り、下毛野朝臣古磨、伊吉連博徳、伊余部連馬養等が重なる人であつた。それ故に、不比等が、この撰定には有力な地位に立つた事は勿論であるが、當時は執政の臣といふ程の地位ではなかつた。公卿補任によるに、大寶元年に大納言になつたまま、文武天皇の御世には大臣にはならなかつた。而してその上には左大臣多治比真人鳥、右大臣阿倍朝臣御主人、又右大臣石上朝臣麻呂、知太政官事刑部親王等があつたのである。不比等が右大臣になつたのは、元明天皇の慶雲五年で、それから靈龜三年まで左大臣石上磨が上に居た。養老二年から四年までの間が、右大臣一人の時代である。本書は後を以て前にめぐらしたので多少の誤があるといはねばならぬ。

(説) こゝに不比等の名が出たについて、次に藤原氏の源委を説く。

藤原の氏此大臣より彌盛になれり。四人の子おはしき。是を四門と云ふ。一門は武智丸の大臣の流、南家と云ふ。二門は參議中衛の大將房前の流、北家と云ふ。今の執柄大臣及びさるべき藤原の人々は皆此末なるべし。三門は式部卿宇合の流、式家と云ふ。四門は左京大夫麻呂の流、京家と云ひしが、早や絶えにたり。南家式家も儒胤にて今に相續すと云へども、只北家のみ繁昌す。房前の大將人に異なる陰徳こそわはしけめ。

(藤原の氏此大臣より彌盛になれり) 續日本紀文武二年の條を見ると、鎌足に賜はつた藤原の姓は不比等をして繼承せしめられ、意美磨等は神事に供するによつて舊姓中臣に復すべしといふ詔が出てゐる。即ち藤原といふ名は不比等の一

「さる」底本
「去」とす。他本に
本によりて改
む。

「も」底本「二」
とす。他本に
よる。

「續」底本「談」
とす。他本に
よる。

門の専ら繼承する所となつたのである。而して不比等の四子からして家門がいよいよ廣くなつた。

(是を四門と云ふ) 不比等の四子が各一家を立て、門流がつゞいたからの名であるが、大鏡では四家と云つてある。

(二門は武智丸の大臣の流云々) 武智麿は不比等の長子であつた。武智麿傳によると、「以宅在宮南世號曰南卿」とある。今昔物語に祖の家より南に住んでゐたから南家と云ふとあるのは後世の俗説であらう。この南家は武智麿が左大臣までになり、その子豊成は右大臣、仲麿即ち惠美押勝が太師(太政大臣の改名)にまで成つて奈良朝では榮達したが、押勝の亂があつてからは振はなくなつた。しかし、下にいふやうに子孫はもとより永く続いた。

(二門は參議中衛の大將房前の流北家と云ふ云々) 房前は不比等の第二子であつた。この人は參議中衛(後に近衛と改まる)大將で終つて兄に及ばなかつた。北家といつたのは兄の南家に照して考ふると、宮の北に家が在つたのであらう。天平寶字四年八月の勅の中に南北の兩大臣、又南卿、北卿とある。南は武智麿、北は房前であるから、この南卿北卿といふ名稱は生前からの稱であつたであらう。さて平安朝以後に榮えた藤原氏の本流はこの房前の子孫である。その事實は後に次第にあらはれてくる。

(三門は式部卿宇合の流式家と云ふ) 宇合は不比等の第三子で、參議式部卿まで上つて天平九年に終つた。この家も後まで續いて大臣なども出たが、北家の盛んになつた時代からはそれに壓倒せられた。これを式家といふのは式部卿の家といふ義であるが、當時の稱呼であるかどうかはわからぬ。大鏡には見ゆる。

(四門は左京大夫麻呂の流京家と云ひしが早や絶えにたり) 麻呂は不比等の第四子で參議兵部卿兼左京大夫まで上つて宇合と同じ年に終つた。これを京家といふのは左京大夫であつたからであらうが、これも當時からの號であるかどうかは分らぬ。大鏡には見ゆる。この人の子に太宰帥濱成、その子に刑部卿繼彦、その子に治部卿貞敏(琵琶の名人)などがあつたが、次第に衰へて、後には歌人としての興風、伶人としての忠房などが名を知られてゐる位のもので、終には地下になりはてた。

(南家式家も儒胤にて今に相續すといへども只北家のみ繁昌す云々) 藤原氏の四門といはれたらう、京家は上の如くして絶えてしまつた。他の三家は如何と云ふに、南家は押勝に至つて、祖先に未だ聞かなかつた榮達をしたが、増長して敗死し、その兄右大臣豊成の後には、參議保則の如きも出たが、これも後には地下になつた。又武智麿の第三子乙磨の流には右大臣是公が出たがこれも後には衰へた。しかし南家の流は儒者の家として永く傳はつた。それは後の

高倉家などが著しいもので、文章博士、大學頭、式部少輔、東宮學士などに任ぜらるる例となつた。そのうちで著しいものでは季綱、信西入道、などがある。又式家は宇合の子廣繼は玄昉を除かうとして敗死したが、その弟に内大臣良繼、右大臣田磨、參議百川、參議藏下磨がある。しかし、これらの子孫は後には大抵地下になつた。藏下磨の末に有名な明衡が出て、それからその子孫が儒家として榮えた。そこで、藤原の祖業を紹ぐものとしては北家だけになつた。これについては房前の陰徳が報いたのであらうといふのである。この思想は藤原累世の信條であつたと見えて、かの光明皇后の書かれた、筆蹟の正倉院に保存せられたるものには「積善藤家」の印を紙背繼目に捺してあるのみならず、武智麿の傳には贊の語に「積善之後、餘慶壽都」とある。これらは房前に對しての語ではないが、藤原氏の榮は積善の餘慶であるといふ信條が後世まで傳はり、北家の榮もその祖房前の陰徳によると信ぜられたものであらう。

「春日の」の梅本によりて加ふ。

又不比等の大臣は後に淡海公と申す也。興福寺を建立す。此寺は大織冠の建立にて山背國山科に在りしを此大臣平城に移さる。仍りて山科寺とも申す也。後に玄昉と云ふ僧唐へ渡りて法相宗を傳へて此寺に弘められしより氏の神、春日明神も殊に此宗を擁護し給ふとぞ。春日神は天兒屋神を本とす。本社は河内の平岡にます。春日に移り給ふ事は神護景雲年中の事也。云々。然らば、此大臣以後の事也。又春日の第一の御殿は常陸の鹿島神社、第二は下總の香取神社、第三は平岡、四は姫御神と申す。しかれば、藤原氏の神は三の御殿にましますなり。

(又不比等の大臣は後に淡海公と申す) この事は續紀天平寶字四年八月の勅で「近江國十二郡を以て封じて淡海公となす」とあるのをさした。

(興福寺を建立す云々) こゝに興福寺のことを述べた。この寺はこゝにいふ如く、もと齊明天皇の時鎌足が山城國宇治郡

山階にはじめたものであるから山階寺といつたのであるが、その後大和國高市郡鹿坂の地に移し建て、鹿坂寺と云つたが、都を奈良に遷された後更に今の地に移して、さて興福寺と云つたのである。

(後に玄昉と云ふ僧唐へ渡りて法相宗を傳へて云々) 玄昉は靈龜二年に唐に赴き智周に就いて法相宗を學び、天平七年に歸朝して興福寺に居た。法相宗とは諸法の性相を決判する故に名づくると八宗綱要に云ふ。この宗は玄昉以前にも二回わが國に傳へられたが、それらには後繼者がなくて第三回の玄昉の傳が永く興福寺に傳はり、今も興福寺が法相宗の本山の一である。

(氏の神春日明神も殊に此宗を擁護し給ふとぞ) 興福寺は藤原氏の氏寺であつて、春日神社も藤原氏の氏神であり、しかも、同一境内と云つてもよい關係にあるのであるから本地垂迹説の神道觀からいへば、この事のありうべきである。廿二社本縁には春日の神をば明に興福寺の鎮守にて坐すと云つてゐる。而してこの法相宗を擁護したまふといふ事は一部の春日權現驗記を繕けばわかる。その第一卷には「終に神護景雲二年春法相擁護のために御笠山にうつり給て、三性五重の春、花をもて遊び、八門二悟の秋、月をあざけりたまふ」とある。

(春日神は天兒屋神を本とす云々) 春日の祭神が四座であること延喜式神名帳には明かであるし、その祭神の名は鹿島神、香取神、枚岡神坐天之子八根命、比賣神であるし、鹿島神香取神が第一第二で天兒屋根命が第三で比賣神が第四であることは嘉祥三年九月の策命でも明かである。それ故に祭神については一説としてあげた方が正しいのである。然らば、天兒屋神を本とすといふ説は著者の獨斷かといふにさうではない。この説は二十二社本縁によつたのである。さて春日社のこゝに鎮座の年代は神護景雲二年であると帝王編年記、一代要記、大鏡裏書等に見ゆる。しかし、又神宮雜例集には和銅二年都を奈良に遷された時と云つてゐる。但し和銅二年にはまだ遷都がなかつたのである。これは神護景雲といふ説が正しいのであらう。

此天皇天下を治め給ふ事十一年。二十五歳御座しき。

(天下を治め給ふ事十一年) 御即位のはじめ元號の無いのが四年、大寶が三年、慶雲四年六月の崩御である。

(二十五歳御座しき) 續日本紀には御壽を記さぬ。懷風藻に「年二十五」とある。水鏡、扶桑略記、一代要記等も同じである。

第四十三代、元明天皇は天智第四の女、持統異母の妹、御母蘇我嬪、是山田石川丸の大臣の女也。草壁の太子の妃、文武の御母に御座す。丁未の年即位。戊申に改元。

(丁未の年即位) 文武天皇崩御の年である。
(戊申に改元) 即位の第二年である。元號は和銅といふ。武藏國秩父郡から熟銅を奉つたからだといふ。

三年庚戌始めて、大倭の平城の宮に都を定めらる。古には代毎に都を改め、則ち其御門の御名に喚び奉りき。持統天皇藤原の宮にまししを、文武始めて改め給はず。此元明天皇平城に移りまししより又七代の都になれりき。

(三年庚戌始めて大倭の平城の宮に都を定めらる) 和銅三年三月にこの遷都があつた。これは文武の慶雲四年に遷都の議

「の太子の」底本脱す。他本によりて補ふ

が起つてゐた、その結果であらう。この平城京は今の奈良市の西に大規模に營まれた事は人の熟知する所である。
(古には代毎に云々) 古代は天皇の御代の改まると共に都も改まつた。そこでその宮の名を以て天皇の御名として呼び奉つた。橿原宮御宇天皇とか泊瀬天皇とか申すやうな事であつた。

(持統天皇云々) 持統天皇が藤原宮にましましたのを文武がそのまゝ受け継がれて、改められなかつた。それを「始めて改め給はず」といつたのである。即ち天皇の御代がかはつても都を改めぬといふ事例を始めて開かれたといふ事である。
(此元明天皇平城に移りましより又七代の都になれりき) 藤原の都は持統文武元明の三代の都であつたが、この平城の都も又七代つゞいた都になつたといふのである。七代とは元明、元正、聖武、孝謙、淳仁、稱徳、光仁までをいふのであらうが、實は桓武天皇の延暦三年まではやはり平城京に居られたのである。

天下を治め給ふ事七年。禪位在りて太上天皇と申ししが、六十一歳御座しき。

(天下を治め給ふ事七年) 慶雲四年七月の即位から靈龜元年九月の讓位まで滿八年を過ぎてゐる。こゝに七年とあるのは和銅の年数だけで云つたものであらう。如是院年代記がその通りになつてゐる。
(禪位在りて太上天皇と申ししが云々) 太上天皇として、養老五年までましましたが、十二月七日に崩御せられたのである。御歳は六十一歳と續紀に明記してある。

第四十四代、元正天皇は草壁の太子の御女。御母は元明天皇。文武同母の姉也。乙卯の年正月に攝政。九月に受禪。即の日、即位。十一月に改

元。平城宮に御座す。此御時百官に笏をもたしむ。天下を治め給ふ事、九年。禪位の後、二十年。六十五歳御座しき。

五位以上は牙の笏、六位は木笏

(乙卯の年正月に攝政)

乙卯の年は靈龜元年でこの年に讓位があつたのであるが、攝政の事は續紀に見えず、他の書にも傳へてゐない。かやうな説が何所から出たのであるか。歴代皇紀のこの天皇の條に「靈龜二年改元」の次に「以東宮攝天下政」と書いてゐるが、これもその意味が不明である。この歴代皇紀のは恐らくは續紀の養老三年六月に「皇太子始聽朝政」とあるのを書いたのではないか。而して歴代皇紀の基になつた本にこの様に記してあつたのが、段々に誤つて來たものでもあらうか。

(九月に受禪即日即位云々)

即の日とはその日直ちといふことである。九月二日である。

(十一月に改元)

靈龜と改められたのであるが、改元は即位の詔勅中に宣せられたのであるから九月二日である。十一月といふのは何によつたのであるか、明かでない。然るにこの御世には今一度改元があつて養老と改められた。その養老となつたのは靈龜三年十一月十七日の詔である。本書はこの二回の改元のうち靈龜のおとしたのであらう。

(此御時百官に笏をもたしむ云々)

これは養老三年二月に命ぜられたのである。五位以上は牙笏、六位以下は木笏と云ふことも續紀に見ゆる。笏はもと支那にて事を記して忽忘に備ふる爲に手にした板であつたが、後禮服には必ず把るべきものとなつた。その風を移してこゝに命ぜられたのである。もとは束帶にだけ用ゐたが、後には衣冠直衣の時も把ることになつた。笏は音コツであるが、骨と音が似てゐるのを忌んでシヤクとよむ。その牙笏といふのは象牙とか大魚の骨とかで作リ、木笏は一位の木でつくる。

(禪位の後二十年)

在位九年で神龜元年二月四日に聖武天皇に位を讓られ、太上天皇として二十五年まじく、天平二十年の四月廿一日に崩御あらせられた。こゝに二十年とあるのは恐らくは天平二十年の崩御を誤つたのであらう。

(六十五歳御座しき)

續日本紀に「春秋六十有九」と明記してある。本書は誤である。

第四十五代、聖武天皇は文武の太子。御母皇太夫人藤原の宮子、淡海公不比等の大員ムスネナリの女也。豊櫻彦尊トヨサクラヒコノミコトと申す。をさなく御座ししに依りて、元明、元正、先位に居給ひき。甲子の年即位改元。平城宮に御座す。

(聖武は文武の太子云々) 文武天皇崩御の時この皇子なほ幼くしましたから、御母元明天皇即位したまひ、和銅七年六月に皇太子に立たせ給うたが、御歳は十四であつた。その翌年元明天皇、この天皇の御姉元正天皇に位を譲られたのである。今御即位の時は二十四歳で入らせられた。

(甲子の年即位改元) 二月四日の御讓位で同日に即位、神龜と改元せられた。

此御代大に佛法を崇め給ふ事先代に超えたり。東大寺を建立し、金銅十六丈の佛を作らる。又諸國に國分寺、及び國分尼寺を立て、國土安穩の爲に法花、最勝兩部の經を講ぜらる。又多くの高僧他國より來朝す。南天竺の波羅門僧正善提云々。林邑の僧佛哲、唐の鑿眞和尚等是也。眞言の祖師、中天竺の善無畏三藏も來給へりしが、密機未熟せずとて歸り給ひにけりとも云へり。此國にも行基菩薩、朗辨僧正なども權化の人也。天皇、波

「等」他本によりて補ふ。

羅門僧正、行基并に朗辨をば四聖と申傳へたり。

(此御代大に佛法を崇め給ふ事先代に超えたり云々) 天武持統兩朝よりして佛法が甚しく朝廷に用ゐられたが、この聖武天皇に至りては前代未聞の事である。その最も著しいのは東大寺を建立し、その本尊として十六丈の金銅の毘盧遮那佛の像を作られた事と、日本六十六箇國に國分寺と國分尼寺とを設けられた事と、國土安穩の爲に、それらの寺に於いて妙法蓮華經を講じ、又金光明最勝王經を講せしめられた事等である。それらの事は一々あぐるにたへぬ。續日本紀を見るべし。さてそれについて三善清行の意見封事に次の如く言つてゐる。「降及天平、彌以尊重、遂傾田園、多建大寺、其堂宇之崇、佛像之大、工巧之妙、莊嚴之奇、有如鬼神之製、似非人力。又令七道諸國、建國分二寺、造作之費、各用其國正稅、於是天下之費十而五」とある。實にこの時代は神國變じて佛國となつた趣である。

(又多くの高僧他國より來朝す云々) その僧の名は下に記してある。波羅門僧正は名は菩提僊那、その來朝は天平八年であつて正史に名が見え、又南天竺波羅門僧正碑の文が傳はつてゐる。東大寺大佛開眼の導師をつとめた。林邑(支那の南方)の佛哲は來朝の年月が明かでないが、所謂林邑樂を傳へた。鑿眞和尚は唐の僧で天平勝寶六年に來朝して、唐招提寺に住してはじめて菩薩戒壇を起した。その外名僧の來朝したのが史乘に散見する。

(眞言の祖師中天竺の善無畏三藏も來給へりしが云々) 善無畏三藏は中天竺の王族で、十歳にして王位を嗣いだすが、間もなく位を去つて、密教を修め、唐の開元二年に支那に入り、密教を傳へて開元二十三年に死んだ。支那の眞言宗は善無畏から一行に、次に不空、次に慧果と傳はり、慧果から本朝の弘法大師に傳はるのである。この善無畏が日本に來たといふ事は正史には載せない。しかし三國佛法傳通緣起には日本に來て久米寺の東に一の塔を立て、そこに密教の經を納れて支那に歸つたとある。扶桑略記には「或記云大唐善無畏三藏養老元年入朝」と記し、その注に「延曆二十四年八月廿七日内侍宣稱天竺上人自雖降臨不勤訪受徒遊壑舟遂令眞言妙法絶而无傳」とあるのを引いてこの傳を信すべきであると云つてゐる。果して信すべきかどうかは知らぬが、本書はこれらの説に基づいたものであらう。

(此國にも行基菩薩、朗辨僧正なども權化の人也) 行基は和泉國の人、十五で出家したが、聖武天皇が崇信せられ、天平十七年に大僧正に任ぜられ、二十一年に大菩薩の號を賜はつた。朗辨は近江國の人、東大寺の開基として重んぜられ

天平寶字四年に僧正となつた。さて行基は文殊菩薩の化身であると信ぜられてゐた事は拾遺集、東大寺要録に見えてゐるし、朗辨は又彌勒菩薩の化身だと信ぜられたことが東大寺要録に見ゆる。これらの事を以て權化の人もといはれたのであらう。

(天皇) 波羅門僧正、行基并朗辨をば四聖と申傳へたり。これは東大寺建立に因んでの言ひ傳へであらう。帝王編年記には「然則東大寺四聖所建立御堂也」とあつて、「聖武皇帝、觀音、良辨僧正、彌勒、波羅門僧正、普賢、行基菩薩、文殊。」とある。東大寺には四聖御影といふ畫像も在つた。畫は建長八年に僧聖守が書き、替は菅原長衡が作つた。

此御時太宰少貳藤原廣繼と云ふ人式部卿宇合の子也謀叛の聞え在りて追討せらる。

玄昉僧正の讒によれりとも云へり。仍り祈禱のために、伊勢の神宮に行幸在りき。又左

大臣長屋王太政大臣高市王の子、天武の御孫也。罪在りて誅せらる。又陸奥國より始めて黄金を奉

る。此朝に金ある始也。國の司の王、賞在りて三位に叙す。佛法繁昌の

感應也とぞ。

(此御時太宰少貳藤原廣繼と云ふ人云々) 廣繼は法にある通り、宇合の長子で、當時太宰少貳として筑紫に居たが、天平二年八月に表を上りて、時政の得失を議し天地の災異を陳べて僧正玄昉と右衛士督吉備眞備とを除かうと言つたが、顧みられなかつたので、九月に兵を起した。そこで、大野東人を大將軍として兵二萬を發して追討せられ、十月廣繼を捕へて斬に處した。廣繼の叛は如何なる事情によるかわからぬが、玄昉には醜行があつたやうだし、眞備はそれと迎合してゐたらしい。そこでこの二人に含む所があつて、餘憤の洩しやうがなくてした事のやうで、その形迹は悪むべきであるが、世人から多少の同情を受けてゐたらしい。それでその死後肥前松浦の鏡社に祭られてゐるし、玄昉

が、太宰府の觀世音寺の落成の法會の導師を勤めてゐて、頓死したのを廣繼の亡靈のしわざであると一般に信ぜられてゐたのである。

(新禱の爲に伊勢の神宮に行幸在りき) これは續紀に明記してある。即ちこの年十月に伊勢に行幸があつたのである。

(又左大臣長屋王罪在りて誅せらる) 長屋王は天平元年二月に謀叛の罪によつて死を賜はつたのであるが、それは中臣宮處連東人といふものゝ讒言によつたのであつた。

(又陸奥國より始めて黄金を奉る云々) 陸奥國の少田郡から黄金が出てこれを奉つたのは天平二十一年二月であつた。これより先文武天皇の御世に對馬國から黄金を奉つた事が在つて、それによつて大寶といふ年號までも建てられたが、それは詐欺であつた事が續日本紀に記されてゐる。それ故にわが國に眞正に黄金の出たのはこの時がはじめてである。國の司の王といふのは陸奥國守百濟王敬福の事である。これを王といふのは元來百濟王の子孫であるが、本國が亡びて歸化して朝廷に奉事したが、昔の榮稱をその子孫にも唱へしめられたもので、王は一種の族稱である。この時に詔あつて從五位下百濟王敬福を從三位に叙せられ、その他關係者にそれゝ賞賜せられた。

(佛法繁昌の感應也とぞ) 當時大佛の塗金の爲に、黄金の需要が多であつた爲に搜索して發見したのであるから佛法の感應ともいひうるであらう。當時そのやうに信ぜられてゐた事は、この時に天皇東大寺に參詣あり左大臣橘諸兄をして佛に白さしめてその恩を感謝せられ、又天下に宣命を下してその旨を諭して恩賞をも行はれたのであつた。

天下を治め給ふ事、二十五年。天位を御女高野姫の皇女に譲りて太上天皇と申す。後に出家せさせ給ふ。天皇の出家の始也。昔天武東宮の位を遁れて御ぐしわろし給へりしかど、暫の事也。皇后光明子も同じく出家せさせ給ふ。此天皇五十六歳御座しき。

(天位を御女高野姫の皇女に譲りて太上天皇と申す) 天平勝寶元年七月二日の讓位である。
(後に出家せさせ給ふ云々) この天皇の讓位の後に出家せられたといふことは史に見えない。東大寺要録に引いた或記によれば「天平廿年正月八日天皇皇后御出家、四月八日受菩薩戒名勝滿以行基菩薩爲戒師」とあり、扶桑略記には同様の事を天平廿一年正月十四日の事としてある。而してこの勝滿といふ御名は續紀天平勝寶元年潤五月の詔の中に太上天皇沙彌勝滿とあり、又正倉院に現存する銅版詔書にも同様に署名せられてゐる。これらによつて見ると、御出家は在位の時と考へらるる。

(昔天武東宮の位を遁れて云々) 天武天皇が天智天皇崩御の際、近江朝廷の嫌疑を避けんが爲に一時出家せられたが、壬申の亂平いではその事は跡方もなくなつてゐる。まさしく天皇にして出家せられたのはこの天皇がはじめである事はいふまでもない。これも時世の變である。

(皇后光明子も同じく出家せさせ給ふ) この皇后は藤原不比等の女で、臣下の家から出て皇后になられた最初の方である。この皇后の佛法信仰は名高い事である。この皇后も天皇と共に出家受戒せられた事は上にあげておいた。
(五十六歳御座しき) この天皇は讓位後八年天平勝寶八年五月二日に崩御。續紀に御年を記さない。一代要記、歴代皇紀等は本書と同じく五十六歳とする。これは續紀に大寶元年にこの天皇の降誕及び立太子の年十四と合ふから正しいのである。

底本「光明子」のトに「也」あり、他本によりて改む。
底本「改元」の下に「年」字を加ふ。されど他本になし。
第四十六代、孝謙天皇は聖武の御子。御母、皇后光明子、淡海公不比等の大臣の女也。聖武の皇子安積親王世を早くして後、男子御座さず。仍りて此皇女立ち給ひき。己丑の年即位、改元。平城宮に御座す。天下を治め給ふ事、十年。大炊の王を養子として皇太子とす。位を譲りて太上天

皇と申す。出家せさせ給ひて平城の西宮になんましくける。

(孝謙天皇は聖武の御子云々) この天皇は上に見ゆる即ち高野姫の皇女で、女帝である。御母は光明皇后である。
(聖武の皇子安積親王云々) 聖武天皇は皇子が二人お在りになつた。一人は續紀には神龜四年潤九月に御誕生あつて皇太子に立たれたが、その御母は藤原夫人光明子であつた。皇太子の母とましますといふ理由の下に翌天平元年八月に皇后になられたのである。然るに皇太子はその前年神龜五年九月に二歳で薨せられてゐたのである。しかも御名を記してない。而して安積親王は天平十六年潤正月に薨せられた。年が十七とあるから神龜五年の御誕生である。母は夫人縣大養宿禰廣刀自である。

(仍りて此皇女立ち給ひき) この皇女の皇太子に立ち給うたのは天平十年であるから安積親王薨後止むを得ず、立太子の儀があつたのでなく、やはり光明皇后の勢力で、その所出を女ながら立てようとせられたのであらう。

(乙丑の年即位改元) 即ち改元して天平勝寶元年といはれた年の七月二日の事である。

(大炊王を養子として皇太子とす) 大炊王は次の淡路廢帝である。天平寶字元年に皇太子に立てられた。

(位を譲りて太上天皇と申す) 天平寶字二年八月一日の讓位である。
(出家せさせ給ひて平城の西宮になんましくける) この御出家の事は扶桑略記に天平寶字六年に在つたと記し、法名を法基尼と申したとある。續紀にはこの事を記しては居ないが、同年同月の宣命に出家し給うた旨を宣せられてゐるから事實に相違ない。

「皇子」底本「王子」とす他本によりて改む。
第四十七代、淡路廢帝は一品舍人親王の子、天武の御孫也。御母上總介、當麻の老が女也。舍人親王は皇子の中に、御身の才もましましけるにや、

「給ひき」の「き」底本による。他本によ

知太政官事と云ふ職を授けられ、朝務を輔佐し給ひけり。日本紀も此親王、勅を承りて撰び給ふ。後に追號ありて盡敬天皇と申す。孝謙天皇御子御座さす、又御兄弟もなかりければ、廢帝を御子にして、譲り給ふ。但年號なども改められず、女帝の御まなりしにや。戊戌の年即位。天下を治め給ふ事、六年。事ありて淡路國に移され給ひき。三十三歳御座しき。

(淡路廢帝は云々) この事は續紀の記事に略同じであるが、上總介とあるのは續紀に上總守とあるのを正しとせぬばならぬ。これは恐らくは後世上總は親王の任國となつて臣下で守になる事がなく、介の名で、守の事を攝行して來たのによつて改め書かれたものであらう。この天皇は永く廢帝といふ忌はしい名で傳へられて來たが、明治三年に淳仁天皇といふ諡を奉られた。
(舍人親王は云々) 舍人親王は天武天皇の御子で、この天皇の御父であつた。この親王の御事は知太政官事として政務をとられ、又日本紀編纂の總裁をせられ、政治にも文學にも達せられた方であつた。この天皇即位の後天平寶字三年六月に追尊して崇道盡敬皇帝といふ尊號を上られた。本書に盡敬天皇とあるのはその略稱である。
(孝謙天皇御子まします云々) 御夫ましますなれば御子なく、御兄弟は二人ましましたが、皆はやく薨せられたのである。但年號なども改められず、女帝の御まなりしにや。これは本書に説く所の通りである。年號は天皇の即位と共にかへらるゝが例であるのかへられなかつた。又太上天皇の勅があつて小事のみを天皇の勅裁に任せ、他は太上天皇の御裁斷に依るとあつた。これ實に天皇の大權の變の甚しいものである。

(天下を治め給ふ事六年、事ありて云々) 天平寶字八年十月九日にその位を廢せられて淡路の國に移された。これによつて淡路廢帝と申すのである。かやうな變の起つたのは、第一の近因は惠美押勝の亂の結果であらう。この天皇は元來押勝が擁立したのであつたから、押勝が叛をはかつて誅に伏しては、御地位の危いのは當然であるに加へて、はじめから大權が御手に十分に歸してゐなかつたのであるから尙更である。
(三十三歳御座しき) この天皇淡路に移されまして後翌年淡路で崩せられた。御年は帝王編年記、一代要記は三十二とし、水鏡、如是院年代記は本書と同じく三十三歳としてゐる。

第四十八代、稱徳天皇は孝謙の重祚也。庚戌の年正月一日更に即位。同日改元。

(稱徳天皇は孝謙の重祚也) この稱徳及び孝謙の御名は本來所謂諡號ではない。淳仁天皇即位の時、天平寶字二年八月に詔して寶字稱徳孝謙皇帝といふ尊號を奉られた、そのうちの孝謙を前即位の時の御號とし、稱徳を後即位の時の御號としたものである。
(庚戌の年正月更に即位) 庚戌の年は誤である。この頃の庚戌の年は下は寶龜元年、上は和銅三年である。これは恐らくは光仁天皇即位の寶龜元年ととり違へられたのであらう。この天皇重祚の事實は天平寶字八年十月九日淳仁天皇の廢位と共に行はれた事である。それ故に扶桑略記及び水鏡はこの日を以て即位としてゐる。續日本紀には重祚の即位といふ事を何所にも記してゐないが、丁丑(十四日)の詔には既に天皇としての宣命がある。而してその翌年に到つても即位禮をあげられたといふ記事は見えぬ。然るに帝王編年記、一代要記、如是院年代記等は翌乙巳の年正月一日即位と記してゐる。本書は如此き記によつてしかも干支を誤記したものであらう。
(同七日改元) この改元は天平寶字八乙巳の年の正月七日の事で、天平神護といふ年號である。庚戌の年が誤であることはこれだけでも明かである。

「ありしに」底本「在し」として改む

太上天皇密に藤原の武智丸の第二子、押勝を幸し給ひき。大師其時太政大臣を改めて大師と云ふ正一位になる。見給へば、ゑましきとて、藤原に二字を副へて藤原惠美の姓を給ひき。天下の政併委任せられにけり。後に道鏡と云ふ法師弓削氏の又寵幸ありしに、押勝怒をなし、廢帝を勸めて、上皇の宮を傾けんとせしに、事顯れて誅に伏しぬ。帝も淡路に移され給ふ。

(説)

こゝの文章のかきぶり頗る異例である。こゝに太上天皇とあるのは、事實、こゝに重祚せられた稱徳天皇であるから、太上天皇と申すべき方は、この時には無いのである。これはこの重祚の次第を述べようとして、その以前淳仁天皇の御世に立返つて述べてゐると見れば道理が立たぬ。それ故にこゝは先づそのやうに解すべきである。

(大上天皇密に藤原の武智丸の第二子押勝を幸し給ひき) 武智丸の長男が横佩右大臣豊成で、押勝は次男であるが、元の名は仲磨であつて、押勝の名は後に天皇より賜はつたのである。これはこの太上天皇とは従兄弟の間柄であつたが、深くこれを愛せられたといふ事である。

(大師云々正一位になる) 天平寶字二年八月淳仁即位後直ちに官職の名稱を改められ、支那風のぎこちない名稱にせられた。これは恐らくはこの押勝の案であつたのであらう。何故にさういふかといふに、押勝の死後、間もなく舊に復せられたのであらう。さてその改稱のうち、こゝに關係深い分だけはいはうに、太政官を乾政官とし、太政大臣を大師、左大臣を大傳、右大臣を大保、大納言を御史大夫といふ類で、八省百官みなこの調子で改められた。そこで押勝はその當時大保に任ぜられたが、兄豊成はその前年に押勝に譲せられて、太宰權帥に左遷せられ、大臣は押勝一人であつた。次いで天平寶字四年には大師となり、天平寶字六年には正一位になつた。生前正一位になつてゐた人はこの前に左大

臣橘諸兄、この後に左大臣藤原永手、前後三人である。なほその外に古くは右大臣藤原武智磨、近くは内大臣三條實美があるが、この二人はいづれも死に瀕して病床に於いてゐる。これを以て押勝の榮達如何を察することが出来る。(見給へばゑましきとて云々) これはその天平寶字二年八月押勝が大保に任ぜられた時の勅にある。即ち惠美の二字を姓の中に加へしめ名を押勝と賜はつて、爾來藤原惠美朝臣押勝と唱へさせられたのである。

(天下の政併委任せられにけり) 「併」は悉くといふに同じい。この大政委任といふ事は續紀には明記してない。しかし、太政大臣は元來、則闕の官でその任命は即ち太政委任の意味である。後世の太政大臣とこの頃の太政大臣とはその重要性が頗る違つてゐたものである。抑も大化改新以後これまでに太政大臣に任ぜられたのは、天智天皇の御世の大友皇子、持統天皇の御世の高市皇子だけであつた。その後には、文武天皇の御世には刑部親王が知太政官事となり、次に穗積親王が、元明天皇の御世にかけて知太政官事となり、元正聖武二天皇の御世に舍人親王が知太政官事となり、次に鈴鹿王が知太政官事となられた事があつたが、太政大臣とは唱へなかつた。しかも以上はすべて皇族であつた。臣下にして太政大臣に任ぜられたのは實に押勝にはじまるのである。而してその權を専らにした事は世に普く知られてゐる事柄である。

(道鏡と云ふ法師云々又寵幸在りしに) 道鏡は河内の人で姓は弓削連で物部守屋の子孫である。はじめ佛法に通ずるといふので世に聞え、後宮中に召されて禪師となり、天平寶字五年に太上天皇、保良宮に幸せられし時に看病に奉侍してから寵幸せられた。當時淳仁天皇がこれに對して苦言せられたが、それより太上天皇と天皇との御中らひがよくないやうになつた。而して道鏡が寵を蒙るやうになつてから押勝は自ら安んぜずして終に叛逆を謀つたのである。それは天平寶字八年九月の事で、十一日に官位を止められ、十八日に誅せられた。この事に連關して、淳仁天皇は十月に位を廢せられたのである。

かくて上皇重祚あり。前に出家せさせ給へりしかば、尼ながら位に居給ひけるにこそ。非常の極なりけんかし。

「あり」底本「なり」として改む

(前)に出家せさせ給へりしかば) 太上天皇として出家せられ、法基尼といふ法名を得させられた事は前に云つた。

(説) こゝに著者は「尼ながら位に居給ふ」を述べて「非常の極なりけんかし」といつてゐるは實に重大な事實と信じたからである。この時の佛法惑溺は實に空前絶後であつた。この天皇重祚と同時に勅あつて、天下諸國に鷹、狗、鶉を養ひて獵をすることを禁じ、御贄の雜肉、魚等を進つるを停め、調としての魚、肉、蒜等の物を悉く停められた。即ち、天下一統に後世の所謂精進をする事に命ぜられたのである。ことに驚くべきは天皇出家の身を以て親ら天平神護元年十一月に大嘗祭を行はれた事である。而して出家の天子の大嘗には出家の人も相雜りて奉仕せよといふ宣命さへ出たのである。わが國體の上に道鏡の非望のやうな非常の起らうとしたのもかゝる勢の然らしむる所である。さて著者はこゝに支那にて女帝で僧侶を近づけた則天武后の事をついでに次に説いてゐる。

唐の則天皇后は太宗の女御にて才人と云ふ官に居給へりしが、太宗隠れ給ひて、尼に成りて感業と云ふ寺におはしけるを高宗見給ひて、長髮せしめて、皇后とす。諫め申す人多かりしかども用ゐられず。高宗崩じて中宗位に居給ひしを退け、睿宗を立てられしをも又退けて自位に即き、國を大周と改む。唐の名を失はんと思ひけるにや。中宗睿宗も我が生み給ひしかども、捨て、諸王とし、みづからのやから、武氏の輩を以て國を傳へしめんとさへし給ひき。其時にぞ法師も宦者もあまた寵せられて

世にそしらるゝためし多く侍りしか。

「そしらるゝ」
「底本」梅、青、白
三本によりて
假名とす。

(唐の則天皇后は太宗の女御にて才人と云ふ官に居給へりしが云々) 則天皇后の事は既に齊明天皇の條に見えてゐる。こゝには、そこに記さなかつた事を少しくあぐる。この皇后はじめは唐の太宗の宮人で、才人といふ女官であつた。これはわが國の女御よりは位地は卑いものである。それが太宗崩じて後、太宗の死後を訪ふ爲に尼になつて感業寺に入つて居たものを高宗がその容色にめで、髮を延さしめて宮中に入れて昭儀(職名)とし後に進めて皇后とした。その時長孫無忌、褚遂良等の大臣が諫めたが聽かれなかつた。それから後の事は前にも云つた通である。

(其時にぞ法師も宦者もあまた寵せられて云々) 武后が、未だ皇帝と稱へず、皇太后として權を專にしてゐた時に薛懷義と云ふ僧を寵してゐた。後皇帝と稱へて後も薛懷義を寵用したが、後にこれを殺し、更に張易之、張昌宗の兄弟を愛してこれをして威福を恣にせしめた。この二人は宦者である。宦者といふのは去勢して、後宮に仕ふる男子をいふのである。このやうにして武后は十六年間唐の天下を私にしてゐたが、結局は世のそしりを買ふに止まつたのである。(説) 女帝の弊政を論じたから、これからわが國體未曾有の變を醸さうとした當事者道鏡の事に筆を轉ずる。

此道鏡始は大臣に准じて日本の准大臣大臣禪師と云ひしを太政大臣に成し給ふ。それに依りて次々の納言參議にも法師を交へなされにき。道鏡世を心のまゝにしければ、争ふ人はなかりしにや。大臣吉備の眞備の公、右中辨藤原の百川など在于き。されども力及ばざりけるにこそ。

「それ」底本
「フレ」に作
りて改む
る。他本によ

(此道鏡はじめは大臣に准じて云々) 道鏡が、佛教界より出で、官界に身を現したのは押勝の敗死と同時に。即ち押勝の殺された翌々日に大臣禪師といふ位を授けられて、すべての待遇を大臣に准じて施行せよと勅せられたのである。この時の宣命には出家の天皇の世には出家の大臣も在るべしとある。誠にあさましい世であった。

(太政大臣に成し給ふ云々) さて天平神護元年十月には太政大臣に任ぜられて太政大臣禪師と稱へしめられた。天平神護二年十月に至つて、道鏡は更に進めて法王の位を授けられ、待遇すべて天皇に准ぜらるるに至つた。その時には、圓興禪師に法臣の位を授けて大納言に准じ、基眞禪師に法參議の位を授けて參議に准ぜられた。

(道鏡世を心のまゝにしければ争ふ人はなかりしにや云々) これはこゝに嘆息せられた通りの事である。こゝに吉備眞備藤原百川の二人をあげられたのは、この頃の人として有名な人であつたからあげられたのであらう。しかし、吉備眞備は廣繼が支昉と併せて二兎と目した人物である。天皇の皇太子としておはしました時に漢學を教授し奉つた事から榮達して右大臣まで上つたのであるが、正義の士で在つたといふ事は古來云ひ傳へてゐない。百川は後には活動するが、當時右中辨(今の内閣書記官位)であつて如何ともし難かつたのであらう。

(説) 以上本邦に於いて僧侶の世間の事に干渉した事をあげた序に、支那でもさやうな例があるとしてあげたのが次の文である。

法師の官に任ずる事は、唐より始めて僧正僧統など云ふ事の在りし、それすら出家の本意には非ざるべし。況や俗官に任ずる事あるべからぬ事にこそ。されども、もろこしにも南朝の宋の世に惠琳と云ひし人政にまじらひしを黒衣宰相と云ひき。但是は官に任ずとは見えず 梁の世に惠超と云ひし僧、學士

の官に成りき。北朝の魏の明元帝の代に法果と云ふ僧、安城公の爵を給る。唐の世に成りてはあまた聞えき。肅宗の朝に道平と云ふ人、帝と心を一にして、安祿山が亂を平げし故に、金吾將軍になされにけり。代宗の天竺の不空三藏をたふとび給ひてのあまりにや、特進試鴻臚卿を授けらる。後に開府儀同三司肅國公とす。歸寂ありしかば、司空の官をおくらる。司空は大臣の官也

(法師の官に任ずる事は唐より始めて僧正僧統など云ふ事の在りし) 法師の官に任ずるといふのはわが國の僧正僧都などいふ僧官に任ずることを云つたのであるが、この本邦の僧官は推古天皇の朝に僧尼の間に重大な罪惡を犯すものがあつたにより、これを取締る爲に僧正、僧都といふ二の官を設けられたのがはじめである。これは僧侶の社會は世間の法律で取締る事が困難であつた爲であつたのであらう。しかも、この僧官の制度は本邦に自發したのではなく、やはり支那にその手本が出来てゐたのである。僧正の官名は東晉の安帝の時に、苻秦の主が、僧碧を僧正としたのに始まり、次いで後魏の太宗の時に僧師賢に僧統といふ官を授け、これから又僧統といふ官名が出来た。隋の世に聖沙彌といふ者を國僧都に任じた。わが國の僧正僧都の官名はこれらに基づくものであらう。

(それすら出家の本意には非ざるべし、況や俗官に任ずる事あるべからぬ事にこそ) 僧侶は元來出世間で平等のもので、しかも不善をなすべき筈のものではないから、これが取締の官などのあるといふことは出家の本旨には矛盾してゐるといふのであるが、それは勿論然りである。然るに、こゝに道鏡以下が世間の官に任ずる様になつたのは僧侶として

「開」底本「間」とす、他本によりて改む。「おくらる」底本「送らる」に作る、他本による。

は明かに墮落と云ふべきことで、言語道斷の事である。

(もうこしにも南朝の宋の世に惠琳と云ひし人云々) 支那の南朝の宋の文帝の時に沙門慧琳といふものが才學を以て帝の寵を得たが、詔して、顔延之と同じく朝政を議せしめた。これは官に任じたのでは無かつたが、政事には參與した。そこで孔頴といふ人が、戯れて黒衣宰相と云つたとある。黒衣とは墨染の衣の意である。

(梁の世に惠超と云ひし僧學士の官に成りき) 同じく南朝梁の武帝の天監十六年に沙門惠超に勅して壽光殿學士といふ官に任じて、禁中に居て、法集講論し、經文を注解せしめた。(以上二項は佛祖統記に見ゆる)

(北朝の魏の明元帝の代に法果と云ふ僧安城公の爵を給る) 後魏の太祖が沙門法果を信じ、太宗明元帝も厚く崇信して、はじめに輔國宣城子となし、ついで忠信侯を授け、後に安城公を授けたとある。僧史略には「俗官加僧初開於此」と云つてゐる。

(唐の世に成りてはあまた聞えき云々) こゝに支那唐代に於ける例の二をあげた。唐の安祿山が謀叛した時に、金城の沙門道平といふものが兵を起して太子を奉じ靈武に於いて太子を位に即かしめた。そこで道平を以て金吾大將軍に任じた。金吾將軍といふのは、わが國では衛門督の唐名にあてゝゐた。代宗の永泰六年に百座高座を設け不空三藏をして仁王經を講ぜしめ、特進試鴻臚卿の官を授け、大歴九年に不空三藏の病を告ぐるに及んでは詔して開府儀同三司を加へ、肅國公に封じ食邑三千戸を賜ひ、その寂するや司空の官を贈り、大辨正廣智三藏と謚した。開府儀同三司は支那では最上の位の名で、我國では從一位の唐名としてゐる。開府とは官府を開設し屬僚を置くことを謂ふので漢代に初まつた名であるが、最初は三公のみ開府と稱することを得たが、後將軍を以て府を開くことも起つた。儀同三司とは儀制三公に同じといふ名稱である。

(説) 以上僧の官位の事は直接わが國に關係もないし、又神皇正統の上には更に縁も無い事である。しかし、當時は佛教に關する事と、漢の史實の智識とは所謂有識の人として大切にせられた、その爲にこの語があつたのであらう。

則天の朝より此女帝の御代まで六十年計にや。兩國の事相似たりとぞ。

(釋) 則天武后が專權をしたのが、略わが持統文武の二朝にあたり、その死去はわが慶雲二年であるから、稱徳天皇重祚の初年天平神護元年はそれから六十年にあたる。かくて日本支那共に女帝の爲に國が亂れた點は似てゐるといふのである。

天下を治め給ふ事五年。五十七歳御座しき。

(五十七歳御座しき) この天皇の崩御は神護景雲四年八月四日であるが、續紀には「春秋五十三」と記してゐる。帝王編年記、一代要記 水鏡等は五十二歳としてゐる。愚管抄と本書とは同じが何によつたのかその據を知らぬ。

天武聖武、國に大功あり、佛法をも弘め給ひしに、皇胤まします。此女帝にて絶え給ひぬ。

(釋) これは天武天皇が國に大功あり、聖武天皇が佛法を弘め給ふといふ事であらう。天武、文武、聖武、稱徳四世でその子孫が絶え給ふ事になつた。

女帝隠れ給ひしかば、道鏡をば、下野の講師になして、流し下されにき。抑此道鏡は法王の位を授けられたりしを猶あかずして皇位につかんと云

「ぬ」底本「メ」とす、他本によりて改む。

「いかり」底本
「忍」とし、白
本「眞」とす、
他本によりて
假名とす。

「す」底本「ヌ」
とす、他本に
よりて改む。
「冥」底本「宜」
とす、他本に
よりて改む。

ふ志在りけり。女帝さすがに、思煩ひ給ひけるにや、和氣の清丸と云ふ
人を勅使に差して、宇佐の八幡宮に申されける。大菩薩様々託宣在りて
更に許されず。清丸歸參して、在のまゝに奏聞す。道鏡いかりを成して
清丸がよほろ筋を断ちて、土佐國に流し遣す。清丸愁へ悲みて大菩薩を
恨みかこち申しければ、小蛇出て来て其疵をいやしてけり。光仁位に即
き給ひしかば、則ち召し歸さる。神威をたふとび申して河内國に寺を立
て神願寺と云ふ。後に高雄の山に移し立つ。今の神護寺是也。件の比ま
では神威もかく掲焉き事也。かくて道鏡終に望を遂げず、女帝も又程
なく隠れ給ふ。宗廟社稷をやすくする事は八幡の冥慮たりし上に、皇統
を定め奉る事は藤原の百川の朝臣の功なりとぞ。

(女帝隠れ給ひしかば云々) 稱徳天皇は八月四日に崩御あり、即日光仁天皇踐祚あり、十七日に高野山陵に葬り奉り、二
十一日に、道鏡を造下野國藥師寺別當となして、即日に出發せしめられたのである。本書に下野の講師になしてとあ
るのは少しく事實と違ふ。講師とは國々に佛法を説く爲に置かれた職員であるが、これは誤り傳へたのであらう。

(仰此道鏡は法王の位を授けられたりしを猶あかずして皇位につかんと云ふ志在りけり) 道鏡に法王の位を授けられた事
は前に述べた。而してその法王の待遇は月料は供御に准じ、出入乗輿すべて至尊に同じく、又法王官職を置く。その職
制中宮職に同じく、造宮卿從三位高麗朝臣福信といふ人その大夫を兼ねた。なほ又正月には大臣以下をして法王宮に
拜賀せしめられた。かくの如く優遇せらるること無かつたから、増長の念を生じて皇位に即かうといふ志を生じた。こ
の時に、太宰帥であつたものは道鏡の弟弓削淨人であつたが、太宰の主神習宜阿曾磨といふもの、道鏡に媚び、宇佐
八幡の神の教と矯つて、「道鏡を皇位に即かしめたなら、天下太平にならう」といふ神託があつたと申し上げたのであ
つた。

(女帝さすがに思煩ひ給ひけるにや云々) かやうな事は夢にだにも人々の思ひつかぬ事であつたから、稱徳天皇も道鏡を
愛せらるるとはいへ、わが國體の覆へらむとする未曾有の重大な事であるから、眞の神勅か否かを知り、且は直接に神
勅を伺はせようと思召して和氣清磨を勅使として宇佐八幡宮に詣らしめられた。道鏡はこの御使は自分を皇位に即か
しめようといふ神託が在つたからの勅使であるから、その心して復命せよといつて、重い官職を授けようといつて之
れを誘つたのである。

(大菩薩様々託宣在りて更に許されず) この際の様々の託宣といふその詳かな事は正史に記してゐないから、分らぬが、そ
の眼目は續日本紀にもある通り「我國家開闢以來君臣定矣。以臣爲君未之有也。天之日嗣必立皇緒。無道之人宜
早掃除」と云ふ事であつたから、清磨が朝廷に歸參して在りのまゝに憚る所なく陛下に奏聞したのである。この神託
によつて、前の習宜阿曾磨の奏上したのは詐偽であつた事がわかるが、その阿曾磨の長官たる太宰帥が、道鏡の弟弓
削淨人である點を見れば阿曾磨の神託なるものはその正體が十分に察せらるる筈である。

(道鏡いかりをなして清丸がよほろ筋を断ちて土佐國に流し遣す云々) 清磨の上の復命によつて道鏡の非望は折かれて、
國體は安泰になつたが、道鏡は大に怒つてその懲罰を奏請したものと見えて、神護景雲三年七月に宣命があつて、和
氣清磨は別部穉磨といふ名を與へられて退けられた。が、大隅に流されたのである。以上は續紀によつたのであるが、
こゝに清磨のよほろの筋をたつたといふ事が和氣清磨參宇佐宮繪詞に見ゆる。しかしこの繪詞には伊豫國にながした
とある。土佐國は道鏡没落の際その弟弓削淨人の流された所である。或はそれと混同したのかも知れぬ。
(光仁位に即き給ひしかば則ち召し歸さる) 光仁天皇即位のはじめ清磨を召し歸され、寶龜二年三月には本の位に復せら

れ、後次第に登用せられて、民部卿にまで成つた。

(神威をたふとび申して河内國に寺を立て神願寺と云ふ云々)

神願寺の事は、天長元年九月廿七日の太政官符に見ゆる。それによれば、清磨が宇佐神宮に祈禱した時に、國家平定の後には必ず後の天皇に奏請して一寺を建立して國家を萬代に固めようと誓つたのに起り、寶龜十一年に光仁天皇にこの事を上奏して嘉納せられ、詔書を制せられたが未だ發布せられぬ間に讓位の事が在つて實行せられなかつた。桓武天皇の御世に至つて天應二年に亦これを奏した所、嘉納せられて前に制してあつた詔書を公布せられた。そこで延暦年中に河内國に建てたのが、神願寺だといふ事が出てゐる。さて神願寺の地は地勢がよくないといふので、高雄山に遷して神護寺と改めたといふのである。

(宗廟社稷をやすする事は八幡の冥慮たりし上)

宗廟(天子の祖先の社)と社稷(社は土の神、稷は穀の神)とは國家の神位である。この國家の神位の安きは國家の安きである。それ故國家亡ぶれば宗廟社稷は祭ることなくして廢滅する。即ちこゝは國家を危殆より救つて安きに置かれたのは、八幡大神の神慮であるといふのである。

(皇統を定め奉る事は藤原の百川の朝臣の功なりとぞ)

百川は前に云つた通り式部卿宇合の子であるが、その驛の時は右大辨であつた。清磨が流されてゐた間は、その忠烈を感んで備後國の封戸二十戸を割いて配處に送り充ててゐた。しかし、こゝに書いてあることは百川傳によつたものであらう。この本は今傳はらぬが、日本紀略に引いてゐる文にこの事が見ゆる。即ち稱徳天皇崩御の時右大臣眞備等が大納言文室眞人淨三が長親王の子なる故を以て立てようとしたが、淨三が固く辭したので、その弟の參議文室大市を立てようとしたが、これも辭返した。しかし眞備は飽くまでその意見を主張して譲らない。そこで百川が左大臣藤原永手等と謀つて白壁王を皇太子とする宣命を作つて、宣命使をして宣制せさせてしまつた。こゝに於いて、議論もなくして結末をつけたのであつた。その事を云つたのであらう。

第四十九代、第二十七世、光仁天皇は施基皇子の子、天智天皇の御孫也。

皇子は第三の御子也、追號 御母贈皇太后紀旅子、贈太政大臣旅人の女也。白壁の王

「モロコロ」の訓

「キ」底本「ア」とす、他本によりて改む。
「えらび」底本「撰」とす、梅本によりて假名とす。
「義」底本「儀」とす、今意改す。

と申しき。天平年中に御年二十九にて從四位下に叙し、次第に昇進せさせ給ひて、正三位勳二等大納言に至り給ひき。稱徳隠れまししかば、大臣以下皇胤の中をえらび申しけるに、各異議ありしかども、參議百川と云ひし人此天皇に心ざし奉りて、はかり事を廻して定め申してき。

(第四十九代、第二十七世) 世代を合せあぐることは前天智天皇以後暫く無かつた。それは天武天皇の御血統で、今の天皇の直系でないからであつたが、この天皇に至りて直系になられたのである。

(光仁天皇は施基皇子の子天智天皇の御孫也云々) 施基親王は天智天皇の第七の皇子である。本書に第三皇子とするのは誤である。その施基皇子の第六の御子がこの天皇である。この天皇御即位の後寶龜元年十一月に追尊して春日宮御宇

天皇といふ稱號を奉られた。田原天皇といふは山陵が田原といふ地にあるからであるが、この號も續紀寶龜二年の條に見ゆる。

(御母贈皇太后紀旅子贈太政大臣旅人の女也) これは誤である。續紀に「母曰紀朝臣椽姫贈太政大臣諸人之女也、寶龜

二年十二月十五日追尊曰皇太后」とある。而していづれの史にもこの通りである。

(白壁王と申しき云々) こゝは御即位前の御經歷を申し上げたのである。

(稱徳隠れまししかば云々) この事上に云つてある。

天武世をしり給ひしより争ひ申す人なかりき。然れども天智、御兄にて、

先日嗣を受け給ふ。當初逆臣を誅し、國家を安くし給へり。此君のかく繼體に備り給ふ、猶正に歸るべき謂なるにこそ。

(釋) 天武天皇壬申の亂以後は皇位を争ひ申す人もなかつたが、自然に御兄天智天皇の御血統に復歸したのは深きいはれのあることであらうといふのである。

先づ皇太子に立ち、則受禪。御年六。今年庚戌年也。十月に即位。十一月に改元。平城宮に御座す。天下を治め給ふ事、十二年。七十三歳御座しき。

(先づ皇太子に立ち云々) 神護景雲四年八月四日稱徳天皇崩御と共に皇太子に立ち、やがて踐祚あつた。但しなほ皇太子と稱して居られた。御年六十二は公卿補任にも見ゆる。

(今年庚戌年也 十月に即位、十一月に改元) 庚戌は諸書に一致する。十月一日の即位で、同時に寶龜と改元せられた。(天下を治め給ふ事十二年云々) 天應元年四月三日に病を以て皇太子に位を譲りたまひ、十二月二十三日に崩御あり、續紀に春秋七十有三とある。本書とあふ。

第五十代、第二十八世、桓武天皇は光仁第一の子。御母、皇太后高野の新笠、贈太政大臣乙繼の女也。

(桓武天皇は光仁第一の子) この事は日本後紀、大同元年四月崩御の條に見ゆる。(御母皇太后高野の新笠云々) 御母の事も日本後紀に見ゆるが、「母曰高野大皇太后」とある。一代要記には「母皇大夫人高野氏諱新笠、贈正一位乙繼朝臣女」とあるが、延暦八年十二月には「皇太后崩」とある。しかし、これは追記で、光仁天皇の夫人で桓武の御母であつたから、桓武の御世に皇大夫人といふ尊號を奉られ、延暦九年に皇太后と追尊せられた事が記載せられてゐる。

光仁即位の始、井上の内親王を以て皇后とす。彼所生の皇子、早良の親王、太子に立給ひき。然るを、百川の朝臣、此天皇に受次がしめ奉らんと心ざして、又はかり事を廻し、皇后及び太子を捨てて終に皇太子にする奉りき。其時暫不許也ければ、四十日まで殿の前に立ちて申しけるとぞ。類なき忠烈の臣也けるにや。皇后前太子責められて失せ給ひにき。怨靈を安められんためんにや太子は後に追號在りて崇道天皇と申す。

(光仁即位の始云々、彼所生の皇子早良の親王太子に立給ひき) これは誤りである。井上内親王がはじめ妃としてゐらせられ、天皇御即位と共に皇后となられたことは相違ないが、その御子は他戸親王である。この親王は寶龜二年正月に皇太子に立たれたが、寶龜三年三月に井上内親王は巫蠱の事によつて皇后の位を廢せられ、それによりて他戸親王も太子を廢せられ、大和國宇智郡に幽閉せられ給うた。早良太子といふのは、桓武天皇の同母弟で、桓武天皇の即位と

同時に桓武天皇の皇太子に立たるるのである。しかしこの太子も延暦四年十月に廢せられたのである。この二人の皇太子共に光仁の皇子で共に廢太子であるから、ふと混同せられたのであらう。

(然るを百川の朝臣此天皇に受次がしめ奉らんと云々) この百川の行つた事はもとより他戸親王の廢せられた事と關聯したのである。この程の事は正史にも何も傳が無い。水鏡には委しく書いてある。しかし、かの水鏡の傳は虚實取り交へて書いてあるから、そのまゝ信ずる事は出来ぬ。この天皇の立太子は寶龜四年正月である。

(皇后前太子責められて失せ給ひにき) 井上廢后他戸廢太子は大和國宇智郡沒官の宅に幽閉せられて、寶龜六年四月に共に逝去せられた。

(怨靈を安められためにや太子は後に追號在り天皇と申す) 井上内親王の御墓は寶龜九年正月に勅使を遣はして改葬せしめられ、延暦十九年七月に皇后の位に復せられ、其の墓を山陵と稱せられた。しかし他戸太子の事は見えない。崇道天皇とあるのは早良廢太子の事であるが、この方もこの井上内親王と同時に崇道天皇といふ追稱と、その御墓を山陵と稱することゝせられて、日本紀略には並び書してある。この點から混同を生じたのであらう。但し早良親王は淡路に流されたので、山陵も淡路にある。なほ井上内親王と他戸親王との靈を慰めんが爲に大和國宇智郡に靈安寺を建てられたが、それも現に存する。

辛酉の年即位。壬戌に改元。始は平城にまします。山背の長岡に移りて十年計都なりしが、又今の平安城に移さる。山背の國をも改めて山城と云ふ。永代にかはるまじくなんはからはせ給ひける。昔、聖德太子蜂岡に上り給ひて大秦これ今の城を見廻して、四神相應の地也。百七十餘年ありて、都を移されて、かはるまじき所也との給ひけりとぞ申し傳へたる。其年紀もたがはず、又數十代不易の都と成りぬる、誠に王氣相應の福地たるにや。

(辛酉の年即位) 辛酉は天應元年で、この年四月三日光仁天皇の讓位があり、即日この天皇即位せられた。

(壬戌に改元) 天應二年八月十九日に延暦と改元せられたのである。

(始は平城にまします。山背の長岡に移りて十年計云々) 延暦三年まで、平城宮にまします、その十一月に山城國長岡の京に遷り給ふ。延暦十三年まで長岡京にまします、その年十月に山城葛野郡宇太村に營まれた新京に移られた。これが所謂平安京で、明治の初まで動かされなかつた京都である。

(山背の國をも改めて山城と云ふ) 山城は古來山背と書いて來たが、この延暦十三年の遷都の時に詔あつて、國號を山城の文字に改め、京を平安京と定められた。

(昔聖德太子蜂岡に上り給ひて云々) 蜂岡といふのは大秦の廣隆寺のある所である。その地に秦河勝が建てたのが廣隆寺である。今こゝに書いてある事は廣隆寺由來記によつたのであらうか。それによれば、太子がこの地に假に宮殿を造りて居ましてのたまはく「我是とてをを見るに、地靈に形すぐれたり。南は豁開けて朱雀、地渺々たり。北は閉塞して玄武、峰峨々たり、東には青龍の河あり、西には白虎の路を通ず。四神相應じて北闕を擁護す。實に是れ扶桑無二の勝境也。我歿して三百歳の後、一の聖皇有りて再、都を此に遷し、釋典を興隆せむ。苗裔綿々として舊軌を踐さし。須らく是我が後身たるを知るべき也」とあつて、その下に「今の平安城是也。太子當寺を創むる時豫め當來の事を記すこと此の如し」とある。この由來記の記述は或は本書より後かも知れぬが、以上の傳説は古いものであらう。その事は太子傳曆に要を摘んである。その語は「吾此地を相るに、國之秀也。南開け北塞り、南を陽にし、北を陰にし、河其前を徑りて東流して順を成し、高嶽之上、龍窟宅をつくり、常臨んで擁護す。東に穀神在り、西に猛靈を仰ぐ、二

百歳の後、一の聖皇有りて再び遷りて都と成し、釋典を興隆し、苗胤相續して舊軌を墜さじ。」とある。
〔四神相應の地〕 この事は東青龍、南朱雀、西白虎、北玄武と云つて、天の星宿を四方に分ちて見た時の形象に基づいた名稱であるが、これを地上にうつして、地相の語として、上に言つてある如き地形の場合に四神具足とか四神相應とかいふのである。

〔百七十餘年ありて都を移されて云々〕 これはかの由來記に三百年、太子傳曆に二百年とあるのに違ふ。而して、かの推古天皇十二年から、この延暦十三年までは百九十年である。しかし、また如是院年代記には「昔聖德太子登蜂岡即記此地曰四神相應之地後百七十年當爲帝都」とある。本書はこの年代記と一致する點が少く無いのであるから、恐らくはこゝもそれと同様の理由によるものであらう。

〔王氣相應の福地〕 帝王の氣象に相應したよき地の義。福地は福德を生ずる土地の意で、佛經の語である。

此天皇大に佛法をあげ給ふ。延暦二十三年、傳教、弘法、勅を受けて、唐へ渡り給ふ。其時則唐朝へ使を遣はさる。大使參議左大辨兼越前守藤原葛野丸の朝臣也。傳教は天台の道邃和尚に相ひて其宗をきはめ、同き二十四年、大使と共に歸朝せらる。弘法猶彼國に留りて大同年中に歸り給ふ。

〔弘「底本」佛に誤る「他本」によりて訂す。〕

〔此天皇大に佛法をあげ給ふ〕 この事は元亨釋書の資治表の此天皇の御代の部を見れば、明かである。ことに傳教弘法二師のあらはれた事は著しい現象であるから、次にそれをあげてある。

〔延暦二十三年傳教弘法勅を受けて唐へ渡り給ふ、云々〕 元來これはこの時の遣唐使が主で、それに伴はれてこの二師も唐へ渡つたのである。その渡唐するにつけてはもとより勅許がなければならぬのである。この時の遣唐使は延暦二十年八月に任命せられたもので、大使は藤原葛野麿、副使は石川道益、判官は菅原清公であつた。二十二年四月に節刀を賜はり出發したが、風波の難に遭つて船がこはれ、五月に一旦節刀を奉還し、二十三年七月に再び出發した。而して二十四年七月に歸朝した。

〔傳教〕 これは僧最澄の謚傳教大師を以て稱へたのである。近江の人で、十二の時出家した。延暦二十一年に唐に赴いて佛法を學ぶことを詔して許された。二十五年七月には判官菅原清公の船に乗つて唐に赴いて、天台山國清寺に至つて道邃和尚に逢うて天台宗の教法を受け、二十四年には大使藤原葛野麿の船に乗つて歸朝した。なほこの人の事は下の嵯峨天皇の條に見ゆる。

〔弘法〕 これも僧空海の謚弘法大師を以て稱へたのである。讃岐の人で、十八の年出家した。後密教の經を得てこれを究めようといふ志を立て、同じく勅許を得て、同じくこの時の遣唐使に伴はれて唐に行き、青龍寺の慧果阿闍梨に就いて學んだが、この遣唐使の歸朝の時には伴はずして残り、後平城天皇の大同年八月に歸朝した。この人の事も下の嵯峨天皇の條に見ゆるから、そこでなほいふ事にする。

此時東夷叛亂しければ、坂上の田村丸を征夷大將軍になして遣されしに、悉平げて歸りまうでけり。此田村丸、武勇人に勝れたりき。初は近衛の將監になり、少將に移り。中將に轉じ、弘仁の御時にや、大將に上り、大納言を懸けたり。文をも兼ねたればにや納言の官にも上りにける。子

孫は今に文士にてぞ傳はれる。

(此時東夷叛亂しければ云々) 蝦夷の叛亂はこの頃に甚しくなつたので、桓武天皇はこれを平定せられたのである。それであるから「桓武」といふ御諡號も奉られた譯である。

(坂上田村丸を征夷大將軍になして云々) 坂上田村丸は苅田磨の子である。延暦十三年には副將軍として蝦夷を征した。

延暦十六年には征夷大將軍に任ぜられた。延暦二十年には更にその掃蕩を企てられて、詔してこれを伐たしめられた。

二十一年に之を平定して歸り奏した。この年の東夷征伐の事は永く後代に傳はつてゐるから、一々あぐるに及ぶまい。

(初めは近衛の將監になり云々) 將監は近衛府の判官である。この人の武功は人口に膾炙するが、その官途はこゝにあげてある通り、頗る榮達して、嵯峨天皇の弘仁二年、正三位勳二等、大納言兵部卿右近衛大將の官に居して、五十四歳で薨じた。

(文をも兼ねたればにや納言の官にも上りにける。子孫は今に文士にてぞ傳はれる) 田村磨は武人の典型として世の仰ぐ所であるが、文官としても重職について大納言までも上つた。その前にも刑部卿、參議、中納言の官に歴任してゐる。

然れに政務にも通じてゐた事であらう。元來この坂上氏は應神の御世に來朝歸化した阿知使主(後漢の靈帝の子孫)の後で、元來朝廷の史官として記録を掌つて來た家柄である。田村磨の曾祖父大國、祖父犬養、父苅田磨と代々武事を以て奉事した爲に、この武勇の人を生じたのであらうが、もとゞ、文事を世業とした家であるから子孫には明法博士となつて、所謂法家となつた、坂上明兼、中原明基などがその著しいものである。

天皇天下を治め給ふ事、二十四年。七十歳御座しき。

天皇天下を治め給ふ事、二十四年。七十歳御座しき。

(七十歳御座しき) 延暦二十四年三月十七日の崩御であるが、日本後紀に「春秋七十」とある。

「漏」底本「滿」とす他本によりて改む

第五十一代、平城天皇は桓武第一の子。御母、皇太后藤原の乙牟漏。贈太政大臣良繼の女也。丙戌の年即位。改元。平安宮に御座す。天下を治め給ふ事四年。太弟に譲りて太上天皇と申す。平城の舊都に歸りてすませ給ひけり。

(丙戌の年即位、改元) 丙戌は延暦二十四年で、その三月十七日に桓武崩御、同日踐祚あつて、五月十八日に即位、同時に大同と改元せられた。

(平安宮におはします云々) この注の趣は、今まで代々遷都が在つたから、御代々に都の事を注したが、平安京が出来てから、遷都がなく、御代々平安京におはしますから、この以後には一々その事を注さないといふのである。

(天下を治め給ふ事四年云々) 大同四年四月一日に讓位あつて、皇太弟御即位あつた。「太上天皇と申す」もこれは當然の事で一々申し上げるまでもない事である。

(平城の舊都に歸りてすませ給ひけり) この天皇の平城の舊都を愛せられた事は國史に明記してある。日本後紀に「大同四年四月天皇遂傳位、避病於數處宮于平城」と見えてゐる。

尙侍藤原の藥子を寵しましけるに、其弟參議右兵衛督仲成等申し勸めて逆亂の事在りき。田村丸を大將軍として、追討せられしに、平城の軍敗れて上皇出家せさせ給ふ。御子東宮高岳の親王も捨てられて同じく出家

「如」字底本
「女」とす梅群
北青等諸本
による

弘法大師の弟子になり、眞如親王と申すは是也。薬子、仲成等は誅にふしぬ。上皇五十一歳御座しき。

(尚侍藤原の薬子を寵しましけるに其弟云々) 薬子は桓武の朝の中納言種継の女であつた。これが、この上皇にすゝめて位に復して都を平城京に遷さうといふ事を申し上げた。この裏面には仲成があつた。この遷都の事は當時の人心を甚しく動したので弘仁元年九月に詔あつて、三關を固め仲成を執へ薬子と仲成とを退くる旨を仰せられた。そこで上皇は東國に赴かうとせられて、諸司並に宿衛の者がこれに従つて行つた。天皇は坂上田村麿に命じて、これを止めしめられた。上皇はこれを聞かれて宮にかへりて出家せられ、薬子は自殺し、仲成は京都で殺された。

(御子東宮高岳の親王も捨てられて同じく出家) 高岳親王は平城の長子で、大同四年四月十四日、嵯峨天皇即位の翌日皇太子に立たれたが、上の亂で、弘仁元年九月十三日に皇太子の位を廢せられた。後出家して眞如と號せられ、弘法大師の弟子となり、東大寺に居られたが、貞觀三年に上奏して支那に渡り、更に西遊して印度に到らうとせられたが、途羅越國で虎に害せられて終られた。これが日本人の印度に到らうとして實行した最初である。

(上皇五十一歳御座しき) 天長元年七月に崩御。御年は類聚國史に春秋五十一とある。この天皇の名を平城と申し上げるのは平城宮を愛してそこに住せられたからである。類聚國史に載する諺に「畏哉讓國而平城宮御座天皇」とある。

第五十二代、第二十九世、嵯峨天皇は桓武第二の子、平城同母の弟也。太弟に立ち給へりしが、己丑の年即位、庚寅に改元。

「寅」底本「刀」とす

(太弟に立ち給へりしが) 大同元年五月十九日に皇太弟に立たれた。
(己丑の年即位) 大同四年四月一日に受禪踐祚、十三日に即位あつた。
(庚寅に改元) 大同五年九月十九日に弘仁と改元。

此天皇幼年より聰明にして、讀書を好み、諸藝を習ひ給ふ。又謙讓の度もましましけり。桓武の帝、鍾愛無雙の御子になん御座しける。儲君に居給ひけるも父の御門繼體のために、顧命しましけり。格式なんども此御時より撰び始められにき。又深く佛法を崇め給ふ。先世に美濃國神野と云ふ所に貴き僧ありけり。橘大后の先世にねむごろに給仕しけるを感じて相共に再誕ありとぞ。御諱を神野と申しけるも自然に叶へり。

「ありけり橘」
底本「在ル橋」
とす、他本に
よりて改む。
「ねむごろ」底
本「念比」に作
る。梅本によ

(此天皇幼年より聰明にして云々) この事は日本紀略に見ゆる。その文「幼、聰、好讀、書及長博覽經史、善屬文、妙、草、隸、神氣岳立、有三人君之量、天皇尤鍾愛也」とある。
(儲君に居給ひけるも、父の御門繼體のために顧命しましけり) この事はいづれの史にも見えぬ。但し、日本後紀のこの天皇の御世のはじめの部は伏して傳はらないのであるから、その部に載せてあつた事かと思はる。

(格式なども此御時より撰び始められにき) 格は律令制定後、律令の實施又は變更に關して發布せられた臨時の詔勅及び太政官符をいひ、又それらを集めた書をもいふ。こゝにはその政書としての格をいふ。式は今の語でいへば法令の施行細則や事務規程のやうなものであるが、こゝにはこれもそれらを集めた書をいふのである。わが朝で格式の成書撰せられたのは弘仁格と弘仁式とがはじめである。弘仁格は一部十卷あつて、大寶元年から弘仁十年までの格を編輯したもので、弘仁十一年四月十一日大納言藤原冬嗣等が奏進した。弘仁式は格と共に編輯し、弘仁十一年四月廿二日に奏進した。しかしこの弘仁の格式は昔の形のまゝに今は傳はつてゐない。格は貞觀格、延喜格と共に併せられて類聚三代格として傳はり、式は延喜式の内に攝取せられた。

(又深く佛法を崇め給ふ云々) この事は文德實錄、嘉祥三年嵯峨太皇太后崩御の際の記事中に「故老相傳、伊豫國神野郡昔有高僧名灼然者、稱爲聖人有弟子名上仙住止山頂精進修行、過於灼然。諸鬼神等皆隨願指。上仙嘗從容語所親檀越云。我本在入間有同天子之尊多受快樂、爾時作一心我當來生得作子、我余出家常治禪病雖遺餘習氣分猶殘我如爲天子必以郡名爲名字。其年上仙命終。先是郡下橋里有孤獨姥號橋姬傾盡家產供養上仙。上仙化去之後姬得齋問泣涕橫流云。吾與和尚久爲檀越、願在來生、俱會一處得相親近。俄而姬亦命終。其後未幾、天皇誕生、有乳母姓神野、先朝之制每皇子生以乳母姓焉。故以神野爲天皇諱後以郡名同天皇諱改名新居。后時夫人號橋夫人、所謂天皇之前身上仙是也。橋姬之後身夫人是也」とあるに依つたことは確かであるが、こゝに美濃國とあるのは伊豫國の覺違であらう。靈異記下卷の末にも同様の話があるが(橋夫人の事は無い)それには伊豫國神野郡とあり、又その行人の名を寂仙としてゐる。しかも天皇の御名を賀美能天皇としてゐる。美濃國に神野郡といふのは古今になく、伊豫國神野郡は大同年九月に天皇の諱に觸るといふ事で新居郡と改められた事は日本紀略に見ゆる。しかし、この傳説はもとより附會の説で、はじめは靈異記のやうな説であつて、それが、一層高じたのであらう。神野の御名はもとより、御乳母の姓をとつてつけられたものに相違ないのである。

(説) これからこの御世に佛法の弘まつた事をいふのである。先づ新興の天台眞言二宗の事からはじむる。

傳教、弘法兩大師唐より傳へ給ひし天台眞言の兩宗も此御代よりこそ弘

「とも云ふ」底本「也」とす、梅本による。

「誤」底本「詣」とす、他本による。

「鑑」底本「鑑」とす、梅白二本によりて改む。

「こゝろみ」底本「心見」に作る、白本によりて假名とす。

「さし」底本「指」とす、梅本による。

まり侍りけれ。此兩師、直なる人におはせず。傳教入唐以前より比叡山を開きて、練行せられけり。今の根本中堂の地を引かれけるに、八の舌ある鑑を求め出でて、唐までもたれけり。天台山上りて、智者大師天台宗おこりて四代の祖也、天台大師とも云ふ。六代の正統道邃和尚に謁して、其宗を習はれしに、彼山に智者歸寂より以來鑑を失ひて開かざる一の藏在りき。こゝろみに此鑑にて開けらるるにとどこほらず。一山こそりて渴仰しけり。仍りて一宗の奥義殘る所なく傳へられたりとぞ。其後慈覺智證兩大師又入唐して、天台眞言を極め習ひて叡山に弘められしかば、彼門風彌々盛に成りて天下に流布せり。唐國亂れしより經教多く失せぬ。道邃より四代に當れる義寂と云ふ人まで只觀心を傳へて宗義を明らむる事絶えにけるにや。吳越國の忠懿王姓は錢名は鏐、唐の末つ方より東南の吳越を領して偏霸の主たり。此宗の衰へぬる事を歎きて、使者十人をさして我朝に送り教典を求めしむ。悉く寫し畢りて歸りぬ。義寂是を見

明めて更に此宗を再興す。唐には五代の中、後唐の末様なりければ、我朝には朱雀天皇の御代にや當りけん。日本より返し渡したる宗なれば、此國の天台宗は歸りて本となれる也。凡傳教彼宗の秘密を傳へられたる事も唐台州刺史陸淳が悉く一宗の論疏を寫し國に歸れる事も釋志磐が佛祖統紀にのせたり。異朝の書に見えたり。

(傳教弘法兩大師唐より傳へ給ひし天台眞言の兩宗も此御代よりこそ弘まりけれ。此兩大師直なる人におはせず) これはこれからいはずとすることの冒頭である。「直なる人におはせず」とは佛菩薩の化身とかいふべき英傑であるといふのである。

(傳教入唐以前より比叡山を開きて練行せられけり) 傳教大師は年十九の時延暦四年に比叡山に上つて一の草舎をつくりて、そこに居て諸經を讀んだが、七年に一の堂を建てこれを一乘止觀院と云つた。これが後に延暦寺の根本中堂になるのである。

(今の根本中堂の地を引かれけるに八の舌ある鑑を求め出て唐までもたれけり云々) この傳説は傳教大師行狀に見ゆる。曰はく「廿三年四月入唐之間得一鑑隨身不棄。(中略)大唐貞元廿年九月到台州天台國清寺會道遠和尚(中略)相語云昔聞智者師遺宣吾寂後二百餘歲從東國聖人來、弘行我法、聖語不虛、今遇此人我所披閱法門授與日本國開梨早還本朝當弘傳即將於大師到經藏戶擬開鑰授法文之處藏鑰已失不能求出歎息之間、大師從腰下取鑰鑰陳上件事開藏鑰七合應座主彌感即授與經論」とある。いづれも附會の説であらうが、況く信ぜられてゐたものと見ゆる。但しこの發見地は大師行狀にはこの鑑を「所得有異說」或虛空藏尾云々或筑前國博多津云々」とあるから、本書の説は後出のものである。

(智者大師六代の正統遺述和尙) 智者大師姓は陳氏名は智眞、隋の時天台山に於いて所謂天台宗を開く。智者大師は隋佛

帝の與へた尊稱である。智者の後に章安、法華、天宮、左溪、荆溪を経て道遠に至る。この故に六代の正統といふ。道遠に傳教が台宗を受け晝夜息まず悉く一宗の論疏を寫して歸朝した事は佛祖統紀に明記してある。

(慈覺) 慈覺大師は貞觀六年に賜はつた諡である。名は圓仁、下野の人である。年十五にして出家して傳教大師の弟子となる。承和二年に唐に赴くべき詔を請けて五年唐に赴き、密教を受けて承和十四年にかへり、後延暦寺の座主となる。

(智證) 智證大師は延長五年に賜はつた諡である。名は圓珍、讃岐の人で、弘法大師の甥である。年十五にして延暦寺の座主義眞和尚に附いて天台宗を學ぶ。嘉祥四年唐に赴くべき勅を受け、仁壽三年に唐の商船に乗じて赴く。天台山その他に於いて梵學密教等を傳へて天安二年に歸朝す。貞觀十年園城寺を傳法灌頂道場として賜はり、同時に天台座主に補せらる。わが國の天台宗は傳教によつて傳へられ、慈覺智證によつて著しく弘まつたものである。

(唐國亂れしより經教多く失せぬ。道遠より四代に當れる義寂と云ふ人まで只觀心を傳へて宗義を明らかにするに云々) 義寂は佛祖統紀によれば、道遠、廣脩、物外、元秀、清疎、義寂となるから五代にあたるのである。而してこゝに書いてある事は佛祖統紀に明記してある「初天台教迹遠自安(祿)史(思明)挺亂近從會昌焚毀(武宗)會昌五年に寺院を毀ち經論を焚く)殘編斷簡傳者無憑、師每痛念力綱羅之(中略)吳越忠懿王(中略)以問詔國師。詔云此是教義可問天台寂師。王即召(中略)師曰此出智者妙去、自唐末喪亂教籍散毀故此諸文多在海外。於是吳越王遣使十人往日本國求取教典既回。(中略)一家教學繼而復興師之力也。」

(吳越國の忠懿王云々) 唐亡びて後所謂五代となるが、この間海内麻の如く亂れ、中央に所謂五代の興亡ありし外、地方にも亦豪傑の士割據して攻伐を事とした。その著しいものが、五代の十國である。吳越國はその十國の一で、梁の太祖の時錢鏐の自立したのにはじまる。錢鏐の元年はわが、寛平七年で、その死はわが、承平二年であるから、わが國の醍醐天皇の頃天台教學の盛んな時であつた。この事は釋門正統の義寂傳等にも見ゆる。

(五代) 唐が衰へてから宋が一統するまでの間に後梁、後唐、後晉、後漢、後周の五代が、三五年乃至十五年許で、興亡して天下の亂れた時代凡そ六十年程。右の次第で、天台宗は日本から支那へ返し傳へたのであつた。

(凡傳教彼宗の秘密を傳へられたる事も云々) この事はこゝに注してあるやうに佛祖統紀に見えたのであることは上にもいつた。その陸淳の印記の文と云ふのは佛祖統紀に次のやうに曰つてある。「貞元二十一年日本國最澄遠來求法聽講受誨、晝夜不息盡寫一宗論疏以歸、將行詣郡庭白太守求一言爲據。太守陸淳嘉其誠即署之曰、最澄開梨

身雖異域、性實同源、明敏之姿、道俗所敬、既觀光於上國、復傳教於名賢、遂公法師總萬法於一心、殊塗於三觀、而最澄親承秘密、不外空階、猶慮他方學者未能信受其說、所請印記、安可不從。」と而して佛祖統記はついで曰はく「澄既泛舸東還、培一山爲天台、創一刹爲傳教、化風盛播、學者日蕃、遂尊遂師爲始祖、日本傳教實起於此」と記してゐる。而してこの陸淳の印記の文は古來本朝にも傳へてゐる。さて「異朝の書に見えたり」とあるは、上に注した佛祖統記にあるのをさしたものであらう。この書は五十四卷あつて、支那の天台一流の正史と目せらるゝものであるが、印度から支那にわたつての佛教の正史と見るべき書である。宋の志磐の著したものである。本書の著者はこれに熟通してゐたらしく、盛んにこれを引用してゐる。

「寅」底本「刀」

弘法は母懷胎の始夢に天竺の僧來りて宿をかり給ひけりとぞ。寶龜五年
甲寅六月十五日に誕生。此日唐の大曆九年六月十五日に當れり。不空三
藏入滅す。仍りて彼後身と申す也。且は慧果和尚の告にも我と汝と久契
約あり。誓て密藏を弘めむと在るも此故にや。渡唐の時も或は五筆の藝
を施し、様々の神異在りしかば、唐の主順宗皇帝殊に仰ぎ信じ給ひき。
彼慧果は眞言第七の祖師也。不空の和尚六人の附法あり。劍南の惟上、河北
の義圓、金剛一界、新羅の惠日、訶陵の辨弘、胎藏一界、青龍の義明、日本の空海
兩部を傳ふ。義明は唐朝におきて灌頂の師たるべかりしが、世を早くす。弘法は

「劍」底本「叙」とす。梅本によりて改む。底本「弘法は」

は六人の中に瀉瓶たり。然れば、眞言の宗には正統也と云ふべきにや。是又異朝の書に見えたる也。

の三字を脱す。他本皆あり。

(弘法は母懷胎の始夢云々) 弘法大師は延喜二十一年に賜はつた諡である。姓は佐伯氏、讃岐の人、名は空海である。この母の夢の説は明匠略傳や元亨釋書には見ゆるが、古い傳記には見えない。後世生じた傳説であらう。
(寶龜五年甲寅六月十五日に誕生云々) 寶龜五年の誕生であることは寛平七年の贈大僧正空海和上傳記に見ゆるが、不空三藏の後身といふ説は新しいものであらう。寛治三年の大御御行狀集記にはかの懷妊の際の異相の説が見ゆる。しかし不空三藏の後身とは見えぬ。扶桑略記の寶龜五年六月十五日の下に「相當大唐大興善寺不空三藏入滅時」と書いてゐるは、こゝと同じ説明の要に供する爲と思はるから、この頃に既に生じてゐたらう。
(且は慧果和尚の告にも我と汝と久契約あり云々) この語は御行狀集記、明匠略傳、元亨釋書にも出てゐる。
(渡唐の時にも或は五筆の藝を施し、様々の神異在りしかば云々) 五筆とはどういふことか。古今著聞集には「弘法大師は筆を口にくはへ、左右の手にもち、左右の足にはさみて一同に眞筆の字をかゝれけり。さて五筆和尚とも申なるとかや」とある。されどかゝる事ありうべきでない。何かの訛傳であらう。
(彼慧果は眞言第七の祖師也云々) 眞言宗は大日如來、金剛薩埵の次、龍猛菩薩を第三祖とし、龍智、金剛智、不空、慧果とかぞふる、これ東寺の傳である。
(弘法は六人の中に瀉瓶たり云々) 瀉瓶とは佛教の語に、教法を傳承して、遺漏ない事を水を別器にうつすにたとへていふのである。この事は眞濟の弘法死去の年に書いた空海僧都傳の中に「故吳殷纂云今有日本沙門來聖教皆所學如瀉瓶云々」とあり、これが次に示す如く、吳殷の纂に明かに見ゆることである。
(慧果の俗弟子吳殷が纂の詞あり) 吳殷といふは俗人で、慧果に多年師事した門人である。この吳殷が、慧果の行狀を記録した書が、こゝに謂ふ所の吳殷の纂である。これは正しくは「大唐神都青龍寺東塔院灌頂國師慧果阿闍梨行狀」といふべきものであるが、佛祖統記に吳殷の纂と記してゐる。これはその著者の名を著して弟子吳殷纂とある(本朝に

傳ふるものは吳愷であつて吳殷ではないの略稱してゐたのであらう。これは支那の元和元年（わが大元元年）正月三日に記したものであつてその一部分は佛祖統記にも見ゆるが、全文は秘密漫荼羅教付法傳（二卷あつて、寛永八年の版本がある）に載せて傳へられた。今こゝに引いてある文は「常謂門人曰金剛界大悲胎藏兩部大教者諸佛祕藏即身成佛之路也。普願流傳法界一度脫有情詞陵（國名）辨弘、新羅、惠日並授胎藏師位、劍南惟上、河北義圓授金剛界大法、義明供奉亦携兩部大法、今有日本沙門空海來求聖教、以兩部祕奧壇儀印契、漢梵無差悉受於心、猶如瀉瓶。此是六人堪傳吾法燈。吾願足矣」とある。これが上の文の據りどころであらう。

（然れば眞言の宗には正統也と云ふべきにや云々）佛祖統記卷三十に曰はく「不空弟子有慧果者元和中日本空海入中國、從果學歸國盛行其道」とあり、その注に「唐末亂離經疏銷毀。今其法盛行於日本而吾邦所謂瑜伽（眞言密宗）但存法事耳」とある。本文に云つてゐることの意はこれで明かである。

（説）以上眞言密教の事を述べたから、台密の事を次に述べてゐる。

傳教も不空の弟子順曉にあひて、眞言を傳へられしかど、在唐幾なかりしかば、深く學せられざりしにや。歸朝の後、弘法にも問はれけり。又今は此流絶えにたり。慈覺智證は慧果の弟子、義操法潤と聞えしが弟子法全にあひて傳へらる。

（傳教も不空の弟子順曉にあひて云々）傳教が支那にて越州龍興寺にゆいて順曉阿闍梨に三部灌頂密教を受けた事はその傳に悉しい、又弘法大師に密教を問うた事は、高維山に傳へてゐる弘仁三年の弘法大師自筆の灌頂記にその名を筆頭に記してゐるのでもわかる。この傳教の台密は後に絶えて傳がない。

「あひて」底本「相テ」とす。梅本によりて假名とす。下同じ。

「潤」底本「潤」に誤る梅本によりて訂す。

（慈覺智證は慧果の弟子義操法潤と聞えしが弟子法全にあひて傳へらる。）これは少しく事實に違ふ。慈覺が密教を受けたのは全雅といふ僧であつて、法全に學んだのは智證大師だけである。

凡本朝流布の宗、今は七宗也。此中にも眞言天台の二宗は祖師の意樂專、鎮護國家のためと心ざされけるにや。比叡山には比叡と云ふ事、桓武傳教、心を一にしを稱す。然れども舊事本紀には比叡の神の御事みえたり。顯密并びて紹隆す。殊に天子本命の道場を立て、御願を祈る地也。又根本中堂を止觀院と云ふ。法花の經文に付き、天台の宗義により旁鎮護の深義ありとぞ。

（凡本朝流布の宗今は七宗也）こゝに七宗といふのは、本書に説く所によると天台、眞言、花嚴、三論、法相、律、禪をいふので、擬然の八宗綱要に説く所と違ふのは實際行はれてゐるのを主にしたからである。此中にも眞言天台の二宗は祖師の意樂專鎮護國家のためと心ざされけるにや。祖師とは、その宗の開祖をいふが、こゝでは眞言宗の祖弘法大師、天台宗の祖傳教大師をさす。意樂の樂はネガフことである。鎮護國家の國家とは人主をさす語である。僧尼令に「善及國家」とある善解の文に「不取斥尊號」故託曰「國家也」とある。叡岳要記に引いた延暦寺緣起の文に「奉爲桓武天皇兼欲興隆佛法鎮護國家延曆七年歲次庚辰故十禪師前入唐贈法印大和尚位最澄大師初所造立」とあり、又東實記に引いた弘仁十四年十一月二日の官符に「夫東寺者遷都之始爲鎮護國家相原先朝所建也」とある。

（比叡山には云々顯密並びて紹隆す）この注に云つてある事は當時行はれた俗説であらうが、舊事記に比叡の神の御事が

見ゆるによつてこの説は信ぜられぬといふのである。但し舊事記は後の偽書であつて證にはならぬ。古事記には「近淡海之日枝山」とあり、又懷風藻には「神叡山」とあるから、この名は古くからあつた事は確である。蓋義抄には本書の文を引いて、上の説を駁してゐる。延暦寺はもとより天台宗の本山であるが、その學する所は、圓頓戒、止觀業、遮那業、達磨付法の四種の法門である。その圓頓戒と止觀業とは即ち天台宗の本體で、遮那業は密教で、達磨付法は禪宗である。それ故に顯密并びて紹隆すと云つた。

(殊に天子本命の道場を立てて御願を祈る地也) これは東塔總持院のことをさす。東塔緣起に「承和十四年慈覺大師歸朝(中略)仁壽元年初建立總持院准大唐青龍鎮國道場爲皇帝本命道場修眞言法興隆佛法云々自爾以降以當山爲皇帝本命道場」とある。この本命といふ語はもと、陰陽道でいふ語で、その人の生れた年の干支をいふ。かくてその本命に當る星を祭つて、聖壽の無疆を祈るのであるが、この本命を祭るといふ事は密教の事相に屬する事であるから、下の注に「是は密に傳くべし」といはれたのである。

(又根本中堂を止觀院と云ふ云々) 根本中堂は延暦寺の中樞でしかも最初に營まれた區である。叡岳要記にひく建立當寺緣起事には「奉爲桓武天皇創建根本一乘止觀院今謂中堂也三部大乘とは法華玄義、法華文句、摩訶止觀の所謂天台宗の三大部であつて、いづれも天台大師の著作で、天台宗の依りて立つ所である。即ち法華經を主とし、天台大師の宗義によつて國家を鎮護するといふ深義がある。

東寺は桓武遷都の始、皇城の鎮護のために、是を立てらる。弘仁の御時、弘法に給ひて永く眞言の寺とす。諸宗の雜住を許さざる地也。此宗を神通乗と云ふ。如來果上の法門にて、諸教に超えたる極秘密と思へり。就中我國は神代よりの緣起、此宗の所説に符合せり。此故にや、唐朝に流

布せしは暫くの事にて、則日本に留りぬ。相應の宗也と云ふも理にや。大唐の内道場に准じて、宮中に眞言院を立つ。大師奏聞して、毎年正月、此所にて、御修法あり、國土安穩の祈禱、稼穡豐饒の祕法也。又十八日の觀音供、晦日の御念誦等も宗に依りて深意在るべし。三流の眞言何れと云ふべきならねども、眞言を以て諸宗の第一とする事も宗と東寺によれり。延喜の御宇に綱所の印鑑を東寺の一の阿闍梨に預けらる。仍りて法務の事を知行して、諸宗の一座たり。

(東寺は桓武遷都の始め皇城の鎮護のために是を立てらる) 東寺の出來たのは桓武天皇の平安京を建てられた時に羅城門の左右に東寺西寺の二を建てられ、左右二京の安鎮としてかねて東西兩國の衛護とせられたといふ事が東寶記に出てゐる。

(弘仁の御時弘法に給ひて永く眞言の寺とす) この事は弘仁十四年十月の官符によつて知らる。その官符の大意は、眞言宗僧五十人と定められた、その僧は自今以後東寺に住せしめられ、密教を專として、他宗の僧をして雜住せしむること勿れとある。

(此宗を神通乗と云ふ。如來果上の法門にて云々) 眞言宗を一名神通乗と云ふは金剛頂經に「如來平等智、神境通無上乘」と云つて、法身如來神通所現の無上大乗であると讚嘆してあるのに基づく。未だ佛果に至らざるを因分といふに對して、佛果を如來果上といふ。即ち凡夫の智識を以て測知すべからざる最上無上の教法であるといふ。祕密はこの

法門の深奥にして、餘人の容易に知り得ざるをいふ。

(就中我國は神代よりの緣起此宗の所説に符合せり云々) 神代よりの傳が眞言宗の説く所に一致するといふのであるが、これは眞言宗の方が、わが國の傳説に習合附會したのであるから かやうの事實のあるのは當然である。

(大唐の内道場に准じて宮中に眞言院を立つ云々) 内道場とは禁中に於ける寺といふ意である。これは支那では南北朝の後魏に始まり、隋の煬帝の時内道場の名が出来た。唐に至つてその制甚だ盛んであつた。わが國にあつては聖武天皇の時既にこれを設けられ、玄昉がこれに入り、稱徳天皇の時には道鏡がこれに入り、共に醜聲を洩した。その後暫く聞えないが恐らくは道鏡以後中絶したのであらう。そこで弘法大師が支那の内道場に准ずるといふことにして眞言院といふ名を以て宮中にこれを設くる事を願つて許された。それは淳和天皇の天長六年であつたが、その爲の建物を特に設けられたのは仁明天皇の御世で勘解由使の廳を改めてそれにあてられたのである。

(大師奏聞して毎年正月此所にて御修法あり云々) これは所謂後七日の御修法である。後七日といふのは桓武天皇の時から恒例とせられた御齋會に對しての名目である。御齋會は毎年正月八日より十四日まで一七日間金光明最勝王經を講説せらるゝが、それは顯教であるが爲に密教の修法をも興されむことを請うて許されたのであるが、御齋會の行はれると同時に、一七日間内道場たる眞言院で金剛界胎藏界の曼荼羅を本尊として壇を飾つて行はるゝ修法である。

(又十八日の觀音供、晦日の御念誦等も宗に依りて深意あるべし) 十八日の觀音供とは、毎月十八日に宮中清凉殿の御座所の第二の間に於いて如意輪觀音を本尊として行はるゝ修法であるから二間の觀音供ともいふ。これは弘法大師の時から起つて、東寺の長者の修する法である。念誦とは念佛誦經の略で、佛名を稱念し、經典を讀誦すること。晦日の御念誦の事は大師御行狀集記に見ゆる。「於宮中眞言院准大唐内道場臨每月晦三箇日御念誦奉祈天長地久之由若有大阿闍梨障以次人令勤仕任僧二口召之云々」とある。

(三流の眞言何れと云ふべきならねども眞言を以て諸宗の第一とする事も東寺によれり) これは三國佛法傳通緣起に「古來諸德入唐傳密前後總有八家(中略)雖有八家朝宗所歸不過東寺天台兩流傳教、慈覺、智證三流並是天台餘皆東寺云々」とあると同じ考で、その傳教、慈覺、智證の三流の眞言は何れ甲乙ありとはいふべくもなく、いづれも貴いものであるが、眞言のうちで第一とするのは、東寺の眞言であり、又眞言を專とするのも東寺であり、眞言を諸宗の第一とするのも、東寺がその專門道場である點であるといふのである。即ち三國佛法傳通緣起にも「然所立

義途所屬與旨、孤絶獨歩、建興高阜、唯是弘法大師所傳東寺眞言所趣而已」とある。
(延喜の御宇に綱所の印錢を東寺の一の阿闍梨に預けらる云々) 綱所といふのは、僧綱の職務を執行する所で、奈良朝時代には藥師寺を以てこれにあてられ、平安京になつてからは東寺西寺をこれにあてられた。而して綱所の職務を執行する實權を與へらるるにはその印と鑰とを預けらる。これを法務といふのである。釋家官班記には「僧正眞雅」の下に「貞觀十四年三月十四日補于時東寺一長者、東寺法務始也」といひ、又「自今已後一長者已爲正法務」他寺僧爲法務」とある。これによると、延喜の御宇とあるのは誤と思はる。

山門寺門は天台をむねとする故にや、顯密を兼ねたれど、宗の長をも天台座主と云ふめり。此天皇諸宗を雙べて興せさせ給ひけり。中にも傳教弘法御歸依深かりき。傳教始めて圓頓の戒壇を立つべき由奏せられしを、南京の諸宗表を上げて諍ひ申ししかども、終に戒壇の建立を許され、本朝四ヶ所の戒壇となる。弘法は殊更師資の御約在りければ、重くし給ひけるとぞ。

(山門寺門は云々) 山門は比叡山延曆寺のこと、寺門は園城寺即ち三井寺のこと。園城寺はその創立は延曆寺より古けれど、中頃荒廢したのを貞觀年中智證大師がこれを再興してより延曆寺の管下に屬した。然も其の勢盛んなるにつれて、別に寺門の一派を立てて山門と相闘ぐことになつた。しかし、未だ一宗として獨立はしない。さてこの宗は顯密を兼

「なる」底本「アル」とす他本によりて改む

ねたことは前にも述べた通りだが、天台宗が主となつてゐる爲であらう。その宗の長者を名づけて天台座主と云つた。
(此天皇諸宗を雙べて興せさせ給ひけり云々) 弘仁の御世に奈良の佛法をも重んぜられたが、傳教弘法二師に御歸依が深かつた。それが爲に、天台眞言二宗がこの時から勃興して平安朝思想界の主潮になつた。

(傳教は始めて圓頓の戒壇を立つべき由奏せられしを云々本朝四ヶ所の戒壇となる) 圓頓の戒壇とは圓頓戒を授くる戒壇といふこと。圓頓戒とは法華經圓頓實相の理法に依つて立てた梵網經の十重戒四十八輕戒をいふ。戒壇とは壇を設けて戒を授くる、その式場をいふ。弘仁十年に傳教が延暦寺にこの戒壇を設けることを許されたいと出願した。元來わが國には東大寺、筑前の觀音寺、下野の藥師寺が三の戒壇として許されてゐたので、この叡山の戒壇を出願した時には南都の僧綱大僧都護命を筆頭として連署上表してその不可なる由を上奏したが、傳教はこれに對抗して顯戒論を著して上り、護命等がこれを再び駁して上表し、容易に決定しなかつた。弘仁十三年六月に傳教が寂して後、この戒壇を設ける事を許されて、こゝに本朝の戒壇が四ヶ所となつた。

(弘法は殊更師資の御約在りければ、重くし給ひけるとぞ) 師資といふは老子に「善人、不善人、師、不善人、善人、資」とあるよりとりて、師匠と弟子とをさす語とする。こゝに天皇と空海と師資の御約が在つたといふが、その事の確證は未だ知らぬ。或は平城、嵯峨、淳和の三帝が灌頂を受けさせられた事をさしたものであらうか。

此兩宗の外、花嚴三論は東大寺に是を弘めらる。彼花嚴は唐の杜順和尚より盛になれりしを、日本の朗辨僧正傳へて東大寺に興隆す。此寺は則此宗に依りて建立せられけるにや。大花嚴寺と云ふ名あり。

(此兩宗の外花嚴三論は東大寺に是を弘めらる) 東大寺は所謂大佛を本尊とする寺で、昔から八宗兼學と唱へらるゝが、中にも三論華嚴律の三宗を主とする。そこで、こゝにこの花嚴三論の二宗に話をうつし、次に花嚴宗の事を説いた。

(彼花嚴は唐の杜順和尚より盛になれりしを日本の朗辨僧正傳へて東大寺に興隆す) 花嚴宗は華嚴經を所依とする宗旨で、隋の末に杜順によつてはじめて一宗の成立を告げ智儼を経て賢首國師に至つて大成したのを天平八年唐僧道暲によつて本朝に傳來し、次いで慈訓が唐に赴いて、賢首國師に從つてこれを傳へ、歸つて朗辨に付した。朗辨は東大寺の開基である故に東大寺が華嚴宗の本山となつた。東大寺を一名大華嚴寺といふのはその故である。

三論は東晉の同時に後秦と云ふ國に羅什三藏と云ふ師來りて此宗を開きて世に傳へたり。孝徳の御世に高麗の僧惠觀來朝して、傳へ始めける。然らば、最前流布の教にや。其後道慈律師請來して、大安寺に弘めて、今は花嚴と雙びて東大寺にあり。

(三論は東晉の同時に後秦と云ふ國に云々) 三論宗は中論、百論、十二門論の三論に依つて立てた宗旨で、諸法皆空の理を主とするものである。これは、鳩摩羅什といふものがこれを交那に傳へた。隋の嘉祥大師吉藏に至りて大成せられた。日本には吉藏の弟子高麗の僧慧灌(本文に惠觀とあるは誤である)がこれを傳へたのが始めである。これは推古三十三年の來朝である。本書孝徳の御世とするのは誤である。それ故に本邦には最も前に流布した宗旨といふべきである。

(其後道慈律師請來して大安寺に弘めて今は花嚴と雙びて東大寺にあり) 三論宗の本邦に傳はつたのは三度ある。第一は前に云つた慧灌の傳で、これを元興寺の傳と云ふ。第二は吉藏の弟子唐人智藏が天武天皇の朝に來朝して傳へた。第三は智藏の弟子道慈が、唐に行き吉藏の法孫元康に教を受けて歸朝した。これを大安寺の傳といふ。然るに法相宗が入つてからこの宗は衰へて、東大寺に傳はるだけになつた。

「わたり」底本「アタリ」とす。他本によりて改む。「酒」底本「江」とす。梅本により。「にあひて」底本「相手」とす。他本によりて改む。

法相は興福寺にあり。唐の玄奘三蔵、天竺より傳へて國に弘めらる。日本の定恵和尚大織冠の子也。彼國にわたり、玄奘の弟子たりしかど、歸朝の後、世を早くす。今の法相は玄昉僧正と云ふ人入唐して、泗州の智周大師玄奘の弟にあひて、是を傳へて流布しけるとぞ。春日の神も殊更此宗を擁護し給ふなるべし。

〔法相は興福寺にあり云々〕 法相宗の名は諸法の性相を決判する義であるが、唯識中道の理を説いて宗旨とする故に唯識宗ともいふ。支那では玄奘三蔵が印度から傳へて來て之を唱へ廣めた。我國では道昭が、入唐して玄奘に遇ひてこれを傳へ、歸つて元興寺に住して弘めた。又智通智達の二人も入唐して玄奘に學んで歸朝して弘めた。次には智鳳智鸞と云ふ三人の僧が入唐して、玄奘の法孫智周から受けて歸朝した。次には智鳳の門に義淵あり、これまた入唐して智周の教を受けて歸朝した。その門人が玄昉である。この玄昉の流が興福寺に傳はつてゐる法相宗である。
〔春日の神も殊更此宗を擁護し給ふなるべし〕 春日の神は藤原氏の氏神であり、法相宗は興福寺の宗旨で、興福寺は藤原氏の氏寺であり、同時に興福寺の僧が、春日神社にも關係をもつてゐた所であらうが、春日の神と法相宗とは深い關係を生じたやうに見える、この宗を擁護したまふといふことは鎌倉時代に著しくなつてゐた。その事は春日権現験記に屢見ゆるし、又明恵上人などの傳記にも見ゆる。

此三宗に天台を加へて四家大乘と云ふ。俱舍成實など云ふは小乗也。道

慈律師同じく傳へて流布せられけれども、依學の宗にて、別に此宗を立つる事なし。我國大乘純熟の地なればにや。小乗を習ふ人のなき也。

〔此三宗に天台を加へて四家大乘と云ふ〕 大乘とは大苦を滅し、大利益を興ふる教門。即ち菩薩の大機が佛果の大涅槃を得る法門をいふ。こゝにいふ大乘四家の名目は何によられたか明かでない。元亨釋書には傳教の傳の中に「時大乘四家華嚴法相三論律也及此並爲五宗」とある。
〔俱舍成實など云ふは小乗也云々〕 俱舍宗は俱舍論を所依としてこれによりて阿羅漢果を證し、無餘涅槃に入るを要とする法門。成實宗は成實論を所依とし、我法二空を説く宗旨。その傳は不明であるが、本書の説のやうに道慈が入唐した時にこの宗も共に傳來したといふのが普通の説である。この二宗は八宗の内に入れてあるけれども、其の實は獨立の宗としては取扱はないので、唯東大寺に傳來して兼學の宗門となつた。そのうち俱舍は後世に至るまで、諸宗の兼學する所となつた。

又律宗は大小に通ずる也。鑒眞和尚來朝して弘められしより東大寺及び下野の藥師寺、筑紫の觀音寺に戒壇を立て、此戒を受けぬものは僧籍に連らぬ事に成りにき。中古より此方其名許にて、戒體を守る事絶えにけるを南都の思圓上人等章疏を見明めて戒師となる。北京には我禪上人入宋して彼土の律法を傳へて是を弘む。南北の律再興して彼宗に入る輩は

「もの」梅本による。底本「物」とす。「人」底本脱りて補ふ。

威儀を具足する事、ふるきが如し。

(律は大小に通ずる也) 律宗は専ら戒律を守り、滅罪生善を旨とする宗旨である。律は元來佛教一般の制度で大乘にも小乗にも通じて守るべきものである故にかやうに云つた。

(鑑真和尚來朝して弘められしより云々) 律宗の傳來については傳通縁起に説く所の要をあぐると、佛教渡來してより二百三年間は戒縁未だ具せず律宗未だ弘まらず。然るに聖武天皇の御宇天平五年に至りて元興寺の永觀、大安寺の普照入唐して十年の間留學し、將に歸朝せうとする時に揚州の大明寺の鑑真和尚に謁し伴ひて來り、天平勝寶六年二月に東大寺に請入する。聖武天皇勅して毗盧舍那の前に戒壇を築き、天皇皇后を初め百官悉受戒した。後に大佛殿の西に別に戒壇院を建てた。この事は支那の佛祖統記にも載せてあつて、「日本律教始行於此」とある。又東大寺、藥師寺、觀世音寺の戒壇の事は上にもあるが、延喜式にその規定が見ゆる。即ち足柄坂以東、信濃坂以東の人は藥師寺で受戒し、西海道の人には觀世音寺で受戒すべき規定であつた。さうして公式に受戒せぬものは僧侶として認められぬ規定であつた。

(中古より此方其名許にて戒律を守る事絶えにけるを南都の思圓上人等章疏を見明めて戒師となる) 中比から戒律の教がみだれて、寺々で私に僧侶とすることが起り、破戒無慚の徒も多くなつた。従つて律宗も亦衰へた。「戒體を守る」は受戒者の心中に發得する無作(爲さんと欲する意識なくして事を行ふこと)をいふ。これの力によつて戒を相續せしむるのであり、これが無ければ戒は眞正に維持せぬ。

(南都の思圓上人云々) 思圓上人は大和の人、名は觀尊で思圓は字である。十一歳の時醍醐寺に入り、十七歳で出家し、眞言宗を學んだが、戒律の教の廢れたのを嘆いてこれを興さうと決心し、嘉禎二年に同志者四人と共に東大寺羅索堂で、大乘三聚の戒を自誓受戒し、それから西大寺に居て、盛んに戒法を弘め、上下の歸依を受け、五朝の國師となり、戒律の教がまた盛んになつた。正應三年に歳九十で寂した。正安二年に興正菩薩の諡を賜はつた。

(北京には我禪上人入宋して云々) 我禪上人は俊芻の事で、我禪は字である。肥後の人。幼より佛典を讀み、十八歳にて出家し、十九歳の時、觀世音寺で受戒してから、戒律の衰へたのを嘆き、京都奈良に往來して大小の戒を學び、建久

十年に宋に渡つて、天台、禪、律等の奥旨を極め、建曆六年に歸朝し、京に入り、仙遊寺に居り戒律を弘めたが、朝廷の御歸依あつて、貞應三年に勅して、仙遊寺を官寺とし、嘉祿元年には堂塔を増築し泉涌寺と改稱せられた。安貞元年六十二で寂した。時の人が台律の中興であると稱した。

(南北の律再興して云々) 南都の律は興正菩薩により、北京の律は俊芻上人によりて、いづれも再興して、この著者の比はたしかに潑刺たる勢があつたのである。

禪宗は佛心宗とも云ふ。佛の教外別傳の宗也とぞ。梁の代に天竺の達磨大師來りて弘められしに、武帝機に叶はず。江を渡りて北朝に至る。嵩山と云ふ所に留りて面壁して年を送られけり。後惠可是をつぐ。惠可より下、四世に弘忍禪師と聞えし。嗣法南北に相別る。北宗の流をば、傳教慈覺、傳へて歸朝せられき。安然和尚慈覺の孫弟。教時諍論と云ふ書に教理の淺深を判するに、眞言、佛心、天台と連ねたり。されど、受け傳ふる人なくて、絶えにき。近代と成りて南宗の流多く傳はる。異朝には南宗の下に五家あり。其中に臨濟宗の下より又二流となる。是を五家七宗と云ふ。本朝には榮西僧正、黃龍の流を汲みて、傳來の後に、聖一上人石霜の下

「の後」の「の」

底本なし、他本による。

つつかた。虎丘の流を無準にうく。彼宗の弘まる事は此兩師よりの事也。うちつづき異朝の僧もあまた來朝し、此國よりも渡りて傳へしかば、諸家の禪多く流布せり。五家七宗とは云へども、以前の顯密權實等の不同には相似るべからず。何れも直指人心、見性成佛の門をば出でざる也。

(禪宗は佛心宗とも云ふ云々) 禪宗は座禪を専らとする所から名づけられたものである。これを佛心宗といふのは、所謂不立文字、教外別傳で、佛の心印を單傳するが故の名である。教外別傳といふのは、「不立文字、教外別傳、直指人心、見性成佛」の句に基づくので、この四句は達磨の唱へたものだといふ傳説があるが、その實否はさておき、禪宗の宗義を最も簡明に示したものである。不立文字、教外別傳といふのは、經論の文句によらず、佛一代時教の外に別に佛の心印を單傳するといふ義である。佛滅後、遺教の研究が盛んで種々の經典が出で、人々の見解信仰が、依る所の經典の差によつて區々であつたが、達磨が支那に渡つた時には、一卷の經論をも持たず、一定の教判をも立せず、唯佛祖單傳の法門を傳へて、座禪によつて人をして直に自己の心性を徹見して佛果を成せしむるを宗義とした。

(梁の代に天竺の達磨大師來りて弘められて云々) 達磨大師は菩提達磨といふのが本名である。禪宗では印度相承第二十八祖で支那禪宗の初祖としてゐる。支那の南朝梁の武帝の普通元年に支那に入り武帝に謁した。が、時に武帝は盛んに寺を造り、經を寫し、僧を度してゐたから、武帝はこれを以て何だけの功德があるかと聞いた。達磨は人天の小果のみと答へた。なほ問答數番あつたが、武帝の思ふ所と達磨の心とは一致しない。それで、去つて北朝の魏に入り、嵩山の少林寺に止まり、日夕唯面壁座禪するだけであつた。九年の後に慧可の來たのにあひ大法及び佛袈裟佛鉢等を授けた。(後惠可是をつぐ) 惠可は洛陽の人で、もと神光と云つた。少林寺に赴き達磨に道を求めたが、顧みられなかつた爲に、

雪中に立ち左臂を斷つてその赤心を表し、遂に印可を得て、禪宗の第二祖となつた。

(專可より下四世に弘忍禪師と聞えし、嗣法南北に分る) 惠可から僧璨、道信、弘忍の順序で禪宗が傳はつたが、弘忍の門下に慧能、神秀といふ二人の大徳が出た。慧能は南方に教を弘めて支那の禪宗が大に興つたが、この流を南宗又は南禪と云つた。神秀は北方に教を弘めた、これを北宗、又北禪と云つて、これから支那禪宗の系統は二流に分れた。

(北宗の流をば、傳教慈覺傳へて歸朝せられき) 傳教は、入唐の前に大安寺の行表について、北宗の禪を學んだが、唐に入つて沙門脩然と云ふ人から同じく北宗の禪法を受けて歸朝した。慈覺は青州府判官蕭慶中と云ふ人から北宗の禪を受けて歸朝した。それ故に、そのはじめは延曆寺に禪宗が傳はつてゐた事は確かである。

(安然和尚云々教時諍論と云ふ書に云々) 安然は慈覺の弟子の僧正通昭の弟子であつて、學殖の深かつた僧であつて、その著述は甚だ多い。ことに天台宗所傳の密教即ち所謂台密の教理は安然によつて完成し、永く後の眞言宗一般に大きな影響を與へた。その教時諍論といふ著は日本に傳はつた佛の教法の成立淺深の次第についての異議まじりの論定したもので、古來頗る名高い書で眞享頃の板本もある。この本の末に「次依『教理淺深』といつて、次第した所に「初眞言宗、云々最爲第一、次佛心宗云々爲第二、法華宗云々爲第三、以下、華嚴宗第四、無相宗(三論宗)第五、法相宗第六、毘尼宗(律宗)第七、成實宗第八、俱舍宗第九とやうに次第してある。

(されど受け傳ふる人なくて絶えにき、近代と成りて南宗の流多く傳はる) かやうに高遠などとはいはれたが、この禪宗のうち北宗の禪が叡山に傳はつたのであつた。後にはそれが絶えた。現今傳つてゐるのは皆南宗の流れであるといふのであるが、支那で慧能が、禪宗の中興といはれただけであつて、南宗の禪が専ら榮えたのである。従つてわが國に傳はつたのも南宗が専らとなつたのである。

(異朝には南宗の下に云々是を五家七宗と云ふ) 支那の南宗の禪は慧能の門下に南嶽と青原との二人が共に神足で優劣無かつた爲に、二人を正嫡としてこゝに二流となつた。南嶽の後に百丈が出たが、その弟子に黃蘗、潯山の二人があつて又二流に分れた。その黃蘗の門に臨濟が出た、これが臨濟宗の祖で、潯山の弟子が仰山でこの一流を潯仰宗といふ。青原の後石頭の門に藥山、天皇の二俊才が出て二流となつたが、藥山から再傳して洞山に到りて曹洞宗と號した。天皇の後は雲峰の門に雲門と玄沙との二俊才が出て又二流に分れ、雲門の流は雲門宗といひ、玄沙の流は再傳して法眼に至つて法眼宗といつた。以上南宗の禪は臨濟、潯仰、曹洞、雲門、法眼の五宗になつた。これを禪宗の五家と云つた。

た。さて又臨濟宗は臨濟から六傳して石霜に至り、その門に楊岐、黃龍の二人が相並んで出で、又それらの名で二派に分れた。これを五家七宗といふのである。

(本朝には榮西僧正黃龍の流を汲みて云々) わが國の禪宗は叡山に傳へられた外にも時々支那に入つてこれを傳へた人もあつたが、相承者がなくて世に弘まらなれ終つた。わが國の禪宗の永續する様になつたは榮西にはじまる。榮西は備中の人で、仁安三年に宋に行つて、半年にして歸り、文治三年再び宋に赴いて、黃龍八世の法孫虛庵に就いて、その印可を受けて建久二年に歸朝し、京に入りて禪宗を唱へた。建仁寺の開山であつて、建保元年僧正に任ぜられた。これが臨濟宗の傳はつたはじめである。

(聖一上人) 聖一上人は名は辨圓字は圓爾、駿河の人である。嘉禎元年に宋に入り、無準に禪宗を受け六年にして歸朝して、東福寺の開祖となつた。

(石霜の下つた虎丘の流を無準にうく) 石霜は支那臨濟宗の六世、名は楚圓といふ。石霜山に居たから石霜といふ。その門下より楊岐、黃龍の二派生ずる。虎丘は名は紹隆、居所を以て名づけた。法を圓悟にうけた。無準は名は師範、圓悟の第六世である。即ち、石霜、楊岐、白雲、法演、圓悟、虎丘、應庵、密庵、破庵、無準、聖一となるのである。

(彼宗の弘まる事は此兩師よりの事也云々) 禪宗のわが國に弘まつたのは上述の二師からであるといふのであるが、これから禪宗が盛んになり、道元禪師が支那に入つて、曹洞宗を傳へた事もあり、又臨濟宗では、支那から來た名僧も少くない。蘭溪道隆が建長寺の祖となり、祖元が圓覺寺の祖となり、又寧一山が來朝した事なども著しい事である。

(五家七宗とは云へども、以前の顯密權實等の不同には相似るべからず云々) 禪宗は上の如く五家七宗といふやうに多くの分派があるけれども、それは、その以前の顯密の別、權實の差といふやうな著しい差別があるのでなくて、多くは傳統の差別にすぎないので、「直指人心見性成佛」といふことの範圍を出ないものであるといふのである。

(直指人心、見性成佛) これは上にいつた如く所謂不立文字教外別傳の要旨であるが、座禪の一行により直ちに自己の心性を徹見して成佛せしむること。見性成佛は見性即成佛の義である。

「しるし」底本「注し」とす。他本假名書にす。

「過」白、群、北二本による。底「過」に作り、梅本「偶」に作る。

弘仁の御宇より眞言天台の盛に成れる事を聊し侍るに付きて大方の宗々傳來の趣をのせたり。極めて誤り多く侍らん。但、君としては何れの宗をも大概しろしめして捨てられざらん事を國家攘災の御計なるべき。菩薩大士も司る宗あり。我朝の神明も取分き擁護し給ふ教あり。一宗に志ある人餘宗を謗り賤む、大なる誤也。人の根機品々なれば、教法も無盡也。況や、我信する宗をだに明めずして、未知らざる教を謗らん極めたる罪業にや。我は此宗に歸すれども、人は又彼宗に心ざす。共に隨分の益有るべし。是皆今生一世の値遇に非ず。國の主ともなり、輔政の人ともなりなば、諸教を捨てず、機を漏さずして得益の廣からん事を思ひ給ふべき也。

(説) 前節までには、弘仁の御宇から眞言天台二宗の盛んに成つた事を注した序に大體の佛教の宗旨の傳來した様子を載せたといふのであるが、著者は極めて誤り多く侍らんと謙遜してゐる。しかし、これは極めて大略であるが、誤は多くはあるまいと思はれる。しかも何の爲に、かやうに佛教の事を悉しくかゝれたのであるかといふに、それは實に

(君としては何れの宗をも大抵しろしめして捨てられざらん事ぞ國家攘災の御計なるべき) といふ事に存するのである。この事は二重の意味があるやうに思はる。その一は王者の道は所謂、王道蕩々たり、王道平々たりといふ精神で、いづれの道をも一視同仁の態度を執らるべきであるし、又わが國爲政の大本たる「知るしめす」といふ精神からは、それらの大綱に通じてゐられねばならぬといふ點である。他の一は當時の信仰として又古來の傳統的精神として佛道は國家攘災の計であると信ぜられてゐた爲でもある。この二の點で、佛敎の各宗に通じ、或る宗に偏頗の所置をとられぬやうにせらるべきであるといふのが、この節の本旨であらうと思はる。

(菩薩大士も司る宗あり) 大士は大菩提心を興した士の義であるが、菩薩の一名とするから結局こゝは菩薩をさしてゐるのである。菩薩は梵語菩提薩埵の略で、大心ありて佛道に入つた人をさすのであるが、こゝは法身の菩薩で、觀音、地藏、勢至、辨才天などをさすが、その宗旨によつて、某々の菩薩がこれに屬してそれを擁護するといふことがある。

(我朝の神明も取分き擁護し給ふ敎あり) これは兩部習合の神道では盛んに唱へた所である。たとへば、前にも屢々出た如く、東大寺、大安寺には八幡の神、法相宗には春日の神、天台宗には日吉の神などの如きである。

(説) 以上佛敎の事を述べをへたにつれて、他の儒敎道敎その他についても同様の心持あるべきを次に説くのである。

且は佛敎にかぎらず、儒道の二敎、乃至諸の道、賤き藝までもおこし用ゐるを聖代と云ふべき也。凡そ男夫は稼穡を勸めて己も食し、人に與へて飢ゑざらしめ、女子は紡績を事として自も衣、人をしてもあたゝかならしむ。賤きに似たれども、人倫の大本也。天の時に隨ひ、地の利によれり。此外商沽の利を通ずるもあり。工巧の態を好むもあり。仕官に心ざ

「しめ」の下底本「ス」あり、衍なること著し、他本なし。

「坐」底本「座」とす。梅白「二」本による。

「二」底本「一」に誤る。他本「む」によりて改む。かくのごと「此」底本「如」

すもあり。是を四民と云ふ。仕官するに取りて文武の二道あり。坐して以て道を論ずるは文士の道也。此道に明かならば、相とすに堪へたり。征きて功を立つるは武人の態なり。此態に譽あらば、將とするに足れり。されば文武の二は暫も捨て給ふべからず。世亂れたる時は武を右にし、文を左にす。國治れる時は文を右にし、武を左にすとも云へり。古に右を上にする。かくのごとく様々なる道を用ゐて民の愁を息め、各の諍なからしめん事を本とすべし。民の賦歛を厚くして、自の心を恣にする事は亂世亂國の基也。我國は王種のかはる事はなけれども、政亂れぬれば、曆數久しからず、繼體も違ふためし所々に注し侍りぬ。況や人の臣として其職を守るべきにおきてをや。

(儒道の二敎) 儒敎は周公孔子の敎、詩書禮樂を經として、治國平天下の道を究むる敎。道敎は支那民族固有の宗敎であるが黃帝老子の敎と稱せらる。わが國には佛敎にも混じて傳へられ、又陰陽道としても傳はつたのである。

(紡績) 紡は糸をつむこと、績は苧をうむこと。
 (賤きに似たれども人倫の大本也) この稼穡紡績のわざは事賤しきに似たれど、人倫の大本であるといふのであるが、これは帝範に「夫食爲人天農爲政本」と千古にわたる金言であるに基づいたかも知れぬが、人倫の大本であるとは云つてゐない。
 (天の時に隨ひ地の利によれり) 書經の注に「順天時分地利」とある。農桑は時季に隨つてこれを行ひ、土地の宜しきに隨つてこれを植ゑて利用するといふのである。
 (此外云々是を四民と云ふ) 四民は書經に出てゐる語であるが、士農工商をいふと注にある。
 (仕官するに取れて文武の二道あり) 士は職を受けて官に居る人をいふのであるが、それに文武の二道がある。
 (坐して以て道を論ずるは文士の道也云々) 書經周官篇に「茲惟三公論道經邦燮理陰陽」とあるによつたのであらうが、文士とは今の俗にいふ文士の意にはあらず、文道を以て君に仕ふる士即ち、政務を司る高官をいふ。
 (文武の二は暫も捨て給ふべからず) 帝範に曰はく「文武二途捨一不可。與時優劣各有其宜。武士儒人焉可廢」と。
 (世亂れたる時は武を右にし文を左にす云々) 史記平津侯傳に「守成尙文、遭遇右武」とあると同じ。古、右を上にするのは支那の事である。日本では左を上にする故に、左右大臣左右近衛府左右京等すべて左を先にするのである。
 (かくの如く種々なる道を用ゐて民の愁を息め各の諄ならしめん事を本とすべし) こゝに説く事がわが皇道政治の根本的信條であつた事は古典にあらはれた實例で明かであるが、今一々例をあげぬ。

抑民を導くに付きて諸道諸藝皆要樞也。古には詩書禮樂を以て國を治むる四術とす。本朝は四術の學を立てらるる事愆ならざれども、紀傳、明經、明法の三道に詩書禮を攝すべきにこそ。箚道を加へて四道と云ふ。

代々に用ゐられ、其職を置かるゝ事なれば、委くするにあたはず。醫、陰陽の兩道又是國の至要也。金石絲竹の樂は四學の一にて專政をする本也。今は藝能の如くに思へる、無念の事也。風を移し俗をかふるには樂よりよきはなしと云へり。一音より五聲十二律に轉じて、治亂を辨へ、興衰を知るべき道とこそ見えたれ。又詩賦歌詠の風も今の人の好む所、詩學の本には異也。然れども、一心よりおこりて、万の言の葉となる。末の世なれども、人を感じしむる道也。是をよくせば、僻をやめ、邪を防ぐ教なるべし。かゝればいづれか、心の源を明らめ、正に歸る術なからん。輪扁が輪を削りて、齊の桓公を教へ、弓工が弓を作りて、唐の太宗を覺らしむる類もあり。乃至圍碁彈碁の戲までも愚なる心を治め輕々しき態をとどめんがため也。但其源に本づかずとも、一藝は學ぶべき事にや。孔子も飽くまでに食て終日に心の用ゐる所なからんよりは博奕をだにせ

「とどめん」底本「留めん」に作る。梅本によりて假名とす。

「侍るめり」梅本による。底本「イヘルナリ」とす。

よと侍るめり。まして一道をうけ、一藝にも携らん人、本を明らめ、理を覺る志あらば、是より理世の要ともなり、出離のはかりごととも成りなん。一氣一心に本づけ、五大五行により、相尅相生をしり、自も覺り、他にも覺らしめん事方の道、其理一なるべし。

(説)

上來君道を説いたが、こゝに民を導くについての心得を説いたのである。これは上の「儒道の二教乃至諸の道賤しき藝までもおこし用ゐるを聖代といふべきなり」に應じたのである。

(古には詩書禮樂を以て國を治むる四術とす)

この古は、支那の古代をさす。樂記玉制篇に「樂正崇四術立四教順先王詩書禮樂以造士」と見ゆる。

(本朝四術の學を立てらるる事怪ならざれども、紀傳、明經、明法の三道に詩書禮を攝すべきにこそ、竿道を加へて四道と云ふ)

本邦の學令には明經、明法、秀才、進士、書、算の六道を立て、全く唐の制に依つたものであるが、後には明經、紀傳、明法、算の四道となつた。明經道は専ら經書を修むる科であり、紀傳道は支那の歴史を學び兼ねて文章を修むる科であり、明法道は本邦の律令を修むる科である。書道はいふまでもない。支那の四術はすべて經として立てたものであれば、明經道のうちにおのづから入り、なほ又紀傳明法等に詩書禮は攝せらるゝであらうといふのである。

(代々に用ゐられ云々)

四道の事はそれ〴〵官職ありて、代々任命もある事であるしするから、今一々これをあげて論ずることは出来ない。

(醫陰陽の兩道又是國の至要也)

醫道は疾病を除き生命を保つ道であり、陰陽道は陰陽五行の理を究め、同時に天文曆數の事をも司る道であるが、大寶の令には醫道は宮内省の典藥寮で掌り、陰陽道は中務省の陰陽寮で掌つてゐたが、これを醫陰兩道と云つて重んぜられた。醫道は小字留たる人の陰陽の亂れを正すものであり、陰陽道は大宇留の陰陽を

掌るものであるから共通するものと認めて重んぜられたのであらう。

(説)

以上詩書禮を主として云つたが、樂には及ばなかつた。これから樂に論及しようとするのであるが、その論は頗る高尚で、當時の俗耳には入り難かつたのであらうが、今日に於いても俗人は眞意を了し得ないかも知れぬ。

(金石絲竹の樂は四學の一にて專政をする本也)

金石絲竹とは所謂八音たる金(鐘)石(磬)絲(琴瑟)竹(簫笛)匏(笙)土(壘)革(鼓)木(祝)の略稱で、正しい樂を云つたものである。この正樂は上の四術の學の一つで、政をなす根本である。この事は禮記に樂記篇があつてこれを熟讀すれば了會せらるるのである。その中に「禮樂刑政其極一也、所以同民心出治道也」とも「生民之道樂爲大焉」ともある。

(今は藝能の如くに思へる無念の事也)

これは今日に於いてもその通りであるが、それは樂の大本を忘れて、末枝に拘泥する故である。

(風を移し俗をかふるには樂よりよきはなしと云へり)

孝經に曰はく「移風易俗莫善於樂」とある。

(一音より五聲十二律に轉じて治亂を辨へ興衰を知るべき道とこそ見えたれ)

五聲とは宮商角徵羽といふ五の音階をいふ。十二律とは黃鐘、大呂、太簇、夾鐘、姑洗、仲呂、蕤賓、林鐘、夷則、南呂、無射、應鐘の十二の調子をいふ。一の音が變化して五聲十二律に轉じて音樂をなす。その音樂が治亂を辨へ興衰を知るべき道であることは樂記に「治世之音安以樂、其政和。亂世之音怨以怒、其政乖。亡國之音哀以思、其民困。聲音之道與政通矣」と見ゆる。

(又詩賦歌詠の風も今の人の好む所詩學の本には異也)

詩學の本は、孔子が詩經を編した本旨を云ふのであらう。即ち風俗を察し、人心の邪正を知り、人倫を和ぐる媒となるといふのが本旨であつたが、後世はたゞ風流遊興の具となつた。これが本書にいつた旨であらう。

(然れども一心よりおこりて万の言の葉となる云々)

これは古今集の序に「やまと歌は人の心を種として、よろづの言の葉とぞなれりける」といひ、「力をも入れずして天地を動かさし、目に見えぬ鬼神をもあはれと思はせ、男女の中をも和げ、猛き武士の心をも慰むるは歌なり」とあるによつたのである。

(かゝればいづれか心の源を明らめ、正に歸る術なからん)

上に述べたやうな譯であるから、如何なる些細な事と思はるるわざでも、人心の機微を察し、又人心を正しき道に導く方法が必ずそれらによつて考へらるる筈であるといふのである。

(輪扁が輪を削りて齊の公を教へ) 輪扁は車をつくる人であるが、この話は莊子天道篇に出てゐる。曰はく「桓公讀書於堂上、輪扁劉輪於堂下、釋椎鑿而上問。桓公曰、敢問公之所讀爲何言邪。公曰聖人之言也。曰聖人在乎。公曰已死矣。曰然則君之所讀者古人之糟魄矣。桓公曰、寡人讀書、輪人安得譏乎。有說則可、無說則死。輪扁曰、臣也以臣之事觀之、劉輪徐則甘而不固、疾則苦而不入、不徐不疾、得之於手而應於心、口不能言、有數存焉其間、臣不能以喻臣之子、臣之子亦不能受之於臣、是以行年七十、而老尙劉輪、古人與其不可傳也死矣、然則君之所讀者古人之糟魄已矣」とある。

(弓工が弓を作りて唐太宗を學らしむる類もあり) この事は貞觀政要に載せてある。曰はく「貞觀初、太宗謂蕭瑀曰、朕少好弓矢、自謂能盡其妙、近得良弓十數、以示弓工、乃曰皆非良材也。朕問其故、工曰木心不正則脈理皆邪、弓雖剛勁而遺箭不直、非良弓也。朕始悟焉。朕以弧矢定四方、用弓多矣、而猶不得其理、況朕有天下之日淺、得爲理之意、固未及於弓。猶失之而況於理乎」とある。

(乃至圍碁彈碁の戲までも愚なる心を治め、輕々しき態をとどめんがため也) 乃至は中間を略する語で、以上述べたものからその外いろ／＼ありて、次にいふ如きものに至るまでもといふ意。圍碁は今もいふ碁をうつこと。彈碁は支那傳來の遊戲で、二人が局に對して、黑白各六又云八つの駒を持って互に之を撃つたものだといふ。詳なことは分らぬ。さてかやうな、かりそめの戲でも、それに熱中すれば、三昧といふ域にも入り、愚な心もしづまり、輕々しきしわざも爲なくなるから、やはり治心の效はあるといふのである。これは下に引く孔子の語に基づくのであらう。

(其源に本づかずとも一藝は學ぶべき事にや) 源に本づくとは、その根源の精神をさとり、それに本づいてそれを行ふといふ。さほどまでなくとも、何か一藝一學ぶ方がよいといふのである。

(孔子も飽くまでに食て終日に心の用ある所ならんよりは博奕をだにせよと侍るめり) これは論語陽貨篇に「子曰飽食終無所用心難矣哉、不有博奕者乎、爲之猶賢乎已」とあるのをさす。この博は雙六の如き戲、奕は圍碁をいふので、今いふ賭博のことではない。

(まして一道をうけ、一藝にも携らん人、云々) 一の學問を受け傳へ、又ある一の藝能を學ぶ人々が、その學その藝の本源を究め、その理を明かに覺る志があるならば、必ずその目的を達しうべき筈であるし、それと共に、その究めた道を覺つた理が理世の要ともなり、出離のはかりごとともなるであらう。

(理世の要) 理は治で、世を治むるに用ゐる事柄をいふ。

(出離のはかりごと) 佛教にて迷の世界を離れ出づること、即ち迷を轉じ悟を開くことをいふ。

(一氣一心に本づけ) 五大とか五行とかいふものも、もとは天地の一の氣、一の心であるから、その本たる一氣一心が五大五行に發展する道理をさとれといふのである。而してこゝにいふ所は同じ著者の撰である東家祕傳に詳説してある。

(五大) 佛教でいふ語。一切の色法(宇宙の有形的物質界)を構成する四種の成分、地、水、火、風を四種といひそれに空(空間)を加へて五大といふ。東家祕傳に「抑此渾沌(即ち未分の一氣)所具ノ水火ノ二德、委クスレハ五大也。上轉下轉ノ二用アルヘシ。下轉スレハ空風水地ト次第スヘシ、上轉スレハ地水火風空ト生起ス。無端如環、相攝ル事如珠。志道者更ニ問ヘシ」とある。これ即ち著者の信する神道説に基づく論である。

(五行) 支那の儒教又陰陽道でいふ語。世界の構成をなす五種の成分、木、火、土、金、水をいふ。而してこれを東南中西北に配し、春夏土用秋冬に配し、その他五色、五味等に配して論ずる。これも東家祕傳に述べてゐる所であるが、「地神五代應五行運也」とあり、その前に論ずる所少くない。

(相生相尅の理) 五行がその質によつて相互の間に一方が他を生ずる關係に立つを相生といふ。木生火、火生土、土生金、金生水、水生木といふは相生で、これは順な關係である。又一方が他を制し伐つ關係に立つを相尅といふ。木尅土、土尅水、水尅火、火尅金、金尅木は相尅で逆な關係である。その相生相尅の事は五行大義に委しく論じてゐる。著者はこの五行の關係の順逆を知るといふ事は修身よりはじめ方の道に於いて重要な事であると信じてゐたのである。こゝとは、東家祕傳に「相生相尅此爲順逆」と標出して、「五大者能生之理、五行者所生之德、相生者是順、相尅者是逆。順逆之道悔吝之象也」と説き、更に委しくこれを解してゐるのでわかる。その解の中に曰はく「如此ニ配當シテ相生相尅ノ道ヲ得テ身ヲ修メ養生ノ法トス。乃至天文、地理、算術、巫醫、音樂、農業ノ道一トシテ此相ニ依ラ(ス)ト云事ナシ。若相尅スレハ其道不成シテ災害トナル。相生ハ是順也、善也。相尅是逆也、惡也。故王者國ヲ理ム、人臣ノ官ヲ守ル、相生ノ政ヲ知テ、相尅ノ亂ヲ濟也。反之者亂世亡國所謂仁禮智義信ノ五常如次、木火土金水所感也仁ニ依テ禮ヲ行ハ木生火、禮ニ依テ智ヲ行ハ火生土、智ニ依テ義ヲ行ハ金生水、信ニ依テ仁ヲ行ハ水生木。是ヲ相生ノ道ト云。仁善智、木尅土、禮善義、火尅金、智善信、土尅水、義善仁、金尅木、信善禮、水尅火。是相尅ノ法ト云。明王相生ノ術ヲ得テ天下和平也。暗王相尅ノ行テ國家凋弊ス云々」とあるは、本書の文を敷衍したものと見ても差支

（万の道其理一なるべし）萬法が一心から生ずるものとすれば、萬の道は其源が一であると考ふるのは當然であり、又必然である。こゝに源を求めて一氣一心に例り、それを正しくするの理をさとらば、その理が萬の道を一貫するものであることを自分もさとらうであらうし、又人にもさとらしむることを要するであらうといふ事であるが、その敷衍した説明は上にあげた東家祕傳を見れば明かである。

此御門誠に顯密の兩宗に歸し給ひしのみならず、儒學も明かに、文章も巧みに、書藝も勝れ給へりし。宮城の東面の額も御自かゝしめ給ひき。

〔誠に〕の〔に〕他本よりて補ふ

（顯密の兩宗に歸し給ひしのみならず）この天皇の顯密兩宗に歸依せられた事は著しい事であるが、就中、傳教大師の寂した時に「哭澄上人詩」を賜はつた事や、屢々弘法大師に文詩を賜はつた事なども祭せらるる。

（儒學も明かに文章も巧みに）こゝに云つてある事は、宮中で屢々經史の講筵を催された事や、凌雲集を小野岑守に編せしめ、文華秀麗集を仲雄王に編せしめられた事や、又上の二集及び經國集に載せてある御製の詩などを見れば知らるる。

（書藝も勝れ給へりし云々）この天皇の書道にすぐれ賜うた事は弘法大師橋逸勢と共に世に三筆と申し上げた事實でも明かであるのみならず、今も世に傳へてゐる御眞筆がまさしく見事なものである。宮城の門の額を親ら書き給うた事は、有名な話である。これはこの御世に弘仁九年殿閣諸門の號を改めて支那風の名稱にせられ、これを題額せられた事が正史に見ゆるが、その時の事であらう。而してその東面の額を親ら遊ばした事は江談抄に書いてあるが、夜鶴庭訓抄には「陽明、待賢、郁芳門已上嵯峨天皇」と記してゐる。而してこの三門はいづれも東面の門である。

天下を治め給ふ事、十四年。皇太弟に讓りて太上天皇と申す。帝都の西、嵯峨山と云ふ所に離宮を占めてぞ御座しける。一旦國を讓り給ひしのみならず、行末までも授けましまさんの御志にや、新帝の、御子恒世の親王を太子に立て給ひしを親王又固く辭退して、世を背き給ひけるこそ有難けれ。上皇深く謙讓しましけるに、親王又かく遁れ給ひける、末代までの美談にや。昔、仁徳兄弟相讓り給ひし後には聞かざりし事也。五十七歳御座しき。

（皇太子に讓りて太上天皇と申す）弘仁十四年四月十六日に御讓位あつた。

（帝都の西嵯峨山と云ふ所に離宮を占めてぞ御座しける）この離宮は續日本後紀仁明紀承和元年八月の下に「先太上天皇遷御嵯峨院」とある所で、後この所で崩御になり、御追號を嵯峨天皇と申し上げるのもこの地名によつたものである。

（一旦國を讓り給ひしのみならず云々）將來永く淳和天皇の御末に國を傳へようといふ思召であつたらうと見えて、太上天皇の思召で新帝即ち淳和天皇の御子恒世親王を皇太子に立てられた。しかし新帝が固辭せられたので、嵯峨上皇の御子正良親王（仁明）を皇太子に立てられた。

（説）この事について、著者は謙讓の徳ましますといつて稱讚し奉つてゐる。もとより、皇位を争はるるよりは見事な事

ではあるが、しかし皇位は私有物でないから、謙讓の目標とすべきものではないのである。この點はさすがの親房卿も漢意に累せられてゐらると評すべきである。
(五十七歳御座しき) 承和九年に崩御せられたのであるが、御年は續日本後紀に一致する。

第五十三代、淳和天皇、西院の帝とも申す。桓武第三の子。御母贈皇太后藤原旅子、贈太政大臣百川の女也。癸卯の年即位、甲辰に改元。天下を治め給ふ事、十年。太子に譲りて太上天皇と申す。此時兩上皇御座しければ、嗟峨をば、前太上天皇、此御門をば、後太上天皇と申しき。嗟峨の御門の御掟にや、東宮には又此帝の御子恒貞の親王立ち給ひしが、兩上皇隠れまし、後に、故在りてすてられ給ひき。五十七歳御座しき。

(西院の帝とも申す) この事は類聚國史に天長十年二月「辛巳(廿四日)皇帝遷御西院爲讓位也」とある如く、この院で御讓位を行はれ、その後専らこの院に居たまうたから起つた御名である。この院は四條の北西、大宮の東にあつて、その址今は葛野郡西院村といふ。この院は天長年中に建てられた所で、淳和院といふのが本名であつた。それ故にこの天皇を淳和天皇と申し上げたので、西院即ち淳和院であるのである。
(癸卯の年即位) 癸卯の年は弘仁十四年で、四月十六日に嵯峨天皇の皇太弟として受禪踐祚あつて廿七日に即位の禮を行はれた。

(甲辰に改元) 弘仁十五年正月五日に改元、天長と號せられた。
(天下を治め給ふ事十年) 十年とは弘仁十四年四月より、天長十年二月廿八日に讓位あつた時までをいふ。この時の皇太子は嵯峨天皇の第二子正良親王即ち仁明天皇であつた。

(此時兩上皇おはしければ云々) これはこの天皇讓位後の事を云つたものである。
(嗟峨の御門の御掟にや東宮には又此帝の御子恒貞の親王云々) 恒貞親王は淳和天皇の第二子で、仁明天皇受禪と同時に皇太子に立たれた。さて承和七年に淳和上皇が崩御になり、同九年七月十五日に嵯峨上皇が崩御になつた。其の十七日に春宮坊帶刀伴健岑、但馬權守橋逸勢等が皇太子を奉じて事を起さうとした事が發覺し、廿七日に皇太子の位を廢せられた。この皇太子の事は史に明記してはないが、いかにも嵯峨天皇の崩御と大關係があるやうに考へらるる。

(五十七歳御座しき) 承和七年五月淳和院で崩御になつたのであるが、日本紀略には五十九とあり、續日本後紀水鏡紹運錄には五十五とある。本書は何によつたものであるか明かでない。

「これよりさき一梅本により底本「此前」に作る

第五十四代、第三十世、仁明天皇、御諱は正良これよりさき、御諱ならず、多くは乳母の姓を奉る。深草の帝とも申す。嗟峨第二の子。御母皇太后橘嘉智子、贈太政大臣清友の女也。癸丑の年即位。甲寅に改元。此天皇は西院の御門の猶子の儀御座しければ、朝覲も兩皇にせさせ給ふ。或時は兩皇同所にして觀禮も在りけりとぞ。

(御諱正良云々) この注の意は仁明天皇の御名の正良と申し奉るけまさしい御名のりと思はるるが、その前の各天皇たと

へば、淳和天皇の御諱と傳ふる大伴、嵯峨天皇の賀美能、平城天皇の安殿、桓武天皇の山部、光仁天皇の白壁、孝謙天皇の安倍、元明天皇の阿閉等の如きは正しい御諱とは思はれない。いづれも御育て申し上げた乳母の姓などを御諱に用ゐられたものと思はるるによりて、これまでは御諱某とは申し上げなかつたが、この天皇からは正しく二字の御諱のつきたまふやうになつたからこれからはのせ奉るといふのである。

(深草の帝とも申す) これは山陵の所在地から申し上げるのである。この天皇の山陵は山城國紀伊郡深草山陵であるので、その事は續日本後紀にも載せてあるし、今日までもかはりはない。

(癸丑の年即位) 癸丑の年は天長十年で、この年二月廿八日に禪を受けられ、三月六日に即位式を行はれた。

(甲寅に改元) 天長十一年正月三日に改元、承和と號せられた。

(此天皇は西院の御門の猶子の儀御座しければ) 猶子とは御子の分といふことである。この天皇は西院の御門即ち淳和天皇の皇太子であらせられたから猶子と云つたのである。

(朝觀も兩皇にせさせ給ふ) 朝觀といふ漢語は元來諸侯が天子に謁見することをいふのであるが、我が國では天皇の太上天皇、皇太后等を拜したまふこと又皇太子が天皇、太上天皇等を拜したまふことに限つて用ゐる。しかもそれは主として正月に、儀式を整へて行幸があつた。これを朝觀行幸と云つて年始の重い禮の一となつた。而してこの行幸が正式の禮となつたのはこの天皇の御時から始まつた様である。そのはじめの記事は續日本後紀卷三、承和元年正月二日に後太上天皇(淳和)に朝觀せられ、四日に先太上天皇(嵯峨)に朝觀せられた事を載せてある。爾來歷朝この事が行はれて恒例の公事の一となつた。

(或時は兩皇同所にして觀禮も在りき) 觀禮はいふまでもなく朝觀の禮である。

我國盛なりし事は此比ほひにや在りけん。遣唐使も常にありき。歸朝の
後建禮門の前に彼國の寶物の市を立て、群臣に給する事も在りき。律令

「び底平」せ」とす他本によりて改む。

は文武の御代より定められしかど、此御代にぞ撰び調へられにける。天
下治め給ふ事、十七年。四十一歳御座しき。

(我國盛なりし事は此比ほひにや在りけん) これはわが國の支那風の文化の盛んであつた事をいはれたものであらう。その他の意味ではこの時代より盛んであつた時代は他にも在つたのである。そこで支那風文化の盛んであつた事は當時の正史に見ゆるが一々これをあぐる事が出来ぬ。文學、儀制、音樂、服飾などが一面支那風をうけつゝ、一面はわが特色を發揮せうとした時代である。

(遣唐使も常にありき) 遣唐使は支那の唐に遣はさるる公の使で、舒明天皇二年に犬上三田耜を遣はされてから歴代絶えず遣はされた。この御世にはことに著しい事であつたから、著者がこゝにこの言をなしたのである。今この朝の遣唐使の大略をいはう。

承和元年正月に遣唐使の任命があり、參議右大辨藤原常嗣が大使に任ぜられ、承和三年五月に出發したが、九州で風波の難に遭うて一旦歸り、五年に出發して、六年の八月に歸朝した。大體この頃の遣唐使は唐朝と交を修むるといふ事を第一義としたものでなくて、その國の文化を輸入するのを目的とした。即ち學藝とか書籍とか種々の珍貴の産物を輸入するのを目的としたのであつた。その一行には大使一人、副使一人、判官四人が規定であるが、この時には判官已下水手已上三百九十一人といふ大なる人数であつた。(元正の時には五百五十七人であつた)

(歸朝の後建禮門の前に彼國の寶物の市を立てて群臣に給する事も在りき) 遣唐使の目的の一は彼國の寶物を得るに在つた事は前に言つた。それ故に遣唐使の記事には扶桑略記に「白雉五年七月遣唐使長丹(吉士長丹)等多得文書寶物歸朝」と書いてゐる如きものが少くない。この承和六年の度には十月癸酉(廿五日)の條「是日建禮門前張立三帳置雜唐物内藏寮官人及内侍交易名曰宮市」とあるのをさしたのであらう。又それらの唐物を山陵に奉納せらるる儀も在つた。

(律令は文武の御代より定められしかど、此御代にぞ撰び調へられにける) これは令義解を施行せられた事をいはれたの

であらう。大寶令が養老の時に多少改められたのであるが、その文義と解釋例とが、區々になりがちであつたからこれを一定せうといふ目的を以て淳和天皇の御世に義解を撰定せしめられた。そこで天長十年二月に出来上つてその委員長たる右大臣清原夏野以下十二人が連署して上つた。それをば、承和元年十二月に施行せしめられたのである。これが今も傳つてゐる令義解である。律に就いてはこの御代に撰び調へられたといふ事を聞かぬ。

(天下治め給ふ事十七年) 天長十年に即位あつて、次は承和十五年に改元あつて嘉祥と云つたが、その三年三月に崩御であるから 御位は足かけ十八年であつて、満十七年と云つてよい。

(四十一歳御座しき) この御年は續日本後紀に記す通りである。

第五十五代、文徳天皇、諱は道康、田村帝とも申す。仁明第一の子。御母太皇太后藤原順子、五條の后、左大臣冬嗣の女也。庚午の年即位。辛未に改元。天下を治め給ふ事八年。三十三歳御座しき。

(田村帝と申す) この天皇の山陵が葛野郡田邑にあるによつてその山陵を田邑山陵と申し上げるからの御名である。

(五條の后と申す) この后は皇后の位には即き給はなんだのである。即ち仁明天皇の皇太子にましました時に春宮に侍して、文徳天皇を生み奉り、仁明天皇即位の後には、女御となり、從三位に進み、文徳天皇即位の日御生母の故を以て皇太夫人の號を上られ、齊衡元年四月に皇太后の尊號を上られ、清和天皇の貞觀三年二月に太皇太后となられたのである。それ故に五條の后と申し上げるのは皇太后の尊號あつてからの事と思はるが、それは皇太后となられたから、五條の邊に住ませられたからの名である。大鏡や、伊勢物語に御名が見ゆる。

(庚午の年即位) 庚午は嘉祥三年でその年の三月廿一日に仁明天皇崩御あつて、直ちに踐祚、四月十七日に即位の禮を行はせられた。

(辛未に改元) 辛未は嘉祥四年で、その四月に改元、仁壽とせられた。それから仁壽四年十一月に改元して齊衡とせられ、齊衡四年二月に改元して天安と號せられた。

(天下を治め給ふ事八年) 天安二年八月に崩御せられた。それ故に御在位は滿八年強である。

(三十三歳御座しき) 文徳實錄に「春秋卅有二」とあるから本書は誤である。

第五十六代、清和天皇、諱は惟仁、水尾の帝とも申す。文徳第四の子。御母、皇太后藤原の明子、染殿の后、攝政太政大臣良房の女也。我朝は幼主位に居給ふ事希也。此天皇九歳にて即位。戊寅の年也。己卯に改元。

「惟」底本「性」とす、他本によりて改む。

「寅」底本「刀」

(水尾の帝とも申す) これは下に「丹波の水尾と云ふ所に遷らせ給ひて練行しましししが」とある。その御在所から名づけ奉つたのである。水尾といふ地は丹波と山城との境になる山中で、もとは丹波國桑田郡であつたが、今は山城國葛野郡嵯峨村に屬する。

(染殿の后) この后もはじめは皇后でなかつた。文徳天皇の東宮にましました時に其宮に入り、嘉祥三年三月に天皇を生み奉り、文徳天皇即位の後、從三位を授けられ、清和天皇即位の後、天安二年十一月に御生母の故を以て皇太夫人の號を上られ、ついで貞觀六年正月に皇太后の尊號を奉られ、陽成天皇の元慶六年正月に太皇太后の尊號を奉られた。染殿の后と申し奉るのは、皇太后として染殿に居られたからの名である。染殿は染殿院と云つて、左京正親町の南京極の西に在つた第で藤原良房の第であつた。

(我朝は幼主位に居給ふ事希也、此天皇九歳にて即位) この天皇は九歳で即位せられたが、わが國では古來幼主で即位せられた例が少いといふのである。

(戊寅の年也) この天皇の即位せられたのは戊寅の年即ち天安二年八月廿七日で、その日に踐祚あり、十一月七日に即位の式をあげられたのである。

(説) 幼主の御世には攝政といふ事が事實上必要になるのであるが、かやうの時は、皇后又は皇族の攝政といふ事が行はるべきのが理の當然であるのに、こゝに臣下の攝政といふ事が起つた。而してこれが、後世に流例となつて、所謂攝關執政といふ特殊の政體を生じ、藤原專權といふ變態の世相を現して行くのである。その起るに到つた遠因は頗る古くからあつたものであらうが、直接に臣下の攝政といふ現象の生じたのは實にこの天皇の幼主でました事から起るのである。それ故に本書にはこの事について頗る多くの言を費してゐる。時勢の變を見るに必要であるからである。

「あり」底本
「道」に作る。
他本によりて
改む。

「負ひて」底本
「フキテ」に作
る。

踐祚ありしかば、外祖良房大臣始めて攝政せらる。攝政と云ふ事は唐に
は唐堯の時虞舜を登用して政を任せ給ひき。是を攝政と云ふ。かくて三
十年有りて、正位をうけられき。殷の代に伊尹と云ふ聖臣あり。湯及び
大甲を輔佐す。是は保衡と云ふ。阿衡とも。其心は攝政也。周の世に周公旦又
大聖なりき。文王の子、武王の弟、成王の叔父也。武王の代には三公に
連り、成王若くて、位に即き給ひしかば、周公自南面して、攝政す。成王を
南面せられけり。漢の昭帝又幼にて即位、武帝の遺詔により博陸侯霍公と云ふ人

「皇の」底本
「王」とす。他
本によりて改
む。

大司馬大將軍にて攝政す。中にも周公霍氏をぞ先蹤に申すめる。本朝に
は應神生れ給ひて、襁褓に御座しかば、神功皇后天位に居給ふ。然れど
も攝政と申し傳へたり。是は今の儀には異也。推古天皇の御時、既戸の皇
太子攝政し給ふ。是ぞ帝は位に備りて天下の政、併攝政の御ま、也ける。
齊明天皇の御世に御子、中の大兄の皇太子攝政し給ふ。元明の御世の末
つ方皇女淨足姫の尊元天皇の攝政し給ひき。此天皇の御時、良房大臣の攝政
よりしてぞ正しく人臣にて攝政する事は始りける。

(説) 踐祚ありしかば、外祖良房大臣始めて攝政せらる。良房が攝政になつたのは貞觀八年である。而して臣下の攝政といふ事は日本ではこれが始めである。それ故に「始めて」といふのである。
(説) 文徳天皇崩御ありて皇太子九歳にて踐祚あつたが、未だ幼稚におはしますよつて、親ら政を執り給ふ事はもとより不可能である。そこで何人かが、天皇の名に於いて大政を攝行せねばならぬのであるはいふまでもないが、良房は此時太政大臣であつた。良房の太政大臣になつたのは文徳天皇の天安元年二月であつた。抑も太政大臣は道鏡以來中絶してその後任命せられなかつた。然るに、良房が人臣として太政大臣となつたのは、道鏡の迹を遂つた形であつて、この時に太政を掌握した形であつたのである。良房は冬嗣の子で、文徳天皇の外戚として伯父の地位に立つてゐた。而して清和天皇に對しては外祖父である。その太政大臣の權威と、外祖父の親では滿朝の群臣誰一人のこれに逆ふものが無かつたものと考へらる。この時の藤原の實力は恐らくは既に多くの貴族を壓倒してゐたものであらう。當

時の後宮を見ると、仁明、文徳二代ともに皇后おはしまさずして、女御のみであつた。而して宇多天皇まではいづれも皇后といふものを立てられなかつたのである。而して、藤原氏は盛んに女御を奉つた。而してその女御が、その所生の皇子の即位せらるゝと共に皇太后となつてゐらるゝ。これがその豫定の政略の著しいものであつたらうと考へらるゝ。されば、良房が攝政となつたのは自然の勢といふ事は出来ないので、多年計畫した事が、著々實現したものと見なければならぬ。さて其の良房が、攝政になつたのも単に幼主でいらせられたからといふ事に因るのではないと思はる。それは何故かといふに、良房が攝政の命を受けたのは、貞觀八年である。即ち清和天皇御即位後九年であつて、天皇御年十七歳の時である。即ち、かれが清和天皇御即位の時から大政を專にしてこの勢を馴致すること九年にして攝政の名をばその事實と共に得たのである。これはわが政體史上の重大なる變革である。藤原の專權はこゝに既に成立したのである。本書の著者は、この點につきて如何なる考があつたであらうか。これから先の議論は頗る微温的ではあるが、その根柢には決してこの攝關政治に謳歌しては居なくて、苟かに眉を擧げて居たらうと思はる。ふしづしが窺はる。しかし、當時の時勢として公にこれを論議することが出来にくかつたであらう。そこで微言これを諷すといふ形をとつたものと思はる。説明はこれから攝政といふ事の説明と沿革とにうつる。

(攝政と云ふ事は唐には唐堯の時云々) これは堯帝の時に舜を登用して政を任せしめた事があるが、それが、支那で攝政といふ事の見ゆるははじめである。史記に「令舜攝行天子之政、薦之於天」と見ゆる。これは舜が、天子としての資格を有するか否かを試みる爲に政を攝行せしめたのであつて、後の攝政とは意味が違ふ。そこでその適任といふことを認められた後に天子の位を讓つたのである。支那は所謂禪讓放伐の國であるから、かやうの事は別して珍らしい事でもあるまい。三十年は史記によれば二十八年である。

(殷の代に伊尹と云ふ聖臣あり云々) 伊尹は殷の第一主、湯に仕へた賢相であつた。これを聖臣といつたのは聖人といふ程のすぐれた臣下であつたからである。これが後の王の太甲に仕へて、よく導いた事は齊明天皇の條に出でゐる。伊尹の事は尙書の太甲篇伊訓篇等を見ればわかる。「保衡」といふ語は尙書說命下篇に「昔先正保衡作我先王」とあり、「阿衡」といふ語は尙書太甲上篇に「惟嗣王不惠于阿衡」とあり、又詩經の商頌長發篇に「實維阿衡實左」右商王」とある。その保衡をば蔡傳には「保衡猶阿衡」といつてゐる。又書經太甲上篇の蔡傳には「阿衡、阿衡衡平、天下之所倚平也。商之官名、或曰伊尹之號」とあり、一説に「保衡猶持衡一言宰相持天下之平也」ともある。

(周の世に周公且又大聖なりき云々) 周公は名は且といふので、文王の子で武王の弟であつた。この人もまた聖人といはれた人で、孔子は文武周公と並稱して理想の聖人とした。武王の代には仕へて三公の任にあつた。周の世の三公は太師、太傅、太保といつたが、それは周公のつくつた周禮に見ゆるので、その前にはこの名は無い。成王は武王の子で、その後を繼いで王となつた。南面するといふのは天子の座に居ることをいふのである。支那では天子は南面して坐し、臣下はこれに對して北面するのを禮とした。史記周本記には「成王少周初定天下、周公恐諸侯畔、周公乃攝行政」とあり、「周公行政七年、成王長、周公反政成王北面就群臣之上」とある。注の成王を負ひて云々は禮記に「周公朝諸侯于明堂、天子負斧依南面而立」とあるのをさす。斧依といふのは、形屏風の如くで斧の柄の無いものを畫いてある。帝王の座の背に備へ立てるものである。成王を負ふといふことは正史には見えないが、漢の武帝が、霍公に賜ふに「周公負成王朝諸侯」を畫かせたのを以てしたとあるからその傳説も古いのである。

(漢の昭帝又幼にて即位云々) 昭帝は武帝の少子であるが、八歳で太子に立ち、間もなく武帝が崩じて皇帝の位に即いた。漢書昭帝紀には「以侍中奉車都尉霍光爲大司馬大將軍受遺詔輔少主」とある。霍公とあるは霍光の事を尊んで云つたので、必しも霍光の誤ではあるまい。大司馬は三公の第二の名稱である。

(中にも周公霍氏をぞ先蹤に申すめる) 舜の攝政、伊尹の阿衡は事ふりて、明かでないから、周公霍光の事を以て普通に攝政の先例としてゐるやうだといふのである。

(本朝には應神生れ給ひて云々) これは既に神功皇后の條に述べてある。
(是は今の儀には異也) 神功皇后の攝政といふ事は天皇をば皇太子としてあつたのであるから、今いふ良房の攝政とは同一にはいへないといふのである。これは勿論の事といはねばならぬ。

(推古天皇の御時云々) この事實はその天皇の條に述べてある。この時の攝政は天皇がいらせられたのに、大政を悉くまかせられたのであるから、後世の攝政に似てゐる。その外中大兄皇太子の攝政、元正天皇の攝政(これは事實違つてゐることは上に述べてある)もこの性質である。

(此天皇の御時良房大臣の攝政よりしてぞ正しく人臣にて攝政する事は始りける) 従前の攝政に似てはゐるが、従前はいづれも皇族であつて、臣下ではない。人臣の攝政といふ一大變事がこの時にはじまつたのである。

大臣内膳御願也。本尊等弘法大師作也」とある。弘仁四年には冬嗣は參議であつて、右大臣藤原岡人以下公卿十一人のうち藤原氏は六人で過半数である。その外の五人は各姓を異にしてゐるのであるから、藤原氏は決して衰へては居ない。本書に云つてゐるのは、中頃から行はれた俗説のまゝ記したものと思ふ。この南圓堂は冬嗣がその父内膳の冥福を祈る爲にたてたものと思はる。内膳は弘仁三年十月に薨じたので、その翌年にその父の願を果したものと思はる。

(此時明神役夫に交りて云々) この観音の詠と云ふものは新古今集にもせてあるが、それには「此歌は興福寺の南圓堂つくりはじめ侍る時、春日のえのものと明神よみ給へりけるとなん」と注してゐる。春日のえのものと神といふのは、春日大明神垂迹小記に「榎本明神所謂女神號巨勢大明神自本社坤坐」とある神社であつて、延喜式に春日祭神四座とある外に春日神社とある小社であるが、それが、世にいふ春日神社の地主社である。又此話は袋草子にも出てゐるが、それには「春日御歌」と題し、「或人云是は南圓堂の境突之時翁出来突此壇」と題し「此歌春日明神の變」とある。こゝに明神役夫に交りてとあるはその攝社の春日明神即ち榎本社の明神であつたのであるが、元亨釋書には「春日大明神交定夫有御詠歌」と記して誤つてゐるが、近頃の注釋は皆この誤を信じてゐる。さてこの歌の

(補陀洛の南の岸) 補陀洛は印度の西南方にあつて觀世音菩薩の住所と傳へらるるのである。かく南方にありと傳へらるるによつて、南の岸と云つたのであるが、それは猿澤地に臨んだその南の岸の上を補陀洛になぞらへてこの南圓堂を營んであるからいつたものであらう。北の藤原氏はもとより藤原氏の北家をかたどつたのであるが、その池の波に詞をかけたのである。

(此時に源氏の人數失せにけりと申す人あれども大なる悔事也云々) この妄説はよほど、前にも傳つてゐると見ゆる。大鏡には、南圓堂の事を叙して「そのくやうの日ぞかし、こと姓のかんだちめあまた、日のうちにうせ給ひにければまことによ」とある。又元亨釋書にも「供養日他姓人六人天亡藤原氏殊繁昌」とある。さりながら、前に云つたやうに、藤氏以外の公卿は五人あつただけで、しかも一人もこの時に死去した人はない。妄説不稽の説で、後世の賣僧の放言であらう。ことに源氏の姓を賜はつたのは後の村上天皇の條に云つてあるやうに嵯峨天皇が讓位の後に皇子に姓を賜はつた事がはじめである。弘仁の御世には源氏などいふことは何人も夢想だにせぬ事であつた。本書に唱破してゐるもその點である。

(されども彼門のさかえし事誠に祈請に答へたりと見えたり) 著者はかくいひたれど、南圓堂の建立はさやうな爲であつた譯ではないのは既に云つた。但しその善根の報と云ふ事ならばおのづから別の話である。

(大方、此大臣遠き慮おはしけるにこそ 子孫親族の學問を勤めんために勸學院を建立す。云々) 藤原氏の盛んになつたのは種々の原因があつたであらうが、その基とする所は人材に在つたに相違ない。然らば、冬嗣がその一族の爲に特に私立の學校を設けたといふ事は大なる卓見といはねばならぬ。勸學院の創立年代は諸説區々であるが、類聚三代格に貞觀十四年十二月の官符をのせて、「件院是贈太政大臣正一位藤原朝臣弘仁十二年所建立也、即爲大學寮南曹司」とあるのを正しいとせねばならぬ。この院は左京三條一坊即ち三條の北壬生の西にあつた。而してこの學校維持の爲に封千戸を割いて寄附しておいたが、その子右大臣良相も亦封戸を割いて寄附した。これらによつてこの院は後までも繼續したのである。

(大學寮に東西の曹司あり、云々南曹とぞ申すめる) 大學寮は當時唯一の官立大學であつて、その所在は二條の南、三條坊門の北、壬生の西坊城の東に在つた。こゝは官立の學校であつたが、大江音人菅原清公二人奏請に依つて大學寮中に文章院を設けられ、それを東西兩曹に分けて、東曹を江家の學舎として、西曹を菅家の學舎とした。その後又大學の南にこの勸學院が出来たから、それらに對して南曹と唱へたのである。而してこの南曹は永く續いた。従つてこゝから幾多の人材を出したであらう。

(氏の長者たる人宗と此院を管領して興福寺及氏の社の事を取り行はる) 氏の長者は古くは氏の上と云つたもので、その氏に屬するものすべての首長であつて、氏族政治の時代には、行政系統の樞要機關であつた。官職政治になつてからは古のやうな權勢はもとより無くなつたが、しかし、その氏の人々の身分の事、又氏全體に屬する資産、又社寺、營造物はその氏の長者の管理に屬したもので、その氏の長者は勅旨を以て定めらるる規定であつた。藤原氏攝關たるに及んでは勅旨によらず、攝關たるものが自ら氏の長者と稱し、後には勝手にこれをその子に與奪するやうな事も起つた。藤原氏の長者はこの勸學院を管領してゐ、又興福寺及び氏の社たる春日神社の事も管理してゐた。これはその學校、社寺の附屬の莊園等の管理が主となるのであるから、經濟上の見地から見ると藤原氏の如き榮えた氏の長者たるものは勢威もあり責任も亦頗る重大なものであつた。

(良房の大臣攝政せられしより彼一流に傳はりて絶えぬ事に成りにけり) これは藤原氏の長者が、良房の子孫に傳つた事を

云つたのである。委しい事は二中歴を見よ。

「とどめ」底本
「留メ」とす。
今義改す。

幼主の時ばかりかと覺えしかど、攝政關白も定れる職に成りぬ。自攝關と云ふ名をとどめらるゝ時も内覽の臣を置かれたれば、執政の儀かはる事なし。

(幼主の時ばかりかと覺えしかど、攝政關白も定まれる職に成りぬ) 攝政といふのは天皇が政を親らせらるゝ事の出来難い止むを得ざる事情によりて臨時に置かるゝ職で、常置の任ではない。それ故に攝政といふのである。(攝はかりに行ふ意である) 然るにこの時から攝政(關白の事は光孝天皇の御世の條に云ふ)といふことも定まつた職になつたといふのであるが、これは微言である。深く著者の胸底を推察すべきである。

(自攝關と云ふ名をとどめらるゝ時も内覽の臣を置かれたれば執政の儀かはる事なし) 攝關といふのは攝政と關白とを併せた略語である。内覽といふのは太政官中の諸事先づ、これに經由し、又奏下の文書を先づ内覽せしめらるゝのをいふ。これは醍醐天皇の時に關白を置かずして、左大臣藤原時平、右大臣菅原道真をして内覽せしめられた事にはじまつた。この時は一人に權力を偏らせない爲に行はれた事であるが、二人協議し萬機を宣行した點は一人の關白と同じ性質と見らるべきである。その後圓融天皇の時に中納言藤原兼通が内覽となつたが、後に關白となつた。結局内覽は關白の名なくして關白の實を行ふものゝことである。それ故に本書に「執政の儀かはる事なし」と云つたのである。

天皇おとなび給ひければ、攝政まつり事を返し奉りて、太政大臣にて白

河に閑居せられにけり。君は外孫に御座せば、猶も權を專にせらるゝとも、諍ふ人有るまじくや。されども、謙退の心深く閑適を好みて、常に朝參などもせられざりけり。

(天皇おとなび給ひければ攝政まつり事を返し奉りて太政大臣にて白河に閑居せられにけり) この事は事實とは正反對である。先にも云つた様に良房はこの天皇即位のはじめは攝政の名なくしてその實を行つてゐたが、貞觀八年天皇御年十七歳の時に正式に攝政の名を受けて、それから薨去まで攝政の職を退いた事は無いのである。それ故に愚管抄にも「幼主の攝政は日本國にはいまだなければ、漢家の成王の御時の周公旦の例をもちゐて母后のてゝにて忠仁公良房を、はじめて、攝政におかれけり。そのうち攝政關白といふことはいできたるなり。それもはじめたゞ内覽の臣におかれまことしく攝政の詔くださるゝ事は七年をへてのち貞觀八年八月十八日に「太政大臣患咳逆二月十五日出禁中直盧在私第云々」と云つてゐる。ことに日本紀略貞觀十四年三月七日に「太政大臣患咳逆二月十五日出禁中直盧在私第云々」とあり。それより疾漸くに甚しくなり、九月二日に薨じたのである。然らば薨去の年の二月までは大政を見てゐた事は確實である。本書の説の誤つてゐることは確かである。

(白河に閑居せられけり) 白河は良房の別荘の在つた所で、そこを白河殿と云つたが、後には離宮となるのである。良房が白河に時々居た事は事實で、白河のおとどといはれたのである。

(説) (君は外孫にて御座せば云々) これから以下の事はすべて事實に違ふから論ずるまでも無い。たゞし、かやうな誤がどうして起つたかといふ事は次の應天門事件に關して説明してみよう。

其頃大納言伴善男と云ふ人寵有りて、大臣を望む志なん有ける。時に三

「なん」底本
「を」の下にあ

「衣」底本「垂」に誤る、他本によりて訂す。

「展」底本「履」とす。梅本によりて改む。

公闕なかりき。信の左大臣を失ひて其闕に望み任ぜんと相計りて、先應天門をやかしむ。左大臣世を亂らんとする企也と讒奏す。天皇驚き給ひて、糺明に及ばず、右大臣に召仰せて既に誅せらるべきに成りぬ。太政大臣此事を聞き驚き遽てられける餘に烏帽子直衣を着ながら、白晝に騎馬して馳せ參じて申しなだめられにけり。其後善男が隠謀顯れて流刑に處せらる。此大臣の忠節誠に無止事になん。

(其比大納言伴善男と云ふ人寵有りて云々) 善男は參議國道の子であつて、父よりは官途大に進んだのであつたが、寵をたのんで大臣とならうとしてこの非常の事を企てたのであつた。この時の顛末は世に伴大納言繪詞といふものがあつて傳へ、又宇治拾遺物語にその文を殆どそのまま載せてゐるから就いて見るべしである。

(信の左大臣を失ひて其闕に望み任ぜんと相計りて先應天門をやかしむ) 應天門は京城大内裡八省院南面の正門で、東西の廊凡そ四十六間でその中央十丈が應天門である。二階の樓門で、屋背の兩端に鴟尾を置く。大内裡中最大の門でも重んじた門であつて、大儀の時は太政官の官人史生二人が準人すべて、百七十四人を率ゐてこゝに陣列するのである。これが焼けたのは貞觀八年閏三月十日の夜である。伴善男が「左大臣を失ひて云々」といふのは左大臣をしてその職を失はせうとしたといふ事である。左大臣源信は嵯峨天皇の皇子で、源氏としては第一の子である。

(天皇驚き給ひて糺明に及ばず、右大臣に召仰せて既に誅せらるべきに成りぬ) 糺明は罪の有無を糺し明むること。右大臣良相は良房の同母弟である。

(太政大臣此事を聞き驚き遽てられける餘に烏帽子直衣を着ながら白晝に騎馬して馳せ參じて申しなだめられにけり) 此

の事は宇治拾遺物語に「忠仁公(良房)世の政は御おとうとの西三條の右大臣(良相)にゆづりて白川にこもり給へる時にて、この事をきよおどろき給て御烏帽子直垂(直衣の誤であらう)ながら移の馬にのり給て北の陣までおはして、御前にまいり給て、この事申人の讒言にも侍らん、大事になさせ給ふこといとことやうの事なり。かゝることは返々よくだゞしてまこと空ごとあらはしておこなはせ給べきなりとそうし給はれば、まことにもとおぼしめしてたゞさせ給に一定もなき事なれば、ゆるし給よし仰よとある宣旨うけ給てぞおとどはかへり給ける。」とある。これは當時繪巻物として世に傳へられてゐたものであるから、恐らくはこれによつてかゝれたものであらう。烏帽子直衣は公卿略服の姿である。この時の事は史に明記してはない。さてこゝに「忠仁公世の政は御おとうとの西三條の右大臣にゆづりて白川にこもり給へる時にて」と云つてゐることが、「攝政まつりごとを歸し奉りて太政大臣にて白河に閉居せられけり」と云ふやうに訛傳せられた原因であらうと考ふる。しかしこれは何も政事を全く離れてしまつたといふ意味ではなく、臨時の休暇をとつてゐた時の事と云ふべきである。況んや大鏡の裏書の趣から察すると、右大臣良相と大納言伴善男とが聯合して左大臣源信を陥れようとして、良房の知らぬ間に決行しようとした事と考へらるるから、良房の休暇をねらつてした事のやうに見ゆるに於いてをやである。さうして、三代實錄卷十五貞觀十年閏二月廿八日の左大臣源信薨去の記事を見ると「八年春欲遣使圍于大臣家善男通詔右大臣藤原朝臣良相所行也」「于時太政大臣不知有此事及至發聞愕然失色、即便奏聞探認事由。云々」とあるからこの事は明かに良相と善男との共謀に出て、しかも露顯すると善男のみが責任をとつたのである。

(其後善男が隠謀顯れて流刑に處せらる) この處刑は貞觀八年九月で、善男、及びその子中庸、紀豐城、伴秋實、伴淨繼等五人は死一等を減じて遠流に處せられ、その他連座して配流せらるゝもの八人であつた。

天皇佛法に歸し給ひて常に脱履の御志在りて慈覺大師に受戒し給ふ。法號を授け奉られ、素眞と申す。在位の帝、法號をつき給ふ事、尋常なら

ぬにや。昔隋の煬帝の晋王と云ひし時、天台の智者に受戒して摠持と云ふ名をつかれたりし、よからぬ君の例なれども、智者の昔の跡なれば、なぞらへ用ゐられけるにや。

(天皇佛法に歸し給ひて、常に脱履の御志在りて慈覺大師に受戒し給ふ云々) この天皇の佛教に歸依せられた事は御譲位の後の行動でもわかるが、御在位の時に御受戒があつた。この事は三代實錄貞觀六年の圓仁の歿時の記事に「天安二年十二月皇太子履祚、明年天皇屈圓仁於内裏受菩薩戒」とある。圓仁は即ち慈覺大師である。なほこの事は慈覺大師傳に見えてその時「素眞」といふ法號を奉つた事も記してある。

(在位の帝法號をつき給ふ事尋常ならぬにや) これも微言であらう。これより先に在位の帝の法號つき給うたのは、稱徳天皇の法基尼といふ法名ついておはしましたのが先例であるが、それは一旦讓位あつて、太上天皇となられたその間の事であつて、その法名法體のまゝで重祚あつたのであるから趣が稍ちがふ。しかし、いづれにしてもわが國體上あるべき筈の事ではなく、確に皇威の衰へを示すものである。かやうな御世であるから臣下の攝政などいふ忌はしい事が生じたのであらう。

(昔隋の煬帝の晋王と云ひし天台の智者に受戒して云々) この事は佛祖統記の智者大師傳に見ゆる。それは開皇十一年に、晋王廣が、揚州の總管となつた時に、十一月二十三日に智者大師を屈請して菩薩戒を受けて總持といふ名をついて以來いつも諸書の往來に弟子總持と書いてゐたとあるし、又晋王が、即位して後は願文などに「菩薩戒弟子皇帝楊總持」と記してゐた事が同じく佛祖統記の法運通塞志に見ゆる。煬帝は不倫驕傲で國を亡した暗君である。かやうな君主の行つた事は悪例といふべきだが、智者大師の行つた先例であるからそれに倣はれたのであるかといふのである。しかし、何の方面から見てもわが國體の上からは先例として貴ぶべきことではあるまい。

又此御時、宇佐の八幡大菩薩皇城の南、男山石清水に遷り給ひぬ。天皇聞召して勅使を遣し、其所を點じ、諸の工に仰せて、新宮を作りて宗廟に擬せらる。鎮座の次第は上に見えたり。

(此御時宇佐の八幡大菩薩皇城の南男山石清水に遷り給ひぬ云々) これは石清水八幡宮のこの御世にはじまつた事を述べたのであるが、この事はこの下の注にある通り、上の應神天皇の條の末に述べてある。即ち貞觀元年大安寺の僧行教の奏請によつて、木工權允橘良基に勅して宇佐宮に准じて正殿三字禮殿三字を造營せしめられ、翌年に至つて神靈を鎮祭せられたのである。それより後、すべて宇佐宮に准じて崇敬あらせられたが、後二所宗廟といふ時には伊勢石清水と併び稱せらるるまでになつた。

天皇天下を治め給ふ事、十八年。太子に譲りて退かせ給ふ。中三年計在りて出家、慈覺の弟子にて灌頂受けさせ給ふ。丹波の水尾と云ふ所に遷らせ給ひて、練行しましたしが、程なく隠れ給ふ。御年三十一歳御座しき。

(天下を治め給ふ事十八年) 天安二年八月の踐祚で、天安三年が貞觀元年と改まり、その十八年の十一月二十九日に讓位

あつたのであるから、御在位滿十八年強である。
〔太子に譲りて退かせ給ふ〕 太子は次の陽成天皇である。

〔中三年計在りて出家云々〕 三代實錄元慶三年五月八日の條に「是夜太上天皇落飾入道、于時權少僧都法眼和尚位宗叡侍焉」とある。この時は御讓位後第四年である。慈覺大師傳を見ると、この時落飾入道して法號を素眞と稱せられた。これは前の奏上の旨に依つたものであると見ゆる。慈覺は貞觀六年に死んでゐるが、即ちこゝに「慈覺の弟子の資格にて」とある理由である。

〔丹波の水尾と云ふ所に遷らせ給ひて云々〕 水尾の事は上に云つた。この天皇脱履の後は清和院におはし、次に圓覺寺におはし、こゝで落飾せられ、それから、山城の貞觀寺から大和の東大寺をはじめ諸名寺を廻りたまひ、攝津の勝尾山を経て山城の海印寺に歸りたまうて俄に水尾山に入つて苦行を遊ばされた。それは元慶四年四月の頃であつた。それから間もなく、十二月に崩御あつた。

〔御年三十一歳御座しき〕 此御齡は三代實錄の記事と一致する。

第五十七代、陽成天皇諱は貞明、清和第一の子。御母皇太后藤原の高子、
贈太政大臣長良の女也。丁酉の年即位、改元。

〔二條后〕

この后も皇后ではなかつた。貞觀八年に女御として入内し、貞觀十年十二月十六日にこの天皇を生み奉り、元慶元年正月に陽成天皇の御母として皇太夫人の稱號を上られ、同時にその父長良にも左大臣を贈られたのである。元慶六年正月に皇太后の尊號を上られた。二條の后といふのは二條の第に住まれたからである。この后は伊勢物語などに名高い方である。
〔贈太政大臣長良〕 長良は冬嗣の子で、良房の兄であるが、齊衡三年に權中納言で薨じた。元慶元年正月陽成天皇の外祖

として左大臣を贈られ、同三年に太政大臣を贈られたのである。
〔丁酉の年即位、改元〕 貞觀十八年十一月二十九日受禪、この時御年五歳であつた。翌丁酉の年正月三日に即位禮を行はれ、四月十六日に改元あつて元慶と號せられた。

右大臣基經攝政して、太政大臣に任ず。忠仁公の故事の如し。

〔右大臣基經攝政して太政大臣に任ず云々〕 基經は中納言長良の三男であるが、良房の養子となつた。この人の右大臣になつたのは貞觀十四年で、この年は右大臣藤原氏宗が二月に薨じ、攝政太政大臣良房が、三月から病に臥して政事をとる事が出来ぬ。そこで、大納言であつた源融とこの基經とが、八月廿五日に同時に大臣に任ぜられ、融は左大臣に、基經は右大臣になつた。九月には攝政良房が薨じたから、十一月に基經は右大臣を以て攝政に補せられた。それ故にこの人攝政右大臣であつた事は既に滿四年であつて、その時に陽成天皇の即位となつたのである。そこで陽成天皇踐祚と同時に攝政を辭したが、許されなくて引つゞいて攝政であつた。元慶四年十二月四日に太政大臣に任ぜられた。
〔忠仁公の故事の如し〕 忠仁公は良房の誼である。その薨じた時に美濃を以て封ぜられ忠仁と諡せられたのである。忠仁公の故事とは公卿補任に「任人賜爵准三宮如忠仁公之故事」とあるのをさす。即ち三宮に准じて年官年爵を給ひ又隨身兵仗を給はつたのである。

此天皇性惡にして人主の器に堪へず見え給ひければ、攝政歎きて廢立の事を定められにけり。昔、漢の霍光昭帝を助けて攝政せしに、昭帝世を

「れ」底本「シ」とす。他本によりて改む。

早くし給ひしかば、昌邑王を立て天子とす。昌邑不徳にして器に堪へず。即廢立を行ひて宣帝を立て奉りき。霍光が大功とこそ注し傳へ侍るめれ。此大臣正しき外戚の臣にて政を專にせられしに、天下のために、大義を思ひて定め行はれける、いと目出度し。

〔此天皇性惡にして人主の器に堪へず見え給ひければ、攝政歎きて廢立の事を定められにけり〕この天皇人君の器量ましまさず、凡庸猥雜の徒を近づけて、德行に於ては缺くる所ましましたと史に見ゆる。そこで、基經がこの事を歎いて廢立を行つたといふのであるが、廢立といふは、現在の君主を廢めて他の人を立て君主とすることである。

〔昔漢の霍光昭帝を助けて攝政せしに、昭帝世を早くし給ひしかば云々〕この事は漢書宣帝紀及び霍光の傳に見ゆる。霍光が昭帝の時に攝政した事は前に出てゐる。昭帝は在位十三年、二十歳で崩じたが、嗣王がないので、武帝の孫昌邑王、名は賀といふ人を選んで立てたが、淫亂にして王者の器でなかつたから、皇太后に奏してこれを廢して武帝の曾孫名は病已といふ人を立てた。これが、宣帝である。

〔此大臣正しき外戚の臣にて政を專にせられしに云々〕基經は陽成天皇の御外舅である。それであるからこの廢立は骨肉の親を度外に掲いたと見ゆる點がある。それを以て大義を思ひて行はれたともいはるのであるが、この事は今日からは批評の限りでない。親房のこれを賛してゐるのは人主に徳を修むることを勸むる微意があるのと考へらるる。

されば、一家にも人こそ多く聞えしかども、攝政關白は此大臣の末のみぞ絶せぬ事に成りける。次々大臣、大將にのぼる藤原の人々も皆此大臣

の苗裔也。積善の餘慶也とこそ覺え侍れ。

〔釋〕藤原氏は四流に分れたるうちにも北家最も榮え、北家のうちにも流れ多くなつたが、冬嗣の一流が最も榮え、その冬嗣の一流のうちでも、所謂攝關となる家柄は基經の子孫だけとなつた。これが後に五攝家となるのである。その外華族とか英雄とか大臣家とか云つて、攝關にはなれないが、大臣大將に上ることを得た家が少くはない。そのうちには源氏その他も少しはあるが、大多数は藤原氏である。しかもそれらの藤原氏はすべて基經の子孫である。この様になるのは積善の餘慶であるといふのである。

〔說〕藤原氏と積善の餘慶といふ語とは頗る深い關係があるやうで、前にもこの事が見ゆる。

天皇天下を治め給ふ事八年にて退けられ、八十一歳まで御座しき。

〔釋〕元慶八年二月四日に遜位あらせられた。時に御年が、僅に十七歳であつた。これより六十六年間太上天皇としてましまし、村上天皇の天曆三年九月に崩御あつた。御歳は日本紀略扶桑略記には本書と同じく八十一歳とある。皇年代略記皇胤紹運録には八十二歳とある。貞觀十年の御誕生だから八十二が正しい。

「の」他本によりて加ふ。

乙帖

卷三

第五十八代第三十一世光孝天皇、諱は時康、小松の御門も申す。仁明第二の子。御母、贈皇太后藤原の澤子、贈太政大臣總繼の女也。

(小松の御門) 次の文に見ゆる通り小松の宮におはしました所から起つた御名である。
(仁明第二の子) 三代實錄、日本紀略、大鏡、皇胤紹運錄等第三子としてある。本書は誤であらう。

陽成退けられ給ひし時、昭宣公諸の皇子を相し申されけり。此天皇一品式部卿兼常陸太守と聞えしが、御年たかくて、小松の宮にましましてけるに俄に詣でて、見給ひければ、人主の器量餘の皇子達に勝れましけるに依りて、即、儀衛を調へて、迎へ申されけり。本位の服を著しながら鸞

「一」底本脱、他諸本によりて補ふ。

輿に駕して、大内に入らせ給ひにき。

(陽成退けられ給ひし時云々) 昭宣公は上にいつてある藤原基經の諡である。當時攝政太政大臣であつた事は陽成天皇の條に明かである。この時昭宣公が諸の皇子を相し申されたといふ事は未だ古書にその證を見出さぬ。但し三代實錄には嘉祥二年に渤海國の國使が入朝した時大使王文矩がこの天皇の當時諸親王中に在つて拜し起立したまふさまを見て親しい者に、此親王必ず天位に登り給はうと相したといふ事があり、又大鏡には基經が幼少の頃よりこの君に心服し奉つてをり、又攝政良房の家の大甕に配膳の人が尊者に對しての配膳を誤つた過失を彌縫せうとてこの君に無禮の事をしたるをば咎めたまはずしてかへりて燈火を消してその過をおほひ給ひしを見て、寛大の度量のましますを感じてますます心服したといふ事を載せてある。

(此天皇一品式部卿兼常陸太守と見えしが云々) この天皇の當時、一品式部卿で在らせられた事は、その時の讓位の宣命に見ゆる。常陸太守といふのは親王にして常陸の守に任せられた方の稱號である。この親王の國守任官の事は天長三年に規定せられて、上總國、常陸國、上野國の三國に限りて親王の任國として、そこに親王の任せられた時に太守と申し上ぐる事になつたのである。この天皇の常陸太守で在られた事は嘉祥元年であつたが、貞觀六年十二月申務卿から上野太守をかね、元慶四年に兼常陸太守にうつりたまつたのである。この即位の當時は御年五十四歳で在らせられたから「御年たかくて」と云つたのである。

(小松の宮) 拾芥抄に「小松殿、大炊御門北、町尻東、光孝天皇誕生所云々」とある。大鏡に「小松のみかどの親王にておはしまししときの御所はみな人しりて侍り。おのがおやのさぶらひしところ大炊のみかどよりは北、町尻よりは西にぞ侍りし。されば、宮のかたはらにてつねにまゐりてあそび侍りしかば、いと閑散にてこそおはしまししか。」と云つてゐる。本文にはこの小松宮に基經が參つた様に記してゐるが、三代實錄には「于時天皇在東二條宮親王公卿奉天子璽綬神鏡寶劍等天皇再辭讓、曾不肯受」とあり、又「是夜、親王公卿侍宿於行在所」と見ゆる。東二條宮は今明かでないが、大炊御門にある譯が無いから、小松殿をさしたのではない。それ故に、こゝに二の傳がある事になる。しかし、この小松殿におはしましたといふ説も古いものであることは大鏡の上の文のつゞきに、この小松殿に

上達部や、くらおきたるうまども、かうぶり、うへのきぬきたる人々などの見え侍りしに、心えずあやしくて何事ぞと人毎にとひさぶらひしかば、式部卿のみや、みかどにいらせ給ふとて大殿を初めたてまつりてみなまゐり給ふなりとていそぎまかりしなどぞ云々」と云つてゐるのでわかる。

(即儀衛を調へて迎へ申されけり云々) 三代實錄に「五日(二月)親王公卿引文武百官奉迎天皇、即日鸞輿入御東宮親王公卿扈從云々」とある。

(本位の服) ここは一品親王の位階相當の服である。この服は大寶令の衣服令に規定がある。その服装はこの頃は多少變化してゐたと思はれるが、しかし、令に準據しての服制は一定してゐた事勿論である。こゝに本位の服を着しながらといふのは天皇又は皇太子の服を召さぬといふ事をいふのであるが、事速であるから、その準備がなかつたのは當然である。この御服装の事は古書には傳は見えない様であるが、これは事實であらう。親房卿位の高位高官の人々は史上に傳はらぬ宮廷の事蹟を口傳として傳授してゐらるる筈であるから、これは史に傳へぬからと云つて否定する事は出来ぬ筈である。

(鸞輿) 鳳輦と云ふに同じく天子の乘輿をさす。鸞といふも鳳といふも、その御輿の蓋の頂に飾りつけた鳥の姿をさすのである。

(説) さてこの項の事實は正史には見えないが、古事談に次のやうに云つてゐる。「陽成院御邪氣大事御座之時、依不御座儲君、昭宣公親王達ノモトヘ行廻ツツ見事體給、他之親王達ハサハギアヒテ、或裝束シ、或圓座トリテ奔走シアハレタリケルニ、小松帝御許マイラセ給タリケレハ、ヤブレタル御簾ノ内ニ縁破タル疊御座シテ、本鳥二俣ニ取テ無傾動氣御座シケレバ、此親王コソ帝位ニハ即給ハメトテ御輿ヲ寄タリケレハ鳳輦ニコソノラメトテ葱花ニハ不乘給ザリケリ」とある。この傳説が、本書に大なる影響を及ぼしてゐると見らるる。

今年甲辰の年也。乙巳に改元。

(釋) この讓位の年は元慶八年で甲辰の年である。その二月四日に神璽を受けられ、二十四日に即位せられたのである。

さて翌乙巳の年即元慶九年の二月廿一日に仁和と改元せられた。

踐祚の初、攝政を改めて、關白とす、是、我朝關白の始也。漢の霍光、攝政たりしが、宣帝の時政を返して退きけるを万機の政猶光に關り白さしめよと有りし其名を取りて、授けられにけり。

(踐祚の初攝政を改めて關白とす) これは元慶八年六月五日に宣命ありて、「應奏之事應下事必先諮稟與朕將垂拱而仰成止宣云々」あるをさしたのである。これより先光孝踐祚の際に、別に攝政を委任せられなかつたから、先帝の時の攝政は自然消滅となつたものらしい。攝政と關白とは似てゐるがその權限がちがふ。攝政は天皇に代りて宸筆の宣命を書し、除目叙位の申文に名字を書せずして判を用ゐるなどの事があるが、それらは關白の行ふこと能はざるものである。光孝天皇政治に練達せられ、又年長者であらせられたから、踐祚と同時に攝政といふ事は消滅したと思はる。それで太政大臣基經の權限如何といふ事が當時政界の問題となつた。即ち四月廿二日に即位在つて、五月廿六日に左大臣源融が、勅を奉じ、文章博士菅原道真、博士善淵永貞、助教淨野宮雄、中原月雄、少外記大藏善行、明法博士凡春宗、大内記菅野惟肖、明法博士忌部濤繼等を喚して太政大臣職掌有無の事につきて勸奏の旨を問はせられた。この時の奏議は有といひ、無といひ議論區々であつた。そこで、六月五日にかの宣命は下されたのであるが、この文中には「所司勸勸師範訓導乃美非美内外之政无所統久毛有精利假使無所職久可有止朕耳目腹心所侍特分朕憂止思保須自今日官廳座天就萬政頒行比入輔朕躬田總百倍倍(以下上出の文)と在つて、こゝに攝政のかはりに關白といふ事が起つたのである。但しこの時に關白の實は在つたが、未だ關白といふ名目は出来ては居なかつた。關白といふ名目は次代宇多天皇の御代に基經に對して下された詔書にはじめて見る所である。關白は萬機の政を總管するもので

一切の奏文を至尊の御覽に供する前に先づ、此に關り白すによりてその名稱となつたのである。

(皇我朝關白の始也) 上に云つたやうに事實上からは本書のやうに言ひうる事ではあるが、名稱から見れば、この時まで關白といふ職名が出来てゐなかつた。それ故に濫觴抄に關白の始を宇多天皇の御代とするのが正しいのである。

(漢の霍光云々) 霍光の攝政の事は清和天皇の御代の條の攝政の下に云つた。宣帝の時の事は漢書宣帝紀のはじめ、本始元年春正月に、「大將軍光稽首歸政。上謙讓委任」とあるのをこゝに云つた。これを霍光傳では、「光自後元秉持萬機及上即位迺歸政、上謙讓不受、諸事皆先關白光然後奏御天子」とある。關白の字面はこゝから起つた。但しその名を取りて授けられたのは宇多天皇の時であつて、この御時でない事は前に云つた通りである。

此天皇昭宣公の定めに依りて、立ち給ひしかば、御志も深かりしにや。其子を殿上に召して、元服せしめ、御自位記をあそばして、正五位下になし給ひけりこそぞ。

(此天皇云々) 此天皇と昭宣公基經とはもと、母方の従兄弟で、天皇の御母と基經の母とは姉妹である。それに基經擁立の功も在つて一層親しくし、又重んぜられたのであらう。

(其子を殿上に召して元服せしめ云々) これは基經の子時平の事である。三代實錄仁和二年正月二日の條に「太政大臣第一之男時平於仁壽殿加元服于時年十六。帝手自取冠加其首(云々)即日授時平正五位下天皇親筆書黃紙以賜之(云々)其所須冠巾皆是服御之物也」とある。

久しく絶えにける芹河の御幸など有りて古き跡をおこさるゝ事ども聞え

「ども」底本「定」に作る。

他諸本によりて改む

なり。

(芹河の御幸) 芹川は山城國紀伊郡鳥羽の邊である。こゝへの御幸は延暦十五年正月に桓武天皇が遊獵せられた事が初見であつて、承和の頃まで屢あつたが、五十年間すたれてゐた。それをこの天皇の御世に再興せられた。即ち仁和二年十二月十四日に芹川野に御幸あつて、雪中に放鷹せられた事が三代實錄に見ゆる。この時に在原行平のよんだ歌「さかの山みゆき絶にしせり河の千代の古道あとはありけり」

(古き跡をおこさるゝ事ども聞えき) これは大體仁明天皇以後朝廷の公事風流が、大分すたれてゐたのを再興せられたのである。梅宮の祭、御體御卜、諸國詮擬郡司文の儀等がそれである。芹川行幸も亦その一である。

天下を治め給ふ事三年。五十七歳御座しき。

(天下を治め給ふ事三年) 元慶八年二月に即位、それより滿三年を経て仁和三年八月廿六日に崩御になつた。

(五十七歳) 三代實錄には「春秋五十八」とある。三代實錄に天長八年の御誕生と記してゐるによれば、五十七歳であるべきである。大鏡は天長八年の御誕生として、御即位の時を五十五としてゐるのは一歳の違算である。天長八年の御誕生とせば、本書の方が正しい。帝王編年記には天長七年の御誕生としてゐる。

大方、天皇の世つぎを注せる文、昔より今に至るまで、家々にあまたありて、かく注し侍るも更に珍しからぬ事なれども、神代より繼體正統の

「曆」底本「歴」に作る。必ずしも誤にあらねども、他本の普通なるに従ふ。

違はせ給はぬ一はしを申さんがため也。我國は神國なれば天照大神の御計にまかせられたるにや。され共其中に御誤あれば、曆數も久しからず。又終には正路に歸れ共、一旦も沈ませ給ふためしもあり。是は皆自なさせ給ふ御科也。冥助の空きには非ず。佛も衆生をみちびきつくし、神も百姓をすなほならしめむとこそし給へ共、衆生の果報品々に、受くる所の性、同じからず。十善の戒力にて天子とは成り給へども、代々の御行迹、善悪又まちく也。かゝれば、本を本として正に歸り、元を元として邪を捨てられん事を祖神の御心には叶はせ給ふべき。

(説) これから著者が、皇位の繼承に就いて懐いてゐる意見を述ぶる所である。而してこの一段はその發端であつて先づこの論をなす趣旨を述ぶるのがこの

(大方、天皇の世つぎを云々一はしを申さんがため也) の一節である。

(天皇の世つぎを注せる文) 皇位繼承を主として、代々の天皇の御事蹟を略記してある一種の歴史。大鏡の作者が「大宅の世繼」「夏山の繁樹」といふ假設の人物の言に託してその時の近代史を述べたのもこの精神で、「大宅の世繼」は要するに天皇の歴代といふ事であり、この人物を以て天皇の歴代を語らせ、忠平の家臣夏山繁樹といふ人物を以て藤原氏の歴代の事蹟を語らせたのである。この大宅の世繼は漢字に直せば帝紀といふべきであるが、本朝書籍目錄に帝紀と題

して集録した書はすべて漢文のものである。而して假名と題して集録した中に、世繼、(これは今の榮花物語)大鏡、水鏡、今鏡等がある。それ故に「世繼」といふのは主として假名書のものを書したのであらう。

(家々にあまたありて) これは公の撰でなくて私修のよつぎをいつたのである。事實又世繼といはるる假名書は主として私撰である。

(神代より繼體正統の違はせ給はぬ一はしを申さんがため也) これはこの論の發端ともいひうるが、又本書撰述の本旨がこゝにあるのである。されば、この文は上の「神代より正理にて受け傳ふる謂を宣べん事を志して常に聞ゆる事は載せず。然れば神皇正統記とや名づけ侍るべき」とある、それを更にくりかへして、その要旨をあげてゐるものともいひうるのである。

(説) 以上、撰者自らが帝王の世繼をしるすは今更にはずもがな事で珍らしくはないと云つてゐる如く、何人も知つてゐることは勿論であるが、その事實の底を流れてゐる主義なり思想なり、はた弘くいはゞ理想なりが何人にもわかるといふものではない。一體本書は歴史上の事實を傳ふるだけが目的ではなくてその事實の生ずる根元の條理を明かに示さうとするのが、第一の目的である。これは何人でも企て、必ず出來るといふやうな平凡な事ではない。この撰者によつてはじめていひうる偉大な思想が、本書の底流をなしてゐて、それが、處々にじみ出るのである。それは恰も地下に存する水脈が或は泉となり、或は井となつて地上に湧き出で流るゝやうのものである。もとより本著者の言論に一毫も誤がなく議論の餘地が無いとは言ひうべきではあるまいが、しかし、本書の底流を成してゐる根本の思想は古今に絶した偉大な思想で、一二の過誤が在つたとしても、それが、その根柢に累を及ぼすやうなことは決して無いのである。今この段の説にも多少議論の餘地はある。随つて、述者も、下に多少の言をなすが、それで以て、この撰者の大議論には累を及ぼすものではないと確信する。

(我國は神國なれば) これも、上、本書の最初に喝破した言をこゝにくりかへしたものである。

(天照大神の御計にまかせられたるにや) 皇位と皇統とは天照大神の神勅によつて確立し、又保證せられたことは既に屢々いはれた所である。然らば、かの天壤無窮の神勅のまゝに行はれ、皇位の繼承も、種々の姿にてあらはれ、凡人の心では如何にしてかやうな事になるかあからぬ様な事も往々あるが、すべては天照大神の神慮から出てかやうになりつつ進み行くものであらうといふのである。こゝに「にや」といつて疑問の語を使つてゐるのは、何故かといふにこれ

一は臣下として皇統を論ずるのは良多いから斷言することを憚つたものであらうし、一は、凡人の心で、神慮をはかり奉ることはおふけなき事であるからであらう。しかし、撰者が、内心に確信を以て言つてゐることは明かである。これを以て眞實の疑問と誤解してはならぬ。

(されど其中に御誤あれば、曆數も久しからず) 御誤といふのは、天照大神に關していふのではない。歴代の天皇の中に御誤をなさるゝ天皇がある時にはその御治世も久しくないといふのである。これの實例は後にあげてある。

(又終には正路に歸れ共一旦も沈ませ給ふためしもあり) 又最後には正理のまゝに條理ある方にかへつて世を治めらるるが、それまでは運悪くて一時、沈淪したまふ例もあるといふのである。これは上にいつた、日本武尊の御血統、應神から繼體天皇への御系統、天智天皇の後光仁の御系統等をさすのであらう。

(是は皆自なさせ給ふ御科也。冥助の空きには非ず) かやうに御曆數の久しからぬのや、一時沈淪せらるるのこれら皆その衝にあたるる方々の御科であるといふのであるが、この科はたゞ、この世にての過失とが罪惡とかいふだけでなく、佛教に所謂先世の因果應報の思想をも加へて考へらるべきものである。されば、これら悲觀すべき運命は結局その御自らの上に原因が在るので、神明の幽冥界からの御助が空しいからさうなつたといふ譯ではないといふのである。これを明かにする爲に、次に

(佛も、衆生をみちびきつくし云々衆生の果報品々に、受くる所の性同じからず) と云つたのである。佛が衆生を悉く導いて善に趣かせうとするけれど、その衆生のそれ々の因果應報によりて同一にはならぬ。又神も天下萬民を正直に導かうとせらるるけれど、やはり、その受けた性質の相違によつて一様には至らぬといふのである。

(十善の戒力にて天子とは成り給へども) 十善とは十戒を正しく守ることをいふ。戒力とはその戒を守りたる功力にして十善の戒功によりて天子となるといふ説はすべて佛教でいふ所である。

(代々の御行迹善惡又まち／＼也) 代々の天皇の御行迹が種々様々であるから、又その御行迹に基づいて果報がまち／＼であるといふ意。

(本を本として正に歸り、元を元として邪を捨てられん事ぞ祖神の御心に叶はせ給ふべき) これは前にも(應神條)言つてある如く、神道の本旨で、また帝王の治國の大本であり、更に又わが國體の本色である。即ち、事の本末を辨へて、本元の大旨に歸り、邪をすて正に歸することが、天祖の御本旨に叶はせ給ふべき事であると論ずる。著者の著した元

元集の書名もこの精神をあらはしてゐる。
(説) 以上で、冒頭の論が終り、これから、本論であるが、事實をあげつゝ論を進むるのである。

「陟」底本によ
る。他諸本「へ
タタリ」とす。
されど、意を
なさず。
「えらばれ」底
本「撰」に作
る。他諸本に
よる。

神武より景行まで十二代は御子孫其ままに續がせ給へり。疑はしからず。
日本武尊、世を早くしまししに依りて、御弟成務陟り給ひしかど、日本
武の御子にて仲哀傳へましましぬ。仲哀應神の御後に仁徳傳へ給へりし、
武烈惡王にて、日嗣絶え御座しし時、應神五世の御孫にて、繼體天皇え
らばれ立ち給ふ。是なん珍らしきためしに侍る。されども、二を雙べて
諍ふ時にこそ、傍正の疑もあれ。群臣皇胤なき事を愁へて、求め出で奉
りし上に、其身賢にして、天の命をうけ、人の望に叶ひましましければ、
兎角の疑ひ有べからず。其後相次いで、天智、天武御兄弟立ち給ひしに、
大友の皇子の亂により天武の御流れ久しく傳へられしに、稱徳女帝にて、
御嗣もなし。又政も亂がはしく聞えしかば、愆なる御讓なくて絶えにき。

「侍る」底本
「傳」に作る。
梅白二本によ
りて訂す。

光仁又傍よりえらばれて立ち給ふ。是なん又繼體天皇の御事に似給へる。
然れ共、天智は正統にてましましき。第一の御子大友こそ誤りて天下を
得給はざりしか共、第二の皇子にて施基の御子、御科なし。其御子なれ
ば、此天皇立給へる事正理に歸るとぞ申侍るべき。今の光孝又昭宣公の
えらびにて立ち給ふと云へ共、仁明の太子、文徳の御流なりしかども陽
成惡王にて退けられ給ひしに、仁明第二の御子にて、しかも賢才諸親王
に勝れましましければ、疑なき天命とこそ見え侍れ。かやうに傍より出
給ふ事、是まで三代也。人のなせる事とは心得奉るまじき也。前に注し
侍る理も能く辨へらるべき者哉。

(神武より景行まで云々) この十二代はこゝにもいふ通り、御血統の次第のまゝに皇位をつがせられた。その間に何等の
論議をして定めなければならぬ様な紛らはしい事がなかつたといふのである。
(日本武尊世を早くしまししに依りて云々) 仲哀天皇が、成務天皇の姪で位に即かれた事が、世代の區別を立てねばなら
ぬやうになつたはじめである事は既に論じてある。
(仲哀應神の御後に仁徳傳へ給へりし、武烈惡王にて日嗣絶え御座しし時云々) 武烈天皇で、仁徳天皇の御血統が絶え、同
じく應神天皇の御末ながら、仁徳天皇の御末でない繼體天皇が、應神天皇五世の御孫といふ御身分で天皇の位に即か

れたのは先例の無かつた事であつた。それ故撰者は「珍らしき例」と云つたのである。
(二を雙べていふ時にこそ傍正の疑もあれ) 皇位繼承の候補者が二方あらはれて、いづれの方が、繼承者であるかといふ時にこそいづれが傍系であり、いづれが正系であるかといふ疑も生ずるのであるが、繼體天皇の御場合はそれとは違ふといふ意。

(群臣、皇胤なき事を愁へて云々) この時は群臣が、皇胤を求めて尋ね出し奉つたのであり、又其御身賢者でまじし、又天祖の命をうけ、人望にも叶ひまじしのであるから、この時には何等紛らはしい事もなく諍も生じなかつた。
(其後相次いで天智天皇御兄弟立ち給ひしに云々) 繼體天皇以後又一系相次いで、天智天皇まで来たが、その次に大友皇子即ち弘文天皇と天武天皇との争が在つて大亂となり、終に天武天皇の勝に歸してその一流だけが榮えて、天皇として、八代、御血統としては五世まで傳へられたが、稱徳天皇が女帝である爲に御世嗣がなく、又政治も押勝、道鏡などの爲に亂がはしくなり、又慥かな御讓位もなくして天武天皇の御血統がこゝに絶えた。
(光仁又傍よりえらばれて立ち給ふ) 稱徳天皇大漸の時光仁天皇が、當代とは御血縁稍遠く、天智天皇の御孫として擇ばれて天位につかれた。

(是なん又繼體の御事に似給へる。然れども云々正理に歸るとぞ申侍るべき) この光仁天皇が、天武天皇の御血統の絶えたあとを受けて立たれた事は繼體天皇が、仁徳天皇の御血統の絶えたあとを受けて立たれた事と似てゐると一往は見ゆる。しかし、それは全く一樣であるとは言はれぬ。仁徳天皇は應神天皇の正系であつて、繼體天皇の御血統はどちらかといへば傍系に屬する。然るに天智天皇は正系であつて、天武天皇の方はいへば傍系であつた。それ故に大友皇子こそ誤つて皇位を全くせられなかつたが、施基皇子には何等の缺點もないのである。その御子として光仁天皇が天位に即かれたのは寧ろ正しい條理に復歸したといふべきである。

(今の光孝又昭宣公のえらびにて立ち給ふと云へども云々) 陽成天皇は仁明の太子、文徳の御血統で嫡流といふべきであるが、上にいふ如く退けられ給ふ事になり、光孝天皇が基經の擇びで立ち給うたのではあるが、この天皇は仁明の第二子で、文徳天皇の御血統が、天位をつがせ給はぬといふ事ならば、當然この天皇が立ち給ふべき順位であり、又賢才といふ點で、他の諸親王にすぐれてまじりましたが、このやうに天位に即かれたのは疑もなき天祖の神意に基づくものと思はると云ふのである。

(かやうに傍より出給ふ事はまで三代也) かやうに、傍系から出て皇位をつがれたのは神武天皇以來この御代まで繼體、光仁、光孝の三代であるといふ。
(人のなせる事とは心得奉るまじき云々) この三代の天位を得たまへるは、外觀は或は群臣の奉戴(繼體)或は賢臣の精忠(光仁、光孝)に依る事であるが、それはたゞ人事の外観で、その源は神慮に基づくもので、人のしたわざとは心得奉るべきものではないといふ意。それについては前に「本を本として正に歸り云々」と注したあの道理を十分に玩味して辨へ知りたまふべきであるといふのである。

光孝より上方は一向上古也。万の例を勘ふるも、仁和より下方をぞ申める。古すら猶かゝる理にて天位を嗣ぎ給ふ。まして、末世には正しき御讓ならでは持たせ給ふまじき事と心得奉るべき也。

(光孝より上方は一向上古也) 光孝天皇より以前は大體上古といふべき世のさまで、その以後の世とは大分世態が違ふといふのである。それ故に
(万の例を勘ふるも仁和より下方をぞ申める) と云つた。即ち親房卿の時代などから世の政治などの先例として勘ふる事柄も大體光孝天皇以後の事を先例として引くのである。
(古すら猶かゝる理にて天位を嗣ぎ給ふ云々) 光孝以前の人心のすなほな時代でもやはり、上述したやうな道理によつて天皇の位を嗣ぎ給うたのである。まして末世の人心の濁つた世では、正確な御讓といふ事がなくては天位をたもち給ふまじい事であると心得奉るべきであるといふのである。これは、當時足利氏が、不當の方法を用ゐる正當の手續をも經ずして北朝の帝に御即位などをせさせ奉ることを批難してゐる下心があるのであらう。

此御代より藤氏の攝籙の家も他流に移らず、昭宣公の苗裔のみぞたゞし

「流」底本「家」とす。他諸本による。

く傳へられにたる。上は光孝の御子孫、天照大神の正統と定まり、下は

昭宣公の子孫、天兒屋命の嫡流と成り給へり。二神の御誓ひ違はずして

上は帝王三十九代、下は攝關四十餘人、四百七十餘年にも成りぬるにや。

(此御代より藤氏の攝録の家も云々) 攝録は攝政の異名であるが、普通には攝政關白の異名とする。光孝天皇の御代から

藤原の攝政關白といふものも藤原氏にても基經の一流に限られて、他の流には移らずなつたのである。これが後の所

謂五攝家の源である。上には光孝天皇の御子孫が、現代まで引つゞき皇位をつがれ、下は基經の子孫が、藤原氏の本

家となり、天兒屋命の嫡流となつてゐるといふのである。

(二神の誓ひ違はずして云々) 二神は天照大神と天兒屋命とである。この二神の御誓ひ即ち御契約といふ事は上皇極天皇

の朝の條の鎌足の事に關しても説いてゐる。その御誓約がどこまでも違はずして、こゝに、上、天位に於いては三十

九代の天皇引つゞいてゐたまひ、下、攝關に於いては四十餘人がその歴代の天皇を輔佐し奉つて、四百七十餘年にも成

つたといふのである。この天皇の代数は本書のかぞへ方で、光孝天皇から後村上天皇まで三十九代になるが、年数は

仁和元年から四百七十年とすると正平十年になつて、本書を草せられたといふ延元四年から十五年の後に成り、又親

房の薨後になるからこれは恐らくは四百五十年の誤算であらう。

第五十九代、第三十二世、宇多天皇、諱は定省、光孝第三の子。御母、

皇太后班子の女王、中野親王、桓武の女也。元慶の比孫王にて、源氏の姓を

給はらせ御座す。當初常に鷹狩を好ませ給ひけるに或時賀茂大神顯れて

皇位に即かせ給ふべき由を示し申されけり。踐祚の後彼社の臨時の祭を

始められしは大神の申し受け給ひける故とぞ。

(説) この天皇以後は正史の編纂が無い。それで日本紀略、扶桑略記、帝王編年記等で調ぶる。しかし、それらの傳と、

本書の傳と一致するものは一々あげない。

(光孝第三の子) 三代實錄の光孝天皇崩御の前日の記事に「是日立第七皇子爲皇太子」とあり、扶桑略記もその通りで

ある。しかし、日本紀略、帝王編年記には第三子とある。本書は日本紀略等の傳によつたものである。

(皇太后班子の女王) この女王は仲野親王の御女で、光孝天皇の妃として貞觀十年に宇多天皇をうみ奉り、天皇即位の後

元慶八年四月に女御となられ、仁和三年宇多天皇即位と共に皇太夫人となられ、寛平九年に皇太后となられた。

(元慶の頃孫王にて源氏の姓を給はらせ御座す) これは陽成天皇御世の時に、光孝天皇はまだ、親王であられ、その御子

として、仁明天皇の皇孫であつた。本文はその時に源の姓を給はられたとあるが、事實は少し違ふ。それは元慶八年

四月十三日、光孝天皇即位の後天皇の皇子男女すべて二十九人に源朝臣の姓を賜はつたのである。それ故元慶の時と

いふのは違はぬが、孫王としてでは無く、皇子としてで在つた。

(當初常に鷹狩を好ませ給ひけるに、或時賀茂大神顯れて、皇位に即かせ給ふべき由を示し申されけり) この話は大神に

見ゆる。曰はく「この御門いまだ位につかせ給はざりける時、十一月廿五日の程に、加茂の社のへんに鷹つかひ、あ

そびありきけるに、加茂の明神たくせんし給ひけるやう「この邊に侍るおきなどもなり。はるはまつり多く侍り。ふ

ゆのいみじくつれゝなるに、まつり給はらむ」と申し給へば、そのときに加茂明神のおほせらるゝとおぼえさせ給

ひて「おのれはちからおよび候はず。おほやけに申させ給ふべきにこそさぶらふなれ」と申させ給へば「ちからおよ

ばせ給ひぬべきなればこそ申せ。いたくきやうゝなるふるまひなせさせ給ひそ。さ申すやうあり。ちかゝなり侍

りとかいけつやうにうせ給ひぬ」と見ゆる。

(踐祚の後彼社の臨時の祭を始められしは大神の申し受け給ひける故とぞ) この加茂大神の冬の祭を請はれたといふ事は

上の大鏡の文に見ゆるが大鏡はなほ上の文につゞいて次のやうに云ふ「いかなる事にかと心えずおぼしめす程に、か

く位に即かせ給へりければ、臨時のまつりせさせ給へるぞかし。加茂の明神の詔宣してまつりせさせ給へと申させ給

ふ日とりの日に侍りければ、やがて霜月のはてのとりの日臨時の祭は侍るぞかし。云々位につかせ給ひて二年といふ

には「生まれり」とある。この御祭は所謂賀茂臨時祭であるが、日本紀略寛平元年十一月の條に「廿一日己酉臨時祭、賀茂二社以右近衛中將藤原朝臣時平爲使」とあるのが初めである。年中行事秘抄に十一月「下酉日賀茂臨時祭事、寛平元年十一月廿一日癸酉初也（將時平也）」とある。（この「癸」は「己」の誤である。又扶桑略記に寛平九年に始まるとするの誤である）この臨時祭は、後に恒例の神事となつたが、名目はいつでも臨時祭であつた。

「中」底本脱、他諸本によりて補ふ。

仁和三三年丁未の秋、光孝御病有りしに、御兄の御子達を置きて、讓を受け給ふ。先親王として、皇太子に立ちて、即受禪。同年の冬、即位。中一年有りて己酉に改元。踐祚の始より太政大臣基經又關白せられ、此關白薨じて後は暫く其人なし。

（仁和三三年丁未の秋、光孝御病有りしに云々）光孝天皇は仁和三三年の秋に御病にかゝらせ給うた。その頃に八月廿二日に太政大臣藤原基經、左大臣源融、右大臣源多以下大中納言參議まですべて十四人連署上表して皇太子を立てむことを請うた。そこで、廿五日に詔が有つて、第七皇子定省即ちこの天皇が源姓を賜はつてゐられたのを臣籍を削つて親王に列せられ、廿六日に皇太子に策立せられ、その日に光孝天皇崩御あらせられて、踐祚せられたのである。光孝天皇の御子の頗る多かつたことはかの源姓を賜はつた時の記事でも明かである。そのうちからこの天皇が選ばれたのである。

（即受禪）こゝに受禪とあるが、讓位があつて後光孝天皇崩御のあつたのではないから、普通にいふ受禪ではない。

（同年の冬即位）仁和三三年十一月十七日に即位禮を行はれたのである。

（中一年有りて己酉に改元）仁和三三年に即位、仁和三三年己酉四月二十七日に寛平と改元せられた。日本紀略に「天祚之後及三年改元之例始于此時」とある。

（踐祚の始より太政大臣基經又關白せられ、此關白薨じて後は暫く其人なし）これは御即位の後間もなく仁和三三年十一月廿七日に太政大臣基經に詔して萬機を關白せしめられた。その詔の文は下の關係の文書と共に政事要略に載せてある。然るに翌月間十一月廿六日基經は上表して關白を辭したが、廿七日に基經に勅答を賜はつた。その勅答の文中に「宜以阿衡之任爲卿之任」といふ語が在つた。所でこの語について「阿衡には職掌が無い」といふ論が起り、基經が久しく政事を見ず、仁和三四年五月十五日に奏狀を上つて執奏の官を定めて萬機を滯らしめないやうにせられたいと云つた。上の詔書は參議橋廣相の起草したもので、それを批難して、基經をそゝのかしたのには左少辨藤原佐世であつた。而して多くの儒臣は佐世に加擔して、こゝに天下の一大事件となつた。左大臣源融が勅を奉じて廣相佐世等の勅文によつてその疑義を判じようとして決定せず、又それらの人々を召して對論させたが、同じく決定せぬ。終に仁和三四年六月二日に基經に詔を下されて、阿衡の文は聖意に背かず、又關白の意があるといふことを上疏した。基經はなほ不平であつたと見えて、九月十七日に勅使を遣はして慰められ、十月十三日に大判事等をして、廣相の罪名を勘へ申しめられたが、尋いで、其罪を免された。基經はなほ不平であつたと見ゆるが、讃岐守菅原道眞が、書を基經に遣して、これを諷諫したので、廣相を罰することをやめたやうである。この當時の事は政事要略に引いた天皇の御日記に明かに見ゆる。權臣の專横とそれに阿附する小人等の策動と眞に涙を以て讀み奉らねばならぬ程に拜見するのである。かやうの事にいたく聖慮を惱まされた結果であらうか、寛平三年正月十三日に基經が薨じた後には關白を置かれなくなつた。

天下を治め給ふ事、十年、位を太子に讓りて太上天皇と申す。

（天下を治め給ふ事十年）仁和三三年八月廿六日踐祚、寛平九年七月三日の讓位であるから、御在位は殆ど滿十年である。（位を太子に讓りて太上天皇と申す）寛平九年七月三日に御讓位。太上天皇と申し上げることは一々いふまでもない。

中一年計在りて出家せさせ給ふ。御年三十三にや。若くより其御志有り

きとぞ仰給ひける。弘法大師四代の弟子益信僧正を御師にて、東寺に
 て、灌頂せさせ給ふ。又智證大師の弟子、増命僧正にも子時法橋也、後諡號三静觀。比叡山
 にて受けさせ給へり。弘法の流をむねごせさせ給ひければ、其御法流と
 て今に絶えず、仁和寺に傳へ侍るは是也。

(中一年計在りて出家させ給ふ)

この御讓位は寛平九年七月で、翌年が昌泰元年、その次の年即ち二年十月十五日に、こ
 の上皇が東寺で灌頂を受けさせられ、廿四日に仁和寺に於いて、出家入道の姿にならせられた。御年はこゝにある通
 り三十三であらせられた。

(若くより其御志有りきとぞ仰給ひける) この事は扶桑略記に曰つてゐる。今あげないが、その文はこの天皇の御記を引
 いたのである。

(弘法大師四代の弟子益信僧正を御師にて東寺にして灌頂せさせ給ふ)

これは上に云つた御出家の灌頂でなくて延喜元年
 十二月十三日に法皇として後に、東寺に於いて傳法灌頂を受けられた事を云つたのである。東實記に「代々法皇於東寺
 御入壇例事密教相承抄云延喜元年辛酉十二月十三日辛卯東寺灌頂院以法務僧正益信爲大阿闍梨受傳法灌頂職
 位(卅五)」とある。益信は大安寺の行教の弟でその法系は弘法一眞雅一源仁一益信となるのである。

(又智證大師の弟子、増命僧正にも比叡山にて受けさせ給へり)

増命は幼より比叡山に入つて學び、仁和元年に圓珍(智
 證大師)から三部灌頂を受けたが、延喜六年に天台座主となつた。延喜五年四月十四日に法皇延曆寺に行幸あつて、戒
 壇院で増命に廻心戒を受けられ、延喜六年十月十七日に同じく延曆寺總持院で、蘇悉法を受けられ、同十年九月二十
 五日に三部大法灌頂を受けた。増命は歿後延長五年十二月に靜觀といふ勸證を賜はつた。その法橋であつた時
 にこの法皇が灌頂を受けたのは延喜五年の折の事とす。

(弘法の流をむねとせさせ給ひければ、其御法流とて今に絶えず、仁和寺に傳へ侍るは是也)

上にいつたやうに、この法
 皇弘法大師の法流をうけられ、又智證大師の法流をも受けられたが、その主とせられたのは弘法大師の流即ち眞言宗
 であつたから、この法皇の法流として當時まで絶えず、仁和寺に傳へてゐるのはこの弘法流であるといふのである。
 事實、今日に至るまで仁和寺は眞言宗である。

「護持僧」底本
 「御持僧」に作
 る。他諸本に
 よりて改む。

凡弘法の流に廣澤仁和寺小野醍醐井の二あり。廣澤は法皇の御弟子、寛空僧正
 寛空の弟子寛朝僧正敦實親王子、法皇御孫也。寛朝廣澤にすまれしかば、彼流と云ふ。其
 後代々の御室相傳へて、只人は相交らず。法流をあづけられて師範と成事は兩度あり。されども、御室は代々親王也。小野の
 流は益信の相弟子に聖寶僧正とて知法無雙の人在りき。大師の嫡流と稱
 する事の在るにや。しかれども、年戒負られける故にか、法皇御灌頂の
 時は色衆に連りて嘆徳と云ふ事を勤められたり。延喜の護持僧にて、殊
 に崇重し給ひき。其弟子觀賢僧正も相次ぎて、護持申す。同じく崇重在
 りき。綱中の法務を東寺の一阿闍梨に付けられしも此時より始まる。正の法務

(凡弘法の流に廣澤小野の二あり) こゝに弘法の流といふのは弘法大師から系統を引く眞言宗即ち東密を云つたのである。これが二流に別れた。その譯は弘法大師の弟子のうちで正しい付法相承は眞雅實慧の二人であつた。源仁が、この二人から受けて、これを一にして嫡流になつたが、その弟子に益信聖寶の二人が在つた。この二人によつて二流に分れたのであるが、一は仁和寺に傳はつたのでこれを廣澤流といふ。一は醍醐寺及び勸修寺に傳はつたのでこれを小野流といふ。(これらの名稱の理由は下に説明がある)元亨釋書の寛朝と仁海との傳の後の贊のうちに「南山(弘法大師)數傳而爲信實(益信と聖寶)又數傳而列爲朝海(寛朝と仁海)今之東密稱小野廣澤者朝海也。信實者野(小野)澤(廣澤)之小祖也」とあるので、略要領を得らるる。

(廣澤は法皇の御弟子寛空僧正云々) 廣澤流はこゝにいふ通り、寛朝が廣澤に住んでゐた所から起つた名である。廣澤といふのは仁和寺の在る御室の西で、有名な廣澤池の在る所である。そこに遍昭寺といふ寺が在り、その寺に寛朝が住んでゐた。この寛朝は宇多天皇の皇子敦實親王の第二子である。この人が宇多法皇の御弟子寛空僧正に就いて眞言宗の密教を受けて、法皇の法脈も受けられたのである。この寛朝の法脈をその寺の所在からして廣澤流といふのである。(其後代々の御室相傳へて只人は相交らず) 廣澤流の密教は代々の仁和寺の住職たる法親王がその法統をつがれて、凡人がこれを継いだことは無いといふのである。

(法流をあづけられて師範と成事は二度なり) 廣澤流で、天子の師範となつたのは、益信が、宇多法皇の師となり、寛空が村上、冷泉、圓融の國師となつたことの二度であるといふ。これは「されど」とある語によれば二度だけに止まるといふ意であらう。

(されど、御室は代々親王也) これは御室即ち仁和寺の住職は代々親王であるといふのであるが、絶対にさうだといはれぬ。中には多少の例外がある。平安朝の末から、廣澤流が更に六流に分れたが、そのうちに仁和寺御流をこゝに主としていつたものであらう。

(小野の流は益信の相弟子に聖賢僧正とて知法無雙の人在り云々) 聖賢は讃岐の人で光仁天皇の末孫である。密教では源仁の弟子で、益信と並んで、二傑と稱せられ、小野流の祖となつた人であるが、佛教に於いてその學ぶ所が頗る廣く、三論、法相、華嚴よりして顯密二教に亘つた。貞觀の末に醍醐寺を開き、寛平二年に眞觀寺の座主となり、二年に僧正となり、九年に醍醐寺を賜はつて官寺とせられた。この人は南都、北都にあつた法威を振ひ、東寺、西寺、醍醐

東大寺、興福寺を管理してゐた。かくて東密では弘法大師の嫡流と稱してゐた。しかし、益信よりは稍後輩で、年齢も戒臘も劣つてゐた(五歳の少年)爲か延喜元年十二月十三日に東寺で法皇の御灌頂の時に色衆に連つてゐた。

(色衆に連りて嘆徳と云ふ事を勤められたり) この年の色衆は八十人と東寺長者補任に注してゐる。色衆とは法會の時に梵唄散華等それの職務を帯びて一座に參する僧衆のことである。色は色目の義である。東實記によるとこの時の色衆の筆頭が「大僧都聖寶」于時二とあり、又「聖寶大僧都」于時灌頂が終つた時、新阿闍梨の徳を讃嘆する文を誦する役で、色衆中最も名譽の役である。

(延喜の護持僧にて殊に崇重し給ひき) 護持僧はその人の身を祈禱護持する僧。醍醐天皇の御歸依の厚かつた事は、醍醐寺を御願寺とせられ、崩御の後醍醐に山陵を營まれた事でもわかる。

(其弟子觀賢僧正も相次ぎて護持申す。云々) 觀賢は讃岐の人で、聖寶の弟子中の第一人者である。延長三年に僧正に任ぜられた。弘法大師の謚號を奏請した有名な高僧である。

(綱中の法務を東寺の一阿闍梨に付けられしも此時より始まる) これは上、嵯峨天皇の條に「三流の眞言何れといふべきならねど、眞言を以て諸宗の第一とする事もむねと東寺によれり。延喜の御宇に綱所の印鑑を東寺の一の阿闍梨に預けらる。よりに法務の事を知りて諸宗の一座たり」とあるが如く、延喜の御代の事で宇多天皇の御世の事ではない。しかしこゝは眞言宗の法流の事を叙した序でもあり、又この法皇が事實この宗の事には大なる關係を有してゐられたから、事の次にこゝにあげたのであらう。而して「この時」といふのは觀賢の時をさしたのである。

「窟」底本「窟」とす。白本に「伴はれ」の「はれ」梅本によりて補ふ。

此僧正は高野に詣でて大師入定の窟を開きて、御髪を剃り法服など着せかへ申しし人也。其弟子淳祐石山の内相伴はれけれども、終に見奉らず。師の僧正手を取りて御身に觸れしめけりとぞ。淳祐罪障の至を歎きて卑

「といへども」
群本によりて
補ふ。

下の心ありければ、弟子元杲僧都に延命院許可計にて授職を許さず。勅定に依りて法皇の御弟子寛空にあひて、授職灌頂を遂ぐ。彼元杲の弟子仁海僧正又知法の人なりき。小野と云ふ所に生まれけるより小野の流と云ふ。然れば、法皇は兩流の法主に御座す也。王位を去りて釋門に入る事は其例多しといへども、かく法流の正統となり、然も御子孫繼體し給へる、在りがたき様にや。今の世までも賢かりし事には延喜天曆と申し習はしたれども、此御世こそ上代によれば无爲の御政なりけんと押計られ侍る。菅氏の才名に依りて大納言大將まで登用し給ひしも此御時也。

(此僧正は高野に詣てて大師入定の窟を開きて御髪を剃り法服など着せかへ申しし人也) この話は平家物語などにも出て有名な話である。元亨釋書にはこれは延喜廿一年に天皇の夢に弘法大師が上奏して我が衣弊れ朽ちたれば、宸惠を忝なうせんと願ひ奉つたによつて觀賢を遣されたのであると見ゆる。而して、その時日は石山要記には十一月廿五日とし、高野奥院要記には十一月廿七日の事としてゐる。按ずるに、これはこの年に觀賢の上表によつて弘法大師といふ諡を賜はり、その勅書をもたらしつて勅使が高野山に立つた事などから起つた事であるから弘く信ぜられてゐたのであらう。淳(其弟子淳祐相はれけれども終に見奉らず云々) この話も平家物語に出てゐるから弘く信ぜられてゐたのであらう。淳祐は菅原淳茂の子で道眞の孫である。石山寺に住し、内供奉十禪師となつたから石山内供の名で世に知られた僧であ

(弟子元杲僧都に許可計にて授職を許さず) 元杲は淳祐の門人である。淳祐は自己の罪障の至りを歎いて卑下する心が在つたので、門人の元杲に對しても許可だけを授けて授職灌頂を許さなかつた。この事は次に引く元杲大僧都自傳に明か

に見ゆる。さて許可とは何であるかといふに、演密鈔の四に傳教灌頂を説明して「二、傳教灌頂初發心求阿闍梨爲欲紹阿闍梨位故、師許可已爲造立漫荼羅具足儀軌而與灌頂得灌頂已堪紹師位故名得傳教灌頂名阿闍梨也」とある許可で、傳教灌頂を受くるに足る資格の認定をさすものと見ゆる。こゝにいふ傳教灌頂は本文にいふ授職灌頂のことである。これは如法に行を積んだ人に對して秘法を傳授し阿闍梨の職位を紹がしむる灌頂をいふ。

(勅定に依りて法皇の御弟子寛空にあひて授職灌頂を遂ぐ) 元杲は延命院僧都といつて、藤原貞敏の孫で晨省の子である。はじめ醍醐寺に入つて元方一定の二人に就いて學び、元方死して後石山の淳祐内供に従つたのである。その著元杲大僧都自傳が傳はつてゐるが、その中に「於是屬石山淳祐内供受梵字悉曇且習學兩部大法、其未決者審盡口說、即蒙密印許可亦了。猶啓具支灌頂之志、内供大師云、我本垂惟隱居、今不堪其事一件許可事重行無術。其就他師可遂行ふといふ明記は無いが、「賜阿闍梨官牒殊行此事」とあるはこれをさしたのであらう。さてこの自傳にある「蓮臺僧正」といふは寛空の事である。洛北の蓮臺寺に住した事があるからの名である。さうしてこれはいつの御世の事かといふに、仁和寺御傳に寛空僧正の條中に康保元年の下に「十一月廿一日、授與、受者元杲僧都」とある。然れば、これは村上天皇の勅定によつたものである。具支灌頂とは所應の支分即ち儀軌の示す所の種々の條件を具足して行ふ灌頂の意で、即ち上にいふ授職灌頂をさしたのである。

(彼元杲の弟子仁海僧正又知法の人なりき云々) 元亨釋書に「釋仁海事元杲闍梨真密學傳錯綜衆流醍醐之側小野之地海啓密講之席四來受業之者世號小野密派」とある。仁海の居た所は小野隨心院である。これから小野派の名が生じた。しかし、この派の源は聖寶にあるといはねばならぬ。

(然れば法皇は兩流の法主に御座す也) 東寺所傳の密宗が、益信系統の廣澤流と聖寶系統の小野流との二流になつたが、その廣澤流は仁和寺を本宗としてゐるからもとよりこの法皇の流れであるが、小野流の仁海は元杲に學び、元杲は一方この法皇の御弟子寛空から授職灌頂を受けたものであるから、この二流共にこの法皇の流れといつてもよい。それ